

失明軍人講習會修了者

職員	總員	一五	本校卒業	二	月收最高	一〇〇〇〇	月收最低	一五〇〇	月收平均	四九五〇
	現在員	一	亡	三	月收最高	一〇〇〇〇	月收最低	一五〇〇	月收平均	四九五〇
自宅	職員	一〇			月收最高	一〇〇〇〇	月收最低	一五〇〇	月收平均	四九五〇
營業	職員	一			月收最高	一〇〇〇〇	月收最低	一五〇〇	月收平均	四九五〇
病院	職員	一			月收最高	一〇〇〇〇	月收最低	一五〇〇	月收平均	四九五〇
勤務	職員	一			月收最高	一〇〇〇〇	月收最低	一五〇〇	月收平均	四九五〇

第九 東京高等師範學校

男女兩師範學校の關係

小學師範科

中學師範科

附屬小學校並に附屬中學校

明治二十三年頃より全國の模範となりたる

各學科目教授細目の發表

前篇に於て師範教育の沿革については一通り述べたけれども、尙余は明治四十四年十月三十日教育〔著〕溪會刊行第三百四十四號に於て「古き母校と云ふ題の下に此の校の沿革を概略記載したから、茲に其の全文を掲げることとする。尙ほ別に明治十年附屬小學校規則、明治十一年本校報告、明治二十八年一覽を掲げよう。

附言 校舎の創立につきては第十東京女子高等師範學校参照

九 東京高等師範學校

古き母校

第一 中學師範科の創始

中學師範は即ち我が國中等教員養成の嚆矢であつて、明治九年三月生徒を募集して翌四月八日に入學を命ぜられたのである。當時募集に應じた者は二百八十餘名であつて、之を二回に試験して第一回で第一の選擇を行ひ、第二回の試験を以て及第を定められた。第一回の試験は漢學、英學、皇學、作文であつて、別に體格試験は無かつた。漢學は通鑑攬要凡そ半枚の講義で、四五人の試験官の前で一人づゝ出て一々讀方並に其の講義をさせられた。英學はチャンパー社版の中世史を凡そ一頁、豫め字引を與へられて一時間位一般に下讀を許され、後字引を取上げられて、一堂に集つて待つてゐて一人宛順次呼出され是亦漢學同様に四五人の試験官の前に一人づゝ出て講義をすることであつた。當時試験の箇所は今尙ほ記憶に遺つて居るが、右中世史中フューダルシステム(封建制度)の箇所であつた。皇學は皇朝史略凡そ半枚位であつて是亦漢學同様の試験であつた。多分藤原藤房卿の上書であつた様に覺えてゐる。作

文は假名交り文、漢文何れでも隨意であつた。第二回の選抜試験では、漢學は銅鑑易知錄凡そ半頁、英學はモーレー氏のフジカル、ジョーグラヒー中の半頁であつて、やはり字引を與へられて下讀をすることは第一回の時と同じであつた。皇學は慥しか日本政記であつたと思ふ。

右の如くにして六十名及第と稱せられて居つたが二三人は病氣等で缺員して居つたやうに承知してゐる。而して右入學志願者は何れも當時東京に於て隆盛を極めて居つた慶應義塾を始めとして、中村敬宇先生の同人舎、尺振八先生の共立學舎、其の他共慣義塾、九段學舎等の英學書生であつたが、殊に慶應義塾は及第者の殆ど三分の二を占めて居つた。其他の者は地方出身であつた。故に此の六十人は入學した後各々一種の塾風があつて、即ち慶應義塾は慶應義塾風、同人舎は同人舎風と云ふものがあつて、服裝、交際の仕方等丸で各種の状態を現はしてゐた。又入學した人の多數は教員志願と云ふよりは寧ろ英、漢學を學びたいと云ふのが目的であつた。何となれば當時東京に於て、英、漢學を學ぶべき場所は開成所今の大學の前身、開拓使の學校、陸軍士官學校、海軍兵學校、商船學校の外に國立の學校が無い、其の中でも英、漢學を十分に能く學ぶべき所は中學師範科に限ると云ふ有様であつたからである。それで之れを目的として入學した者が大分多かつた。

第二 中學師範科創始當時の職員

中學師範科創始に當つて其の攝理箕作秋坪先生が主として其の要衝に立たれ、下には慶應義塾から小幡篤二郎先生が来て教頭の職務を取られたやうである。此の外に校長補小澤圭二郎先生が在つた。小澤先生は明治十年の半ば頃退任せられて秋山恒太郎先生が校長となられた。秋山先生も亦慶應義塾の出身であるから創始當時にあつては殆ど慶應義塾の分校たりと云ふが如くであつた。初めて入學した六十名の生徒中約三分の二が慶應義塾の卒業者又は在學生であつたのを見ても知ることが出来る。當時聞く處に據ると箕作秋坪先生は中學師範科創設の主張者なりとのことで、同校攝理となられたのも、右師範科設置の時任官せられた譯であつて、其以前即ち小學師範科の時代には學校は校長の管理に屬して別に攝理等の設けは無かつたから、創立當時の實際を見る時は小學師範科は校長の管理に屬し中學師範科は攝理教頭の管理に屬し、恰も一學校に二個の學校の設けあるの觀があつた。余等學校に向つて要來する等の場合には常に箕作攝理か又は小幡先生に申し出で、小學師範科の人々は小澤校長に申し出るの例であつた。殊に余等の方は創立の當時にあることだから要求する事件が常に多く、現に廣田正郎君と覺ゆるが中學師範科の教科書に論語の無いことを慨嘆

し兩三名が總代となつて態々雨天の悪日を選び簑笠草鞋で小幡先生を三田の私邸に訪問して大いに論語採用の缺く可らざるを辯論したが爲めに先生の容るゝ所となつた奇談がある。其の他大小輕重常に要求して止まなかつたが當局者も亦能く吾々學生の言を容れられたことを記憶してゐる。右先生の外に新たに中學師範科の教員になられた方々は左の如くである。

- 一 漢學
 - 岡松 麴谷 先生(之れが爲めに肥後から
態々上京せられた)
 - 三島 中洲 先生
 - 増田 岳陽 先生
- 一 英學
 - 藤野 善藏 先生(慶應義塾)
 - 須田 辰二郎 先生(同前)
- 一 數學
 - 伊藤 藤 先生
 - 田中 矢徳 先生(近藤塾より)
- 一 數學、化學、記簿
 - 市郷 弘義 先生
- 一 皇學
 - 稻垣 千穎 先生(小學師範科時代より)
- 一 數學、地文、物理等
 - 後藤 牧太 先生(慶應義塾より)

- 一天文、地質等 平 岩 恒 保 先 生
- 一物理 宇 田 川 準 一 先 生（小學師範科時代より）
- 一圖畫 溝 口 耕 一 先 生

一體操佛國式兵式體操のみ
にして普通體操缺 舊幕時代の兵式體操教官某氏（氏名を記憶せず）

特に圖畫は吾人共の極めて新たに教授を受くる所の學科目であつて、従前の學校は讀書習字を教ふる所で圖畫の如きは維新後に於ける學校の新科目であつた。圖畫の教授の時は恰も教員と生徒との爭論時間の如くで更に趣味を感じずして止んだ。當時の課程は宮本三平氏著圖畫手本によつて臨畫を課せられ其他幾何畫法が多少あつた。又見取圖と稱して今の寫生畫をも課せられたが、何れも更に効驗なくして終つた。

右は余等一同が直接教へを受けた先生方のみであつて、其他中學師範科第二回生、第三回生を募集する毎に教員方の任命せられたものがあつたけれども、余等は直接教授を受けなかつたから茲には之を省く。

現今の生徒監即ち當時の中學取締には名古屋六都、伊藤銓一郎兩先生が矢張り慶應義塾から右諸先生方と共に來任せられた。殊に名古屋先生は永く慶應義塾に在つて嚴肅に生徒を取締つた方であるとの事で、當時生徒間には其の評判が頗る高かつた。さすがの暴ばれ生徒

も同先生に對しては肅々として一言の辯難を試みたものゝ無かつたのは亦以て一の佳事と云ふべきであらう。

第三 教 則

當時余等は現今の如くに教則とか寄宿舎規程とか成文規則を見たことが無い。各學級に於て授業を受けるに將來如何なる事項を研究すべきか豫め知ることが出来なかつた。例へば英學に於てウーランド氏經濟論を讀了した時に初めて次ぎには何々の書籍を用ゐると云ふ有様であつて、一個の書籍を讀了した後次ぎのものを定めると云ふ有様であつたから、余等は明治九年四月に入學したけれども、其の當初にあつては何年何月に卒業すべきかを更に知ることが出来なかつた。今日の如くに修業年限何箇年の規程は更に無かつた。恰も維新前の漢學塾と同様である。漢學塾の慣習は何年にも入塾者の勝手であつて自ら退塾するまでは五年でも十年でも終身年限間でも學んだのである。尤も中學師範科にあつては成るべく至急に生徒を卒業させて各地方へ派出させる考案であつたから前文の如くにもとより無窮の年限では無かつたけれども、唯々生徒各自學力進歩の模様によつて卒業期を定める方針に出たらしい。故に吾人六十人が同時に入學したけれども遂に卒業は之を四回に分つてな

された所以が解かるであらう。

寄宿舎規則も亦勿論一定の成文規程が無かつた。けれども取締向は割合に嚴格であつた。殊に外出門限の八釜敷い事は特別であつた。大概點燈時が歸校時限であつたが一二分遅れて歸校した爲めに禁足の罰に罹ることが頻々として在つた。禁足とは一定の期間を定めて外出の自由を禁ぜらるゝの罰であつた。けれども當時の學生の習慣たる牛飲馬食については餘り八釜敷くは無かつた。大概の者は懷中温かな時は牛肉店にはいつて飲酒し歸寮後各室にあつて夫々詩吟、劍舞踊は中々盛大であつた。偶々之れ無き室は因循と責められ吝嗇と咎められ朋輩間に人望無き有様であつた。尤も六十名の學生の中には何れも性質を異にし年齢を異にし(少きは十七八歳から長は三十歳位のものであつた)趣味を異にし六十名六十色とも申すべき譯である。當時の學生田中登作君の戯作五十五仙歌は實に當時學生狀態の實況を穿ち得たものであつた。

服装 は勿論一定の制服なく、短衣、着袴するのみであつた。勿論西洋帽子を戴く者が少なかつた。唯ハイカラ者流が折々ステツキを携へて外出するのみであつた。中には袴を用ひずして羽織を纏ふものがあり、慶應義塾から來た者は多く此服装によつたのである。聞く所に據ると當時慶應義塾の服装は袴を用ひずして羽織を用ひ、當時の所謂商人風であつたとの

事である。中には羽織も袴も着用せずして單に短衣に兵兒帶のみをしめて外出する者もあり、九州出身の者に此服装を爲す者が多かつた。殊に絹布の如きは極めて少なく多くは木綿服を使用した。履物も亦靴を用ひること無く、大概は下履、高足駄、遠足の時は必ず草鞋を用ひたのである。余等第一回卒業者の撮影を見るときは當時の服装を想像し得る譯である。(撮影は保存しあれども茲には略す)

第四編 制

右入學を許された六十名は之を英一ノ組、二ノ組、三ノ組、漢一ノ組、二ノ組、三ノ組、數學一ノ組、二ノ組、三ノ組と云ふやうに編制された。故に一人の人にして英一ノ組にあるかと思へば漢學に於ては三ノ組にあり、數學に於ては二ノ組にあると云ふやうな有様であつた。是は最短を助長せしめるの目的によるものであつて、總て一ノ組にある生徒は力を多く二ノ組若しくは三ノ組に注ぐと云ふ有様である。蓋し學校の目的は斯くの如き編制を以て一兩年の後生徒の學力をして長短相補ふの目的に出た次第である。斯くの如き編制法は今日の狀況から考へる時は如何にも奇異に感じられるけれども、當時各生徒の學力が不平均であるから止むを得ざることで有ると考へられる。

右の如くにして明治十一年二月まで即ち約二箇年教授せられて、同年二月二十一日から三月二十一日まで一箇月の長期に亘つて六十名中優秀なる學生二十名を選抜して豫科卒業試験を行はれた。而して其の試験の結果十二名が中學師範科第二級卒業と云ふ證書を與へられた。尤も一級と云つても當時一級は六箇月の修業期限の級である。而して右卒業者が即ち第一級になつた形である。是より授業法とか實地教授とか、其の他教育練習の科目を學ぶと云ふことになつた。それにも拘らず或は三島中洲先生の文章軌範の講義があるとか、又小學校で教授するには珠算が必要であると云ふので、珠算を知らぬ人達に殊更に珠算の教授があつた。當時の學生は元來數學なんと云ふことは知らない者が多く、筆算の方は多少やつた人もあるけれども殊に珠算の如きは市井商賈の事として輕んじた結果、知らぬ者が多かつたので、始めて珠算を學ぶと云ふやうな有様であつた。予等も當時珠算に於ては更に知らない、頗る困難をして學んだと云ふやうな有様であつた。右試験が一箇月の長期に亘つて施行されて非常に日が長かつたけれども試験は隔日に舉行される譯で、之を實際にすれば十五日間かゝつた譯になる。今其の試験の日割並に學科、受持先生方を左に記載して見よう。

月	日	學科	受持教員
二月	二十一日	地誌(地文)	後藤 牧太 先生

二十三日	皇史	稻垣 千穎 先生
	天文	平岩 恒保 先生
	續皇史	稻垣 千穎 先生
	續々皇史	須田 辰二郎 先生
二十五日	萬國中世史	市郷 弘義 先生
	記簿	須田 辰二郎 先生
二十七日	生理	市郷 弘義 先生
	英一ノ組ハチソン氏	須田 辰二郎 先生
	英二ノ組フーカ1氏	市郷 弘義 先生
三月一日	地質	平岩 恒保 先生
	漢學	増田 岳陽 先生
	漢一ノ組十八史略五代迄	後藤 牧太 先生
	漢二ノ組通鑑攬要七册	増田 岳陽 先生
三日	物理	後藤 牧太 先生
	漢學	増田 岳陽 先生
	漢一ノ組十八史略五代より	市郷 弘義 先生
	漢元明史略四册	増田 岳陽 先生
	漢二ノ組通鑑攬要後八册	市郷 弘義 先生
五日	化學	市郷 弘義 先生
	漢學史記	増田 岳陽 先生
七日	經濟	後藤 牧太 先生
	漢學史記	増田 岳陽 先生

九 東京高等師範學校

九日	博物	平岩恒保先生
十一日	算術	田中矢徳先生
十一日	修身(ウエーランド氏)	須田辰二郎先生
十三日	畫	溝口耕一先生
十三日	開化史(ギゾー氏文明史)	後藤牧太先生
十五日	代數	溝口耕一先生
十五日	左傳	市郷弘義先生
十七日	幾何	増田岳陽先生
十七日	左傳	田中矢徳先生
十九日	三角術	増田岳陽先生
十九日	漢文(白文訓點)	市郷弘義先生
二十一日	英書講義(スマイルス氏)	増田岳陽先生

英書講義はイングリッシュ、リテラチュールの一節、下讀時間は七時半から八時半に至る一時間であつて、字引を與へられたことは入學試験と同一である。立會教師は後藤、須田、平岩の三先

生であつた。當時に於ける英語の試験と稱するものは、獨り本校のみならず、何れの學校又は塾舎にあつても皆豫め教師の前に出て講讀すべき場所と字引を與へられて下讀をなし置き、銘々の前に出て講義をする、教師から種々の質問を發して受験者を苦しましめ、以て其の學力如何を試験するのである。故に試験に入る時には受験者は狼狽して理解したることも十分に講義せずして済ます者もあり、中には大膽に色々の附けたりを談論して以て試験を賑はす者もあり、其の有様誠に今日から見れば奇態な狀況であつた。併し之れに依つて一は當時に於ては人物試験をした譯になつて是が爲めに假令如何に學力が優等であつても、其の態度に依つて落第をさせられた者がある。

明治十一年二月二十一日から三月二十一日に至る三十日間に舉行せられた豫科卒業試験問題は左の如くであつた。

モーレー氏天然地誌

- (1) 地震及火山ヲ論ズ可シ
- (2) 颶風ヲ論ズ可シ
- (3) 降雨ノ量ハ地球上何レノ地ニ多ク何レノ地ニ少キカ且其原因如何
- (4) 氷山ヲ論ズ可シ

(5) ゴルフ、ストリーム及び其効用ヲ論ズ可シ

皇朝史

(1) 大鷗鷄稚郎二皇子讓位ノ概略ヲ述ベヨ

(2) 南朝後醍醐帝ヨリ後龜山帝ニ至ルマデ或ハ三帝トシ或ハ四帝トス何レヲ是トスベキ

カ若シ三帝トスルトキハ何帝ヲ除ク可キカ某帝ヲ除クハ何説アリシヤ

(3) 功封功田、舉稻トハ何ヲ云フヤ

(4) 我國上古國ニ造ヲ置キ縣邑等ニ稻置縣主ヲ置ク其形郡縣ニ似タリト雖モ實ハ郡縣ニ

非ズ其法全ク支那ニ取リテ國司郡司ヲ置キ公郷ノ采地ヲ收テ大ニ制度ヲ變ゼシハ何帝

ノ時ナリヤ

ロツクヤル氏天文書

(1) 天文學ノ歴史ヲ記ス可シ

(2) 蝕ノ復路ヲ論ズ可シ

(3) 木星ノ記事

(4) 彗星ノ説

(5) 收穫月ノ事ヲ解ク可シ

續皇朝史略、續々皇朝史略

(1) 大將軍足利義輝ノ弑ニ遇フ顛末ヲ問フ

(2) 天正十六年帝聚樂ノ第ニ幸セシ時關白秀吉列侯以上ヲ會シテ獻ゼシメタル盟ノ載書

ノ大意如何

(3) 徳川家康ノ片桐貞盛ヲ駿城ニ召シテ方廣寺ノ鐘銘ヲ責問セシ時貞盛大阪ニ歸リテ時

宜ノ三策ヲ陳ズ此三策如何

(4) 寛永中島原ノ賊亂ハ何ヨリ起レリヤ且誰ノ功ニヨリテ此亂ハ鎮定ナリシヤ

ウエルソン氏萬國史
羅馬滅亡迄
チャンアル社中世史
チャンアル社近世史

希臘國ノ滅亡如何

羅馬帝國ノ建設如何

十字軍ノ原因ハ如何

宗教改革ノ原因

七年役ノ原因及び結局如何

記簿術 (略ス)

ホチソン氏生理書

- (1) 人骨ノ用 ユース 結成物 コンポジション 結構ヲ詳ニス可シ
- (2) 筋肉ニ付知ル所ヲ述ブ可シ
- (3) 食物ヲ論ズ可シ
- (4) 血液運動ヲ論ズ可シ
- (5) 視官及聽官ヲ論ズ可シ

記簿術 (略ス)

ダナ氏地質學

- (1) 岩ノ結構ヲ論ズ可シ
- (2) 作岩上熱ノ動作ヲ論ズ可シ 順序精密ナルヲ要ス
- (3) 古生代ヲ論ズ可シ 時限ノ別如何及各時限特質ヲ述ブ可シ
- (4) 中生代ノ特質ヲ論ズ可シ
- (5) 生物發達ノ順序ヲ論ズ可シ

通鑑攬要

- (1) 趙毛遂公子勝ニ從テ楚ニ之キ如何ナルコトヲナセシヤ
- (2) 王奔ハ何帝ヲ弑シテ祚ヲ踐ミシヤ且其篡位ハ何年間ナリシヤ

- (3) 魏ノ東西ニ分レシハ何ニ由レリヤ
- (4) 隋ノ亡兆ハ何ニ由レリヤ且先ヅ兵ヲ擧ゲシ者ハ誰ゾ

クエツケンボス氏窮理書

- (1) 木挺ヲ論ズ可シ
- (2) 固體ノ水ヨリ重キモノ及ビ水ヨリ輕キモノ、比重ヲ得ル法如何
- (3) 大氣ノ壓力及ビ晴雨器ヲ論ズ可シ
- (4) 方今ノ説ニ由レバ光熱電氣ハ何モノナルカ又コローションヲブフホールズ及ビコン
ゼルペーシヨンヲブフホールズトハ如何ナルモノヲ云フカ
- (5) 列田燧ノ製造法及ビ之ニ電氣ヲ流注スル法如何

化學

- (1) ボタツシヤム及ビカルシヤムハ各金屬ナルヤ非金屬ナルヤ又其中ノ何類ナルヤ
- (2) 分解セズシテ蒸氣トナリタルモノ、デンシテ一ヲ知リテ微分量 モレキユラル ヲ算ス
ル術如何
- (3) 元分量 ウエイト ヲミツク微分量 モレキユラル ノ區別如何
- (4) 當一モノ バレ 當ニ グアイ バレトハ何ノ謂ゾヤ

(5) フローンホル氏ノ諸線トハ何ノ謂ゾヤ

史記

- (1) 樂毅何ノ緣ヲ以テ燕ニ仕齋ノ何城ヲ下ス能ハズシテ何人ト不和ニナリ何ノ國ニ降テ又燕ト何ノ贈答有シヤ
- (2) 李斯少時何物ヲ見テ感ヲ發シ何人ヲ師トセシヤ秦ニ入テ何ノ上書ヲ爲シテ官ニ就キ又何ヲ誤テ刑ニ臨テ何ノ嘆ヲ發セシヤ
- (3) 荊軻燕ニ入ルノ初メハ何ノ賤交ヲ爲シ又何人ノ薦ヲ以テ太子丹ニ謁シテ何ノ優待ヲ受ルヤ後秦ニ入テ何人ヲ携ヘ何物ヲ獻ジテ刺ヲ行ヒ事不成シテ何罵詈ヲ出セシヤ
- (4) 攀噲微時何ヲ業トセシヤ其頃王ヲ責ルニ何ノ言ヲ用ヒシヤ後帝ノ病臨ヲ起スニ何事ヲ以テセシヤ又何ノ疑ヲ以テ執ハレ何ノ緣ヲ以テ死ヲ免レシヤ

通鑑攬要

- (1) 甘露ノ變ハ何ヨリ起リ又何帝ノ時ナリシヤ
- (2) 五代中英主ト稱ス可キモノハ誰レゾ
- (3) 元丞伯顔ハ何人ノ奏ニ由テ退ケラレシヤ
- (4) 英宗ヲシテ北虜ヲ防グ爲ニ導テ敗死セシハ誰レゾ及ビ英宗ノ後ハ如何ニナリシヤ

英氏經濟論

史記評林

- (1) 分業
 - (2) 市價
 - (3) 紙幣ノ利害
 - (4) 利息制限法
 - (5) 地價
- (1) 晁錯太子ニ仕テ何ノ美稱ヲ得シヤ後何ノ策ヲ進テ何ノ叛ヲ招シヤ又何人ト不和ニテ刑ヲ蒙ルヤ其父ノ死ヲ致スハ何故ナルカ
 - (2) 李廣ヲ譽ムルニ文帝何ノ言ヲ爲ヤ何ノ武略ヲ著メ匈奴ヨリ何ノ美號ヲ得タルヤ其封侯ヲ得ザルハ何ノ故ニシテ終ニ何ノ死狀ヲ爲セシ
 - (3) 衛青ハ何者ノ子ニシテ相者ニ對スルニ何ノ言ヲ以テ何ノ緣ヲ以テ將軍トナリテ何ノ武功ヲ著セシヤ其人ト爲ハ何ノ稱アリシヤ
 - (4) 汲黯河南ヲ過テ何事ヲ行シヤ民ニハ何ノ治ヲ用シヤ又武帝ニ對スルニ何ノ直言ヲ出シテ何ノ美譽敬禮ヲ受テ常ニ何人ト不和ナリシヤ

グードリッツ氏博物史

- (1) 植木分科法ヲ詳論ス可シ
 - (2) 動物分科法ヲ詳論ス可シ
 - (3) 胎生物節體物各種アリヤ各種ノ性及例如何
- 九 東京高等師範學校

- (5) (4) 動植ノ區別如何
- インストラクト
性ヲ論ズ可シ

算術

(1) $\frac{1}{4} - \frac{4}{7}$
 $\frac{7}{31} - \frac{4}{7}$

$\frac{3}{4} - \frac{1}{7}$
 $\frac{1}{21} - 21$

此兩分數ヲ化シテ最簡ナル同分母ノ式ニ改作セバ如何

- (2) 雪一丈六尺積リタルアリ初日其四分ノ一溶減シ第二日ハ残り四分ノ二溶減シ第三日ハ又其残りノ四分ノ三溶減シ第四日ハ全ク溶減シ盡キタリ依ツテ問フ終後ノ日溶減スル所幾尺
 - (3) 甲匠六日ノ働ト乙匠九日ノ働ト相等シ依テ問フ二匠合力シテ八日ニ做成スベキ事ヲ乙匠獨リ治ムルトキハ幾何日ニシテ做成ス可キヤ
 - (4) 甲發シテ六日ノ後乙發足シ七日ヲ經テ甲ノ歸路ニ逢ヒ其後八日ヲ經テ乙ハ先府ニ達シ甲ハ歸着セリト云フ依テ甲一里行ク中乙幾何里程ヲ進行スルヤ
 - (5) 立方體ノ實積百零四億六千零三十五萬三千二百零三立方寸問フ一邊ノ尺寸幾何
- 英氏修身論
- (1) 良心ノ功用及ビ改良ノ方法ハ如何

- (5) (4) (3) (2)

人類ノ幸福ハ如何
 人ノ身體精神及ビ宗教ノ自由ハ如何
 シビルツナイア
 一國社會ハ如何
 世ノ仕組ニ於テ仁惠ノ必要ナル證據ハ如何

畫學

窮理器械龍吐水見取

壹問

文 明 史

- (5) (4) (3) (2) (1)

古代ノ開化今代ノ開化ニ如何ナル差異アルカ
 封建制度ハ一個人及社會ノ爲ニ如何ナル利害アリシカ
 市府ノ自由ヲ得シハ社會及ビ人心ニ如何ナル影響ヲ生ゼシカ
 近代ノ眞正ナル王政府ハ何ヲ以テ其本性トナスカ
 宗教改革ノ眞ノ原因ハ如何

畫 學

窮理器械見取前日ノ續キ

代 數

九 東京高等師範學校

- (1) $\sqrt{9a^2 + 12ab + 4b^2 + 6ac + 4bc + a^2}$
- (2) $\left(a + \frac{x}{x-y} + \frac{y}{x+y}\right) \div \left(a + \frac{x}{x+y} + \frac{y(x-y)}{x^2-y^2}\right)$
- (3) $xy = \left(x - \frac{2}{7}\right) \left(y + \frac{2}{3}\right) ; x^2y^2 = (x^2+3)(y^2-4)$
- (4) 或人酒ヲ買フニ臨テ其酒壘ノ價ヲ問ヘバ主人五錢ナリト答フ又問フ之ニ葡萄酒ヲ盛ラバ其價如何主人答ヘテ塞爾利酒ノ價ノ一倍半ナリ若シ之ニ塞爾利酒ヲ盛ラバ其價恰モ葡萄酒ノ八分ノ七ナリト曰フ依テ問フ兩積ノ酒價各幾何
- (5) 車三百六十尺ノ道ニ前輪ハ後輪ヨリ六旋轉多シ若シ兩輪周各三尺ヲ増サバ此行程ヲ行クニ前輪ハ後輪ヨリ四旋多シト云フ由テ問フ兩輪周各幾何

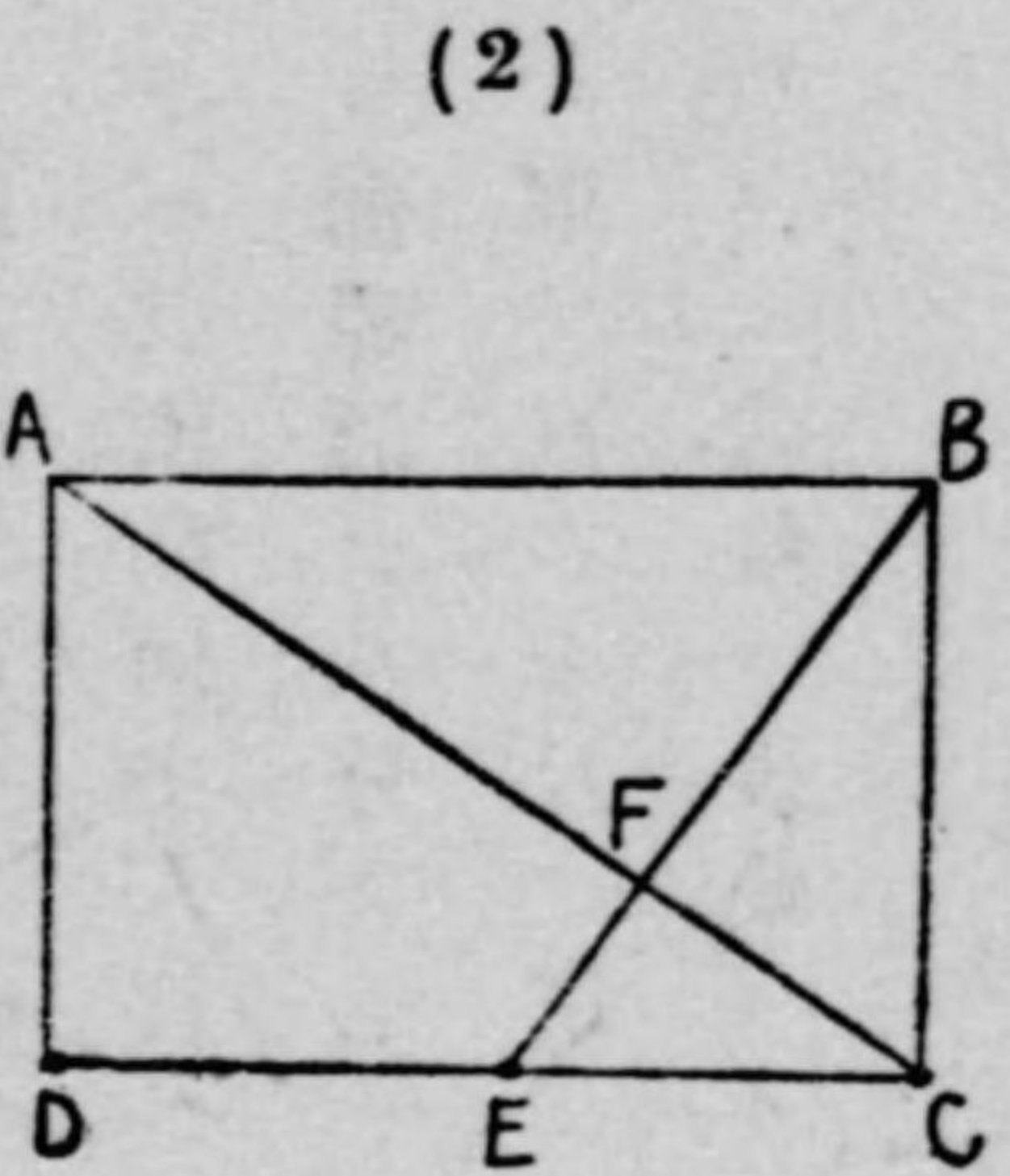
春秋左傳

- (1) 鄂陵役晋ノ將師戰ヲ欲ザルハ何人ニシテ戰ヲ起ハ何人ナルカ戰ニ臨テ楚王ニ侍シテノ晋ノ軍備ヲ告ルハ何人ナルヤ又晋公ニ侍シテ楚ノ軍備ヲ告ルハ何人ナルヤ戰敗テ楚王何ノ傷ヲ蒙リシヤ
- (2) 後晋ノ將師戰ヲ欲セザルハ何人ニシテ戰ヲ起ハ何人ナルヤ又楚ノ將師戰ヲ欲セザルハ何人ニシテ戰ヲ起ハ何人ナルヤ晋軍ノ敗歸ニ何ノ矢着アリシヤ

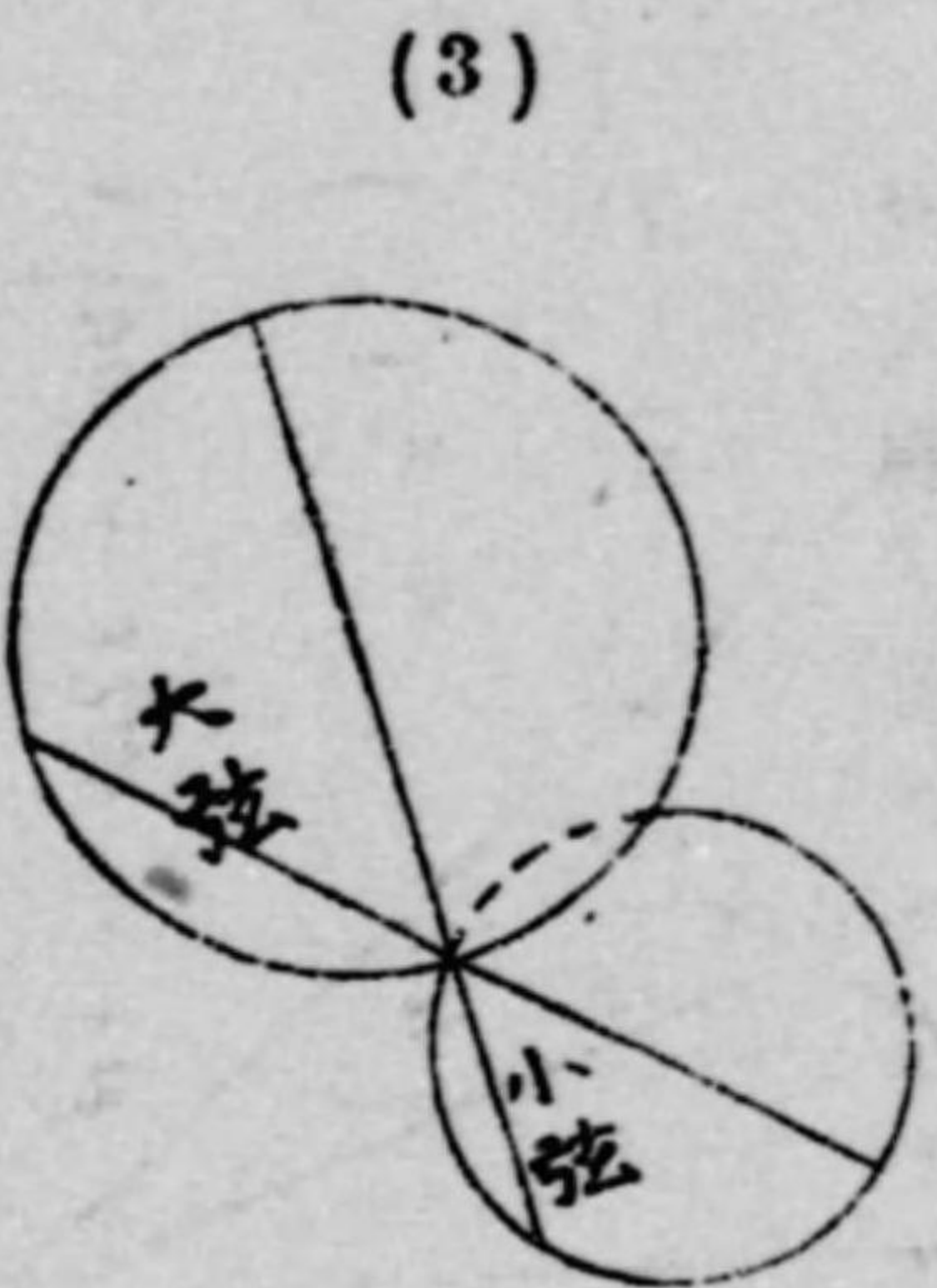
幾何



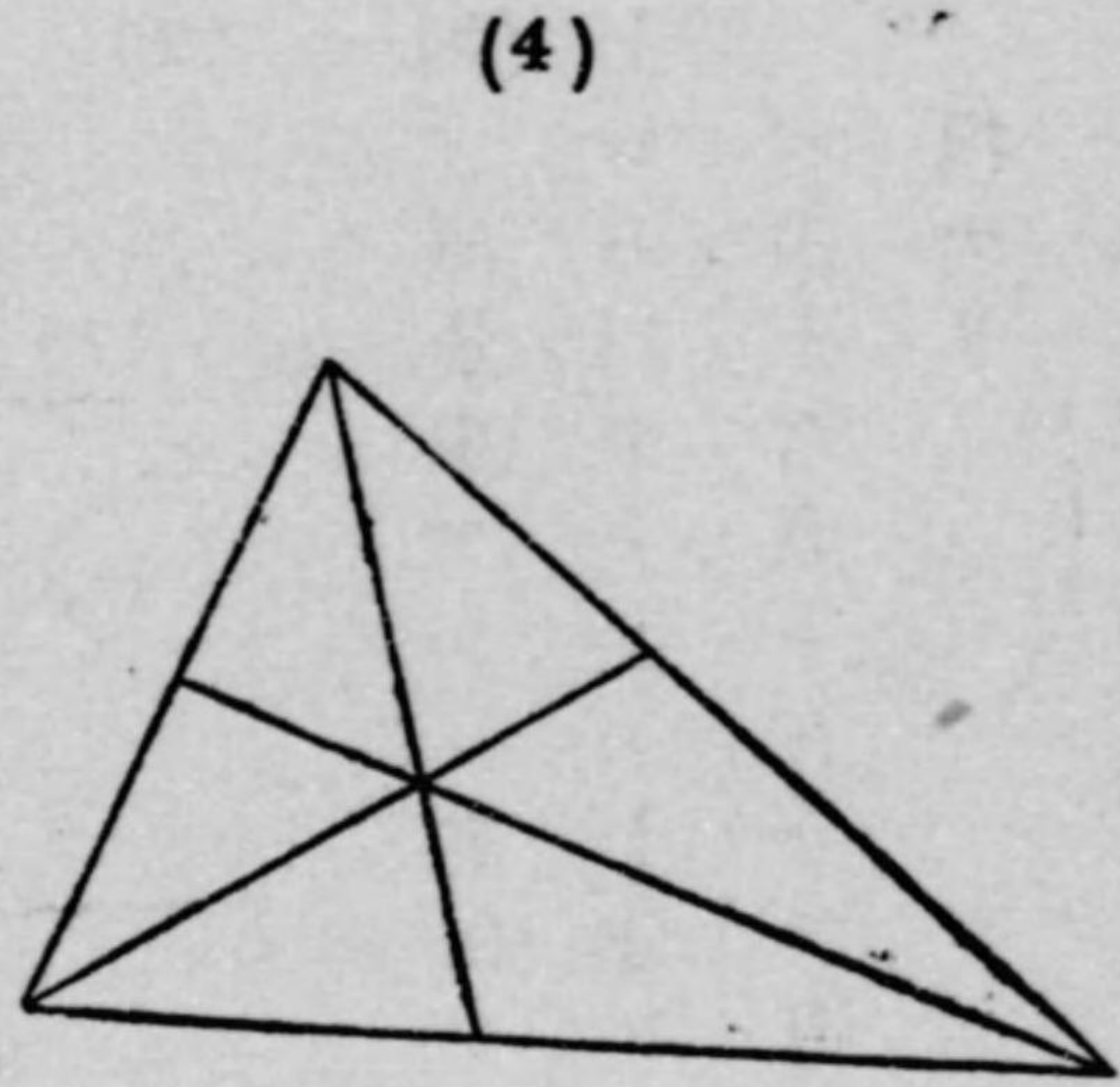
今圖ノ如ク大圓徑ノ三分一ヲ小圓徑トシ重圓ヲ畫キ其兩周相接スル一點ヨリ起リテ小圓周ヲ貫キテ大圓周ニ達スル一直線ヲ設クレバ其線ノ小圓内分ハ小圓外分ノ半ニ等シト云フ其證如何



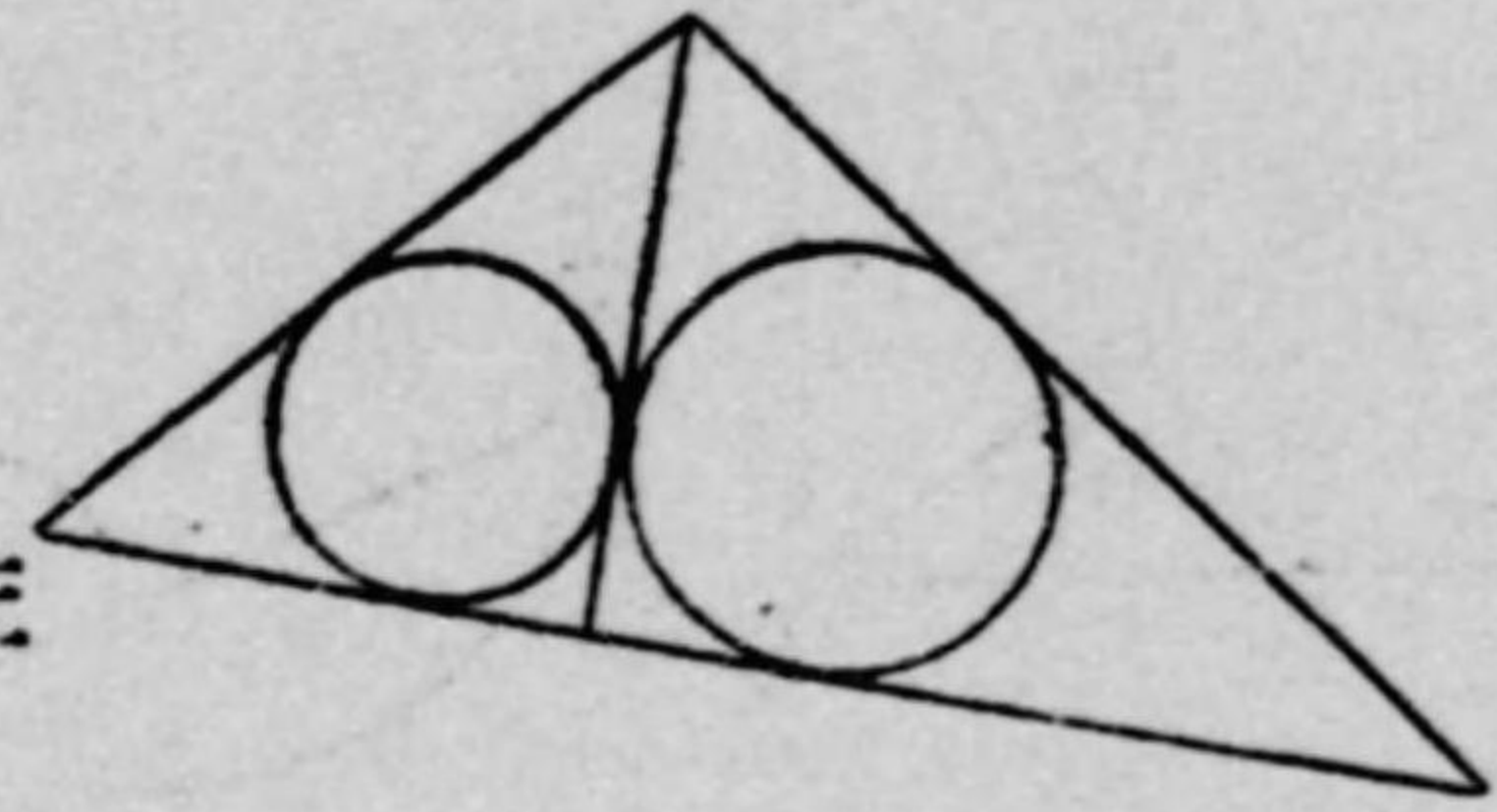
今圖ノ如ク直形BD内ニ斜徑AC及ビ界線BEヲ設ルアリ直形ノ底邊AB一十六寸斜徑AC六十五寸分底CE一十寸分斜FC如何



今圖ノ如ク大小圓相交ル一點ヨリ各圓心ニ達スル兩線ヲ伸テ各兩圓周ニ達セシムルアリ其大弦ト小圓徑トハ相等シク各六寸ナリ小弦ハ四寸ナリ大圓徑如何



(4) 三斜形アリ各角ヲ平分スル三線ヲ曳ケリ然ルトキハ此三線
一點ニ會合スルト云フ其證如何



(5) 今圖ノ如ク鈎股形ノ底邊二百八十五寸高徑百二十寸ノ内ニ
充テ兩圓ヲ容ル、アリ其兩正邊及内充兩圓形各如何

左傳

(1) 齊莊公何ノ行所有テ何ノ死亡ヲ致セシヤ其難ニ趨キシハ何人ニシテ何ノ舉動アリシ
ヤ逆首ノ罪ヲ直書スルハ何人ニシテ其生死如何

(2) 楚靈王何ノ所行有テ何ノ敗亡ヲ致シテ何人ノ禮葬ヲ受シヤ王ニ代リ立ハ何人ニシテ
又何ノ死亡ヲ致セシヤ

(3) 圖閻何人ノ軍略ニ由テ連勝楚ヲ取リシヤ吳王ニ先テ歸テ自立スルハ何人ニシテ何ノ
勝敗アリシヤ又楚ニ在ノ吳師ハ何ノ敵ト戰テ何ノ勝敗アリシヤ

(4) 夾谷ノ會ニ魯何人ヲ相ニ用ヒシヤ齊人魯ニ加フルニ何事ヲ以テシテ魯之ヲ挫ニ何ノ
言ヲ出セルヤ盟ニ臨テ兩國ノ抗言アリシヤ其彼齊ヨリ何ノ禮信ヲ通ゼシヤ

三角術

(1) 兩個ノ弧ヲ a b トシ此弧ノ正弦ト餘弦トヲ以テ此兩弧ノ和即チ $(a+b)$ 弧ノ正弦ヲ示ス所
ノ式如何

(2) $a = 125$
 $b = 115$
 $c = 25$
幾何 平面斜三角アリ其各邊ノ尺度上ノ如シ以テ問フ最大角ノ度分

(3) 測量家アリ一高山ヲ看テ其高低ヲ測ラント欲ス乃チ起首ノ地ヲ定テ山頂ノ仰角ヲ測
レバ三十一度二十分ヲ得タリ又同方位ニ進ムコト一百尺ニシテ再ビ山頂ノ仰角ヲ測レ
バ四十六度十五分ヲ得タリト云フ依テ問フ此山頂ノ直高幾何尺ナルヤ但シ山下ノ地平
坦ナリ

(4) 直弧三角アリ其兩斜角ノ度分上ノ如シ以テ問フ最大邊ノ度分幾何
 $LB = 100$
 $LD = 87^{\circ} 1,0$

(5) 太陽赤緯八度三十分北ナレバ北緯五十四度三十六分ノ地ノ晨昏分明ノ時如何

但シ太陽地下十八度ニ達スルトキチ晨昏分明ノ時トス

訓點

同吳武陵贈睦州詩序 唐 柳 宗 元

潤之盜竊竊貨財聚徒黨爲反謀十年今天子即位三年大立制度於是盜恐且奮將遂其不善視部中良守不爲己用者誣陷去之睦州由是得罪天子使御史按問館於睦自門及堂皆其私卒爲衛天子之衛不得搖手辭卒致具有間盜遂作而廷臣猶用其文斥睦州南海上既上道盜以徒百人遮於楚越之郊戰且走乃得完爲左官吏無幾盜就禽斬之於社垣之外論者謂宜還睦州以明其誣既更大赦始移永州去長安尙四千里睦州未嘗自言吳武陵剛健士也懷不能忍於是踴躍其誠鑑鑄其聲出而爲之詩然後慊於內余周知睦州之道也熟銜匿而未發且聞吳之先焉者激於心若鐘鼓之考不知聲之發也遂繫之而重以序

右の如くして右選拔に遇うて五名は落第三名は直ちに退學を命ぜられた。實は二箇年有

餘の修業中一回の試験をも受けたこと無くして、其の後斯くの如き試験に出遇ひ、而も尙ほ直ちに及第の見込み無しとして退學を命ずるに至つては當時の處置としては別に止むを得ぬことであらうけれども、今日の目から見ると如何にも突然な取扱で誠に奇怪な狀である。及第した者は第一級に編入せられ、二十七日から小學授業法の教授と和算の教授、文章軌範の講義を始められた。其の中小學教授は四月十二日まで續いて約二週間であつた。四月十五日から一週間づゝ附屬小學校授業を參觀し、更に附屬小學生徒教授を受持つことゝなつた。但し和算の稽古は引續いて小學校授業參觀前の時間即ち午前七時から八時までやつた。小學校授業參觀は八時から午後一時三十分迄、文章軌範の講義は水土兩日と定められて居つた。二十二日から一週間は伊村則久、山崎忠興、弘田正郎、久保田貞則、第二週は毛利廣居、伊藤貞勝、利根川浩、第三週は吉見經綸、佐藤龜吉、朝比奈六郎及び著者の順番であつた。蓋し著者共の斯く最後に廻はされたるは和算が上達せずして未だ附屬小學校で教授が出来ないと云ふ理由によるのであつた。つまり此の順序は和算上達の順序に依て定められたものである。

四月二十三日に和算の試験をせられ、先づ此の試験で和算は一通り終つた向にして教授に差支ない者と認められた。一同大満足を表はして大學者になつた心地がした。

第五 當時讀了したる書籍

- 一 經濟學
 - ウーランド 經濟論原本 (但シ大)
 - ケーリー氏 ソーシアルサイヤンス (但シ小)
 - スベンサー氏 教育論原本
 - キーリック氏 論理學原本
 - ヘーブン氏 心理學邦文譯本 (西周先生譯)
 - クエッケンボス氏 窮理學原本
 - ガノー氏 小物理學原本
 - ロスコー氏 小化學書原本
 - ダナ氏 地質學原本
 - ロツクヤール氏 天文學原本
 - グードリッチ氏 博物史原本
 - モーリー氏 地文學原本
 - ミッチェル氏 萬國地誌原本
- 一 地理學
- 一 理學
 - クエッケンボス氏 窮理學原本
 - ガノー氏 小物理學原本
 - ロスコー氏 小化學書原本
 - ダナ氏 地質學原本
 - ロツクヤール氏 天文學原本
 - グードリッチ氏 博物史原本
 - モーリー氏 地文學原本
 - ミッチェル氏 萬國地誌原本
- 一 教育
 - スベンサー氏 教育論原本
 - キーリック氏 論理學原本
 - ヘーブン氏 心理學邦文譯本 (西周先生譯)
- 一 經濟學
 - ウーランド 經濟論原本 (但シ大)
 - ケーリー氏 ソーシアルサイヤンス (但シ小)

二 歴史

- 一 歴史
 - チャムバー社版
 - 古代史原本
 - 中世史原本
 - 近世史原本
 - ウキルソン氏 萬國史原本
 - ギゾー氏 文明論英譯本
 - テーロル氏 萬國史原本
 - 十八史略、通鑑攬要、史記、左傳、清史攬要、元明史略、文章軌範
 - 一 漢學
 - 皇朝史略、續皇朝史略、續々皇朝史略
 - 一 皇學
 - ロビンソン氏 ハイヤル、アリスメチック
 - ロビンソン氏 大學用代數學原本
 - 一 數學
 - 同
 - 幾何及三角術原本

當時の實況たるや邦文翻譯書として科學に關する高等なるものは宇田川準一氏の物理全誌、具氏の博物學初學須知原本は佛語である位に過ぎず、其他には適當なる邦文翻譯書が無いので、勢ひ原本を讀了して歐米諸國の知識を吸收せねばならぬ。故に當時の生徒は英書を讀

了し得るの素養が無くては到底泰西諸國の知識を採取することが出来ぬ次第であつたから、中學師範科創設の當時にあつて殊に生徒募集の學力程度は英書讀書力を首位に置いたやうである。又入學の後にあつても教師が口授を以て教授し生徒は之を筆記する等のことは全く之れ無く、何れの學科目を問はず英文の書籍を一枚毎に教室で輪講したのである。例へば生理學を學ぶにはハチソン氏又はフーカー氏のフシオロジーを前夕字引と首引で三四ページを下讀し翌日教室に於て教師の面前で一句毎に輪讀するのであつて、恰も今日各學校に於て讀本を習ふのと同じの方法であつたのである。

第六 校舎

校舎は小學師範科の部と中學師範科の部に分れ、小學師範科の方は本館内に教室を設けられ、寄宿舎は舊聖堂書生寮其儘を以て充用せられた。中學師範科の方は該科創設の時新たに寄宿舎二階屋建二棟、或は三棟ならんか、教場二階屋建一棟を建築せられた。寄宿舎は二階四室、下床四室、一室十疊乃至十二疊の室であつた。勿論今日の如くに寢室自習室の區別無く、一室内に五六人の生徒住居し勉強に夜寢に晝寢に菓子俱樂部に皆一室を使用して居つたのである。故に同室内の生徒は恰も同舟の人の如く兄弟も如かざる如き交際をした。従つて各

室夫々一種の習慣を養成し其趣味は實に今日之を想起するも愉快に堪へないのである。明治十年十二月西南騒動の時西郷隆盛翁遂に城山に陣没したとの報を聞いた時は各室思ひひに弔意を表し、殊に廣田正郎君の一室などは、同氏は西郷隆盛翁に面會、平素景慕して居た終夜燻香、讀經三昧に餘念なく幾んど一睡の眠を執らなかつたことを記憶してゐる。以て當時學生の風儀は如何なりしかの一般を知り得るで有らう。斯くの如き行爲をしても舎監は更に何たる制裁を加へざるのみならず寧ろ之を大いに賛成するの有様であつた。

教室は二階屋建一棟であつて新寄宿舎に接続し、二階は四教室、下床四教室で南方に面し上下共教室の南方に片廊下があつた。階段は西と東とから昇降が出来るやうになつて居つた。教室内の設備は何れも同一の形式であつて理化博物等の特別教室の設けは無かつた。余等第一回卒業期即ち明治十一年五六月の交別に新たに余等寄宿舎の南方に二階屋建上下共中廊下の設備ある一棟が築造せられた。從來の教室に比較すると頗る整備して居たやうである。當時の風評に據ると新たに設けられた附屬中學校の校舎に充當せしむる目的であつたと云ふことである。けれども附屬中學校は單に假學則の發表のみであつて設置は見合はせとなつたのである。

第七 中學教授法

中學教授法は五月十六日から開始せらるゝことにして、當時高嶺秀夫先生が米國から歸朝せられ、彼の國にあつて師範教育を研究して歸朝せられたので同先生が我々一級生一同の教授法を受持つことゝなつた。今當時先生から教授法として承つた筆記の要略が存しあるから左に其の筆記の儘を記載しよう。

講堂(教室以下同じ)及び堂中規則 講堂は努めて新空氣の流通すべきやうに爲すべし、故

に一時間毎に生徒の出入に應じ教師たる者は努めて窓戸を開き再び生徒の入り來るまでに十分は換氣を良く爲し置くべし、

一講堂の黑板を掛けるは日本に於て行はれたる如く教師の背後にのみなさずして教室の四方に掛くるを法とす、例へば算術十問題を生徒に課せんとする時に黑板を四方に掛けあれば十人の生徒をして各々最寄の黑板に其の解方を書かしめ、而して教師は一ヶ所に直立して十生徒の解方を一目し得べし、

一右十人の解きたる説明を爲さしむるには解きたるものに説明を爲さしめ、爾餘の生徒は悉く之を聴かしむべし、決して注意を他に向けしむべからず、而して又各自の石盤上にの

み解式を書かしむる時己の答式を誤りたる事を知る時は他人の答式を竊み見て己の答式を抹殺する憂あれば成るべく生徒をして盤上に書かしむるを宜しとす、

一講堂に於ては例へ校長或は正科教師等の來るべきも決して生徒をして一々立禮せしむるに及ばざるべし、何となれば校長、正科教師等が教室を見廻はるは常のことにして、其の度に立禮する時は課業を妨ぐればなり、又校外よりの參觀者に對しても同一なり、止むを得ず立禮する時には唯其都度々々之を定むるを可とす、

一教師の學校への出席は生徒の昇堂する前七八分頃に昇堂し而して黑板其の他教授用具等不都合なきやうに爲すべし、又退出する時も生徒に後れて退出すべし、

一歴史を授くるに付き必要缺くべからざる器械は地圖及び地球儀なり、中學生たる者は固より小學校に於て地圖及び地球儀に付き多少は理解し來るに依て中學に行つて歴史を授くるには日々課業の前に先づ生徒に向つて問ふべし、今將に何れの國の歴史を學ばんとするやを以てすべし、而して教師は地圖を披げ將に學ばんとする歴史中にある所の河川、山嶽、都會、戰場等を生徒に問ひ十分獨了したる後歴史の書を披いて始めて讀ましむべし、但し地圖は常に講座に掛け置くを必要とす。

一初學者に歴史を教ふるには二種の方法あり、第一には讀方を教ふること、第二には其の事

實を教ふること、是れ也。故に一日づゝ兩方を教ふること能はざるが故に、今日讀方を教ふれば明日は其の事實を教ふべし、而して今事實を教ふるに當りては極めて詳細に亙り或は歴史中の人物の生死の月日を記憶させる等には餘り力を用ふべからず、たゞ大體の事實を選択して之を記憶せしむべし、故に今米國歴史に付き一例を學ぐれば左の如し、先づ生徒に昨日授けし中より生徒の記憶に問ふて一々問答し項目表を左の如く作るべし、

Tabular view.

A. Persons concerning

(1) Columbus, Italy

(2)

B. Events { (1)
 (2)

例へば教材が米國發見と云ふことゝすれば、先づ生徒に時目及び發見人又は其の發見人の國名等を問ひ、其の正しき答を得て右の如く書し、更に此の次の生徒に筆記せしめて記憶せしむ、斯くの如くする時は生徒の記憶も自ら完全になり授けたる事實を忘れざる

に至るべし、又教師たる者も生徒の面前にて此の表を作るに當つては自らも能く挿入すべき事實を十分に記憶し置き胸中に蓄へて教場に臨むことを必要とす、然らざれば生徒の答の正誤を判斷すること能はざればなり、

一、英語綴書スベルリング、ブックは英語を初めて授くる時に必要缺くべからざる入門書なり、之を使用するには第一に書物を以て生徒の力相當に字數を教へ、而して後順讀、指讀、齊讀を爲さしめ、後又同字を黑板上に教師が掲げ書して一々生徒に讀ましむべし、又其の字に對する實物ある物は其の實物をも文字と共に併せ教ふべし、例へば Hat を教ふるならば帽子を生徒に見せ置きて教ふるの類なり、意味の無き文字は成るべく教へざるを可とす、又 Hat なる字を十分に教へたる後教師は此の hat なる文字を應用して I have, You have, he has 等の文字を教へて此の文字及び豫て綴字書に於て學びたる文字を用ひて作文せしむべし、

一、物理學を授くるには成るべく書籍を使用すべからず、故に教師たる者は明日授くべき事實に付いて色々の書物を參考して十分に記憶し置くべし、而して生徒に對しては明日學ぶべき事實を前以て讀み置くべからずと命じ置くべし、而して明日愈々教授の際に例へば材料がペンジロムならば先づ其の器械を取出し、球は何を以て作りしや、又は何故に動

くや又動かざるや等を以て生徒と問答し、後振動せしめペンジロムの記載せし弧等を説明し、後教師が屢々之を振動して生徒に見せしめ而して生徒をして其の振動に能く注意を向けしめ、後種々の問を發して生徒に問ひ、遂にペンジロムに關する規則を生徒をして自ら考へしむべし、斯くの如くにして十分にペンジロムを教へたる後更に物理書を披いて始めてペンジロムの篇を讀ましむべし、蓋し斯の如く事實を教へ、而して後書を披いて生徒に讀ましむると云ふことは或は教師の教へ残りたる所のこともあれば之を補はんとの趣意なり。

此の物理學教授法は今日の目を以て見れば三尺の童子も此の講義を聽いて一笑に附するであらうが、併し當時我國に於ける學風は唯書物を讀んで文章を解するを主として、其の事實を研究すると云ふことはしなかつた。當時課業としては天文書を讀むとか、漢學書を讀むとか、地質學書を讀むとか、地理書や物理書を讀むとか、色々學術的の書物を皆素讀のみをして、やはり唯文章の稽古にすると云ふ譯であつて、此簡單なる説明でも如何に當時に於ては嶄新にして有益であつたかは殆ど今日吾人の想像にも及ばざる次第である。他の小學校などに於ても當時用ゐられた登高自卑と云ふ教科書は物理の教科書であつて、之を教ふる人は大概漢學先生であつた。即ち文字さへ讀めれば宜しいと云ふ意味からであつたのである。而して

其の漢學先生の教授法を見るに引力の説明を爲すのに引力とは物を引く力である、又凝集力の説明を爲すに凝集とは物の凝り集つて居ることを謂ふと云ふやうな解釋で滔々辯じ去つて済まして置くと云ふ有様である。物理學上の知識としては更に少しの値打も無かつた。

一、化學は物理學教授法と同一方法で、やはり之も實驗を先にして書物を後にすと云ふ方針を執るべし、

一、生理學を教ふるも前の窮理化學を教ふると同じく實驗を先にして書物を後にすべきことは勿論なり、故に生理を教へんとせば先づ最も人間の形體に接近したる物、即ち猫類の外形を教へ、後之を解剖して其食道、胃、腸、肺、血管等を教へ、又顯微鏡に依て組織の所在を見せしむべし、故に前段述べし趣旨の梗概を解説すれば左の如し、

第一、生徒の思想を先にして書物を後にすべし、

第二、實地コンクリートより規則アブストラクトに至るべし、

第三、既知より未知に至るべし、

以上述べた三項目は誠に簡單な言葉であるけれども、當時先生は右三項目に付き種々の方面から實例を以て詳細述べられ吾人の是れ迄の主眼たる書物を先にして思想を後にすると云ふことの弊害を打破せられたのである。此の弊害は殆ど日本人の先天的に染み込んだ弊

害であつて、之を打破するには非常の勢力を要する次第である。先生は種々の方面から之を打破せられ、當時吾人に對してのみならず、演説に談話に、殆ど此の三項目の普及擴張者を以て任ぜられたので有つた。當時若林虎三郎氏の作られた教授術と稱する教授法の書物も殆ど此の三項目の趣旨を擴張したるに過ぎなかつた。是れは獨り我が國のみならず、歐洲に於てもメラントン氏やベスタロッヂ、ロック氏等の教育者が歐羅巴古代から行はれた書物を先にして思想を後にしたる習慣を打破したのと同様である。それについて先生は我々に教育者の参考すべき書物として指示せられたものはセルドンの教授法、ユーマン氏の「カルチュアードマンデット、バイ、モドルン、ライフ」ヘルマン、クルジイ史中のベスタロッヂ傳及び事業、バーナルD氏の國民教育等で、是れ等は是非一讀せんければ教育家たる資格無しとまで斷言せられ、現に余は其の指示に従つて右の書物を當時講求して讀了した。今尙ほ書物は舊篋底に保存しつゝある。此の書物を見る毎に當時の感に堪へざる次第である。

第八 附屬中學校

明治十一年二月二十七日余等二十名は豫科卒業試験の終ると同時に時の中學校豫科取締名古屋六都先生より左の如き口達があつた。曰く、

當東京師範學校内に附屬中學校を設置するの旨に候へども本省より右中學校は今回設置せざる旨申來りたれば更に其中學校假規則を定めれば之を參考として將來中學教師となりたる時の參考に爲すべし。但し本回の中學師範科豫科卒業の者は中學の代りに附屬小學校授業法を教へ、後少しく實地に附屬小學生徒を教へさせ、後卒業退學を許すこととなりたれば諸君は是より第一級生となりて教授法を習ひ、後各々附屬小學校に従事すべし。其中學校假教則左の如し。

第一期		四級生	
地 學	輿地誌略	文 章	作文範文
史 學	皇朝史略	體 操	ヒネチ氏文典
物理學	物理全誌	第二期	三級生
算 術	開平法 開立方 代數法 代數法	地 學	ミツチエル地理誌
英 語	ウキルソン氏 スベルリン氏綴書	史 學	續皇朝史略 十八史綱記 西史綱記
		物理學	ガノ一氏究理書(原)

算術	代數	文	文章軌範	文	文章軌範
算術	幾何	文	作文軌範	文	正文軌範
史	十八史略、續十八史略 ウキルワン氏 萬國史 クエツケンボス氏 小米國史(原)	史	ケードリッチ氏 英國史 同氏 佛國史	文	正文軌範
體操		修身學	英氏 修身論	體操	
畫		經濟學	英氏 經濟論	畫	
文	文章軌範	算術	幾何	算術	幾何
體操		文	文章軌範	文	正文軌範
畫		畫		畫	
文	文章軌範	文	正文軌範	文	正文軌範
體操		體操		體操	

右參考 一期とは六箇月修業期であつて、著者名が片假名のは凡て英語原書、著者名漢字のものは翻譯書である。算術科の内に代數、幾何の二科目があるのは不可解であるが態と當時の儘に存して置く。

中學師範科に初めて入學を命ぜられた人々の略歴は左記五十五仙歌並に感懷を一讀すれば其の消息が伺はるゝであらう。五十五仙歌は同學者花月堂主人即ち田中登作君の作であつて、感懷は同じく茨城正收君の作である。

○五十五仙歌

花月堂主人戲草

起手圓滑之宛如便々之腹。周芳狀似仙。以此人附諸田虎成然。若歸山狂夫。已令速以花月主人自居。何占地步之太高。久篤壽三。評得妙。蕭然之二字。可詠味。小三比朔生。老益壯。蓋是豐饒老唱。羣山。乃能差強人意。

周芳肥、大腹便々。笑指丹心住個邊。	則文從來能守貧。	孤、裘、單、葛、三、周、年。	到處愛姬岩上野。
日々遊步近山縣。園基忘食是稻一。	搦戰占捷越奧川。	猪勝元是不近姬。	田虎猶欲抱童眠。
誰知利浩獨言笑。橫峰倩姿亦可憐。	阿波學士渡真一。	獨嗜紅友兼油煎。	飛山狂夫田登作。
于花于月事顛狂。久篤壽三貧耶富。	尾多伊貞囊貯錢。	竹太松貞亦謹教。	小西大孝默如禪。
瀧菊林吾常兀々。伊則佐龜太精研。	藤寬夜深伴燈坐。	鼓郎凭机轉蕭然。	小安濱辰寡談士。
井正中裳兩十全。菅信渡村無疵瑕。	岩茂犯則已幾連。	我愛千金遊公子。	義典正收何鮮妍。
誰言上帝來多福。朝六粟市信心堅。	久貞柴直身短小。	毛廣三敏潔如蓮。	小三學得朔生否。
山忠枉擬清要官。終日默々問不答。	宮欣讀破書百篇。	駢齒雖落老益壯。	野成倚柱弄小絃。
吉經銳才能屬辭。議論凡發驚四筵。	平義瀟洒少丈夫。	高帽華靴春服鮮。	缺舌難解齋奧州。
紅顏映日是豐前。澤勝之辯如建瓶。	小龍之筆吐雲煙。	痛飲三斗玉山頽。	三友馬忠是酒仙。
雌膽落々眼如炬。弘正一喝夜又奔。	嗚乎諸子固非池中物。	雲雨風雷飛上天。	不知秦鹿歸。

掉尾有力。

誰乎。旗鼓欲爭文壇權。

該言綺語愈出愈妙。而品評允當。對耦不苟。自非花月主人焉能至于此哉。予入費之日即有志于這等作。而未果。遂被主人贏一著。敬服慚腹。

尊知 久松生漫批

愛花賞月之人。而有此佳作。吾若溪費雖學士如林才士加海。獨欽我花月翁矣。

尊交 吉見小弟拜批

又云。起謔歸正。何等妙手。何等奇想。

一韻到底。叙寫五十五仙甚妙。田子元來老仙。故有此老手。

弘田生妄批

歌中ノ人名 (いろは順)

- 茨城正收 岩田義穂 井戸正脩 伊村則久 稻垣一
- 猪狩勝直 伊藤貞勝 馬場忠信 林吾一 濱崎辰次
- 利根川浩 渡邊眞一郎 渡邊村男 橫田惇信 吉見經綸
- 田口虎之助 竹村太郎 田中登作 高瀬久篤 瀧澤菊太郎
- 鼓一 郎 中村裳吉 上遠野彌一郎 尾崎多逸 奥川教信

- 大島孝二郎 小柳三郎 小原安次 野村成二郎 栗山市太郎
- 久保田貞則 山縣悌三郎 山崎忠興 町田則文 松尾貞次郎
- 藤田寛次郎 小西信八 是石辰次郎 小倉龍一郎 明田壽三
- 朝夷六郎 佐藤龜世 齋藤徹 澤村勝支 三浦敏
- 峯是三郎 水井周芳 宮地欣吉 三友鼎 柴直太郎
- 久松義典 弘田正郎 平田義烈 毛利廣居 菅野信二郎

計 五十五名

内 十五名 修學ノ央ニシテ死去シ若クハ止ムヲ得ザル事故又ハ卒業間際ニ見込ナシトテ退學ヲ命セラレタル等ノ人々

殘 四十名 卒業セシ者

大正五年八月十三日爲町田君囑 茨城正收騰寫

○感懷

茨城正收述

維昔明治丙子春帝都花開瀧佛辰我徒濟々六十個初入若費素心伸高帽白襪半官史蓬髮敬袴一寒生新識暫是同窓下一夜齧薯肝膽傾讀來讀去百科書乃積乃藏一腦儲唯知我學猶幼稚未覺斯道迂而疎考試雖急校規緩氣負不羈亦妙哉不多學資天上落偏待休暇人間來東台金龍將

墨水一杯有肉是珍羞、在學三年若溪水、灌纓濯足入海流、回首昨夢猶歷々、物換星移幾十秋、今年觀花不堪感、我社同人相似不、寂々寥々人間者、三十七人白玉樓、年々花開一星落、人間前途幾春秋、昔有五十五仙歌、今無二十三老行、已哉登作復不歸、爲更空憶松義典、余は亦當時増田岳陽先生に依頼して頂戴したる詩作並に筆跡の一幅ありて家什として秘藏しつゝあり、當時子弟間の關係は如何なるかが知らるゝであらう。

○七言古詩躰

正是銷金鑠石時、慇懃寄言需吾詩、曲肱別無招涼策、常州勝遊爲追思、筑波雲烟霞浦月、潮來鹿島雨亦奇、歸來可愧苦炎熱、蟬噪蛙唱日追隨、遊美暑假放一葦、鱸膾莢蓴爽吟腸、偶修鴻書酬來意、坐覺清風生書帷。

町田邪契徵詩書此寄懷

岳陽山人

第九附錄

(一)

明治十年八月改正東京師範學校附屬小學規則は左の如くである。
東京師範學校附屬小學規則

第一章

一 小學ヲ分テ上下二等トス下等ハ齡滿六年ヨリ滿十年ニ止リ上等ハ齡滿十年ヨリ滿十四年ニ終リ上下合セテ在學八年トス

第二章

一 上下等小學ノ課程ハ各分テ八級トス每級六ヶ月ノ修業ト定メ第八級ヨリ次第ニ進ミ第一級ニ至リテ終ル

第三章

一 每級試験ヲ經テ卒業ノ者ハ昇級セシメ試験未タ中ラザル者ハ猶其級ニ止ムルヲ法トス

第四章

一 修業ノ時間ハ一日五時間ト定メ時間割ノ概表ヲ卷末ニ示ス
但體操ハ此時間外トス

下等小學課程

第八級

一 讀法 いろは圖五十音圖ト濁音次清音圖ヲ以テ假名ノ普及呼法ヲ學ビ單語圖第一ヨリ第八マデト色圖線圖形圖體圖及ヒ人體圖ノ大略ヲ學フ
一 復讀 前日學ヒシ所ヲ復讀ス

- 一 語記 前日學ヒシ所ヲ語記ス
- 一 問答 單語圖ヲ用キテ諸物ノ性質及用方ヲ問答ス
- 一 書取 五十音及いろは圖ヲ書取ル
- 一 口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一 復習 一週間ニ學ヒシ所ヲ復習ス
- 一 筆算 算盤ヲ以テ一ヨリ百マテノ數ヲ學ヒ次ニ數字圖及算用數字圖ヲ以テ數字ノ讀方書方及ヒ位取ヲ學ヒ兼テ加算九々圖ヲ誦ス
- 一 習字 石盤ニテ假名ノ字形ヲ習ヒ次ニ習字本ヲ習フ
- 一 畫法 石盤上ヘ直曲線ヲ畫ク
- 一 體操 體操書ニ據ル

第七級

- 一 讀法 色圖線形體度圖人體圖及連語圖第一ヨリ第十マテヲ學ヒ或ハ兼テ小學讀本卷ノ一ニ及フ
- 一 復讀 前日學ヒシ所ヲ復讀ス
- 一 語記 前日學ヒシ所ヲ語記ス

- 一 問答 前級ニ同ク單語圖ヲ用キテ問答シ兼テ色圖線形體度圖及人體圖ニ及フ
- 一 書取 單語ヲ二様ノ平假名ト片假名ニテ綴リ或ハ單語ヲ書取ル
- 一 口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一 復習 一週間ニ學ヒシ所ヲ復習ス
- 一 筆算 百ヨリ億マテノ讀方書方及ヒ位取ヲ學ヒ兼テ加法ヲ學フ
- 一 習字 習字本ニテいろは圖草體變體ヲ習ヒ或ハ兼テ楷書ヲ習フ
- 一 畫法 曲直線形ヲ略畫ス
- 一 體操 體操書ニ據ル

第六級

- 一 讀法 小學讀本卷之一卷之二ヲ學ブ
- 一 復讀 前日學ヒシ所ヲ復讀ス
- 一 語記 前日學ヒシ所ヲ語記ス
- 一 問答 色圖線形體度圖人體圖ヲ前級ニ比スレバ較精密ニ問答ス
- 一 書取 單語ヲ書取ル
- 一 口授 諸書ヲ參考シテ勸懲心ノ事ヲ談話ス

- 一復習 一週間ニ學ヒシ所ヲ復習ス
- 一筆算 加算ヲ學ヒ兼テ減算九々圖ヲ誦ス
- 一習字 習字本ニテ楷書ヲ習フ
- 一畫法 直曲線形及通常物形ヲ略畫ス
- 一體操 體操書ニ據ル

第五級

- 一讀法 小學讀本卷之三、四ヲ學フ
- 一復讀 前日學ヒシ所ヲ復讀ス
- 一語記 前日學ヒシ所ヲ語記ス
- 一問答 人體圖及通常物品ヲ問答ス
- 一書取 連語ヲ書取ル
- 一口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一復習 一週間ニ學ヒシ所ヲ復習ス
- 一筆算 減法ヲ學ヒ兼テ乘算九々圖ヲ誦ス
- 一珠算 算珠ヲ用キルノ法及諸物ノ命位ヲ學ヒ兼テ加法ヲ學フ

- 一習字 習字本ニテ楷書ヲ學フ
- 一畫法 通常物形ヲ略畫ス
- 一體操 體操書ニ據ル

第四級

- 一讀法 小學讀本卷之五地理初步及ヒ日本地誌略卷之一ヲ學フ
- 一復讀 前日學ヒシ所ヲ復讀ス
- 一語記 前日學ヒシ所ヲ語記ス
- 一作文 單語ノ題ニテ綴ルナリ
- 一書取 記事ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
- 一口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一復習 一週間ニ學ヒシ所ヲ復習ス
- 一筆算 乘法ヲ學ヒ兼テ除法ヲ學フ
- 一珠算 減法ヲ學フ
- 一習字 習字本ニテ楷書ヲ學フ
- 一畫法 通常物形ヲ略畫ス

一體操 體操書ニ據ル

第三級

- 一讀法 日本地誌略卷之二三四ヲ學フ
- 一復讀 前日學ヒシ所ヲ復讀ス
- 一語記 前日學ヒシ所ヲ語記ス
- 一作文 單語ノ題ニテ綴ルナリ
- 一書取 記事ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
- 一口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一復習 一週間ニ學ヒシ所ヲ復習ス
- 一筆算 除法ヲ學ヒ兼テ四則雜題ヲ學フ
- 一珠算 乘法ヲ學ヒ兼テ除算九々圖ヲ語誦ス
- 一習字 行書習字手本ヲ習フ
- 一畫法 通常物形ヲ略畫ス
- 一體操 體操書ニ據ル

第二級

- 一讀法 萬國地誌略卷之一二三及日本略史上ヲ學フ
 - 一復讀 前日學ヒシ所ヲ復讀ス
 - 一語記 前日學ヒシ所ヲ語記ス
 - 一作文 記事及書牘文ヲ綴ル
 - 一書取 記事及書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
 - 一口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
 - 一復習 一週間ニ學ヒシ所ヲ復習ス
 - 一筆算 分數及小數ノ初步ヲ學フ
 - 一珠算 除法ヲ學フ
 - 一習字 行書並ニ草書習字手本ヲ習フ
 - 一畫法 通常物形ヲ略畫ス
 - 一體操 體操書ニ據ル
- 第一級
- 一讀法 日本略史下及萬國史略一二ヲ學フ
 - 一復讀 前日學ヒシ所ヲ復讀ス

九 東京高等師範學校

- 一 語記 前日學ヒシ所ヲ語記ス
 - 一 作文 記事及書牘文ヲ綴ル
 - 一 書取 記事及書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
 - 一 口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
 - 一 復習 一週間ニ學ヒシ所ヲ復習ス
 - 一 筆算 諸等法及單率比例ヲ學フ
 - 一 珠算 四則雜題ヲ學フ
 - 一 習字 草書習字手本ヲ習フ
 - 一 畫法 通常物形ヲ略畫ス
 - 一 體操 體操書ニ據ル
 - 一 諸課溫習 從前學ヒシ所ノモノヲ舉ケテ溫習ス
- 右卒業ノ後大試驗ヲ經テ上等小學ニ入ルヲ得ヘシ

自下等第八級至同第五級修業時間割

土曜日	金曜日	木曜日	水曜日	火曜日	月曜日	日曜日	自九時 至九時 五分	自九時 五分 至十時	自十時 至十一時	自十一時 至十二時	自十二時 至十二時 五分	自十二時 五分 至一時 五分	自一時 五分 至二時 五分	自二時 五分 至三時
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	休	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操
復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	復讀	休	語記	語記	讀法	問答	休	筆算	筆算	體操

○第五級ヨリ珠算ヲ始ムルヲ以テ算術時間割第四級以上ニ同シ
○一時毎二十五分間ノ休憩ヲ置クト雖トモ略シテ茲ニ載セス以下之ニ倣フ

自下等第四級至同第一級修業時間割

日曜日	休	自九時十分至九時三十分	休	自九時十分至十時	休	自十一時至十一時十分	休	自十一時十分至十二時	休	自十二時十分至十二時三十分	休	自十二時三十分至一時十分	休	自一時十分至二時十分	休	自二時十分至三時
月曜日	復讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀
火曜日	復讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀
水曜日	復讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀
木曜日	復讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀
金曜日	復讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀
土曜日	復讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀

上等小學課程

第八級

- 一 輪讀 日本地誌要略ヲ輪讀ス
- 一 輪講 輪讀セシ所ヲ輪講ス
- 一 語記 輪講セシ所ヲ語記ス
- 一 作文 記事及書牘文ヲ綴ル
- 一 書取 記事書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
- 一 口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一 復習 一週間ニ輪講セシ所ヲ復習ス
- 一 筆算 四則分數及小數ヲ較精密ニ學ヒ且一億以上ノ記數ヲ學フ
- 一 珠算 四則雜題ヲ學フ
- 一 習字 楷書ヲ習フ
- 一 畫法 通常物形ヲ較精密ニ畫ク
- 一 體操 體操書ニ據ル

第七級

九 東京高等師範學校

- 一 輪讀 萬國指掌ヲ輪讀ス
 - 一 輪講 輪讀セシ所ヲ輪講ス
 - 一 語記 輪講セシ所ヲ語記ス
 - 一 作文 記事及書牘文ヲ綴ル
 - 一 書取 記事書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
 - 一 口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
 - 一 復習 一週間ニ輪講セシ所ヲ復習ス
 - 一 筆算 諸等及單率比例ヲ精密ニ學フ
 - 一 珠算 四則雜題ヲ學フ
 - 一 習字 楷書ヲ習フ
 - 一 畫法 通常物形ヲ較精密ニ畫ク
 - 一 體操 體操書ニ據ル
- 第 六 級
- 一 輪讀 日本史要ヲ輪讀ス
 - 一 輪講 輪讀セシ所ヲ輪講ス

- 一 語記 輪講セシ所ヲ語記ス
 - 一 作文 記事及書牘文ヲ綴ル
 - 一 書取 記事書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
 - 一 口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
 - 一 復習 一週間ニ輪講セシ所ヲ復習ス
 - 一 筆算 單率比例ヲ學フ
 - 一 珠算 四則雜題ヲ學フ
 - 一 習字 楷書ヲ習フ
 - 一 畫法 通常物形ヲ較精密ニ畫ク
 - 一 體操 體操書ニ據ル
- 第 五 級
- 一 輪讀 萬國史略ヲ輪讀ス
 - 一 輪講 輪讀セシ所ヲ輪講ス
 - 一 語記 輪講セシ所ヲ語記ス
 - 一 作文 記事及書牘文ヲ綴ル

- 一書取 記事書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
- 一口授 諸書ヲ参考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一復習 一週間ニ輪講セシ所ヲ復習ス
- 一筆算 合率比例ヲ學フ
- 一珠算 四則雜題ヲ學フ
- 一習字 行書ヲ習フ
- 一畫法 通常物形ヲ較精密ニ畫ク
- 一體操 體操書ニ據ル

第四級

- 一輪讀 物理階梯及小學化學書ヲ輪讀ス
- 一輪講 輪讀セシ所ヲ輪講ス
- 一語記 輪講セシ所ヲ語記ス
- 一作文 記事及書牘文ヲ綴ル
- 一書取 記事書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
- 一口授 諸書ヲ参考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス

- 一復習 一週間ニ輪講セシ所ヲ復習ス
- 一筆算 按分遞折比例ヲ學フ
- 一珠算 四則雜題ヲ學フ
- 一記簿 單記ノ部ヲ學フ
- 一習字 行書ヲ習フ
- 一畫法 通常物形ヲ畫キ且幾何畫法ヲ學フ
- 一體操 體操書ニ據ル

第三級

- 一輪讀 小學生理書及博物小識ヲ輪讀ス
- 一輪講 輪讀セシ所ヲ輪講ス
- 一語記 輪講セシ所ヲ語記ス
- 一作文 記事及書牘文ヲ綴ル
- 一書取 記事書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
- 一口授 諸書ヲ参考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一復習 一週間ニ輪講セシ所ヲ復習ス

- 一筆算 諸比例雜題ヲ學フ
- 一珠算 四則雜題ヲ學フ
- 一記簿 單記ノ部ヲ學フ
- 一習字 草書ヲ習フ
- 一畫法 通常物形ヲ畫キ且幾何畫法ヲ學フ
- 一體操 體操畫ニ據ル

第二級

- 一輪讀 博物小識修身論ヲ輪讀ス
- 一輪講 輪讀セシ所ヲ輪講ス
- 一語記 輪講セシ所ヲ語記ス
- 一作文 記事及書牘文ヲ綴ル
- 一書取 記事書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
- 一口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一復習 一週間ニ輪講セシ所ヲ復習ス
- 一筆算 開平開立ヲ學フ

- 一珠算 四則雜題ヲ學フ
- 一記簿 單記ノ部ヲ學フ
- 一習字 草書ヲ習フ
- 一畫法 通常物形ヲ畫キ且幾何畫法ヲ學フ
- 一體操 體操畫ニ據ル

第一級

- 一輪讀 經濟入門ヲ輪讀ス
- 一輪講 輪讀セシ所ヲ輪講ス
- 一語記 輪講セシ所ヲ語記ス
- 一作文 記事及書牘文ヲ綴ル
- 一書取 記事書牘ニ使用スヘキ文字ヲ書取ル
- 一口授 諸書ヲ參考シテ勸懲ノ事ヲ談話ス
- 一復習 一週間ニ輪講セシ所ヲ復習ス
- 一筆算 求積級數ヲ學フ
- 一珠算 四則雜題ヲ學フ

- 一 記簿 單記ノ部ヲ學フ
 - 一 習字 草書ヲ習フ
 - 一 畫法 通常物形ヲ畫キ且幾何畫法ヲ學フ
 - 一 體操 體操書ニ據ル
 - 一 諸課溫習 從前學ヒシ所ノモノヲ學ケテ溫習ス
- 右卒業ノ後大試驗ヲ經テ中學ニ入ルヲ得ヘシ

自上等第八級至同第五級修業時間割

日曜日	休	自九時 至九時五分	休	自九時五分 至十時	休	自十時 至十一時	休	自十一時 至十二時	休	自十二時 至三時五分	休	自三時五分 至一時五分	休	自一時五分 至二時五分	休	自二時五分 至三時	
月曜日	語記	輪讀	輪講	作文	休	筆算	習字	體操	休	語記	輪讀	輪講	作文	休	筆算	習字	體操
火曜日	語記	輪讀	輪講	書取	休	筆算	畫法	體操	休	語記	輪讀	輪講	書取	休	筆算	畫法	體操
水曜日	語記	輪讀	輪講	作文	休	筆算	習字	體操	休	語記	輪讀	輪講	書取	休	筆算	習字	體操
木曜日	語記	輪讀	輪講	書取	休	筆算	畫法	體操	休	語記	輪讀	輪講	書取	休	筆算	畫法	體操
金曜日	語記	輪讀	輪講	口授	休	筆算	習字	體操	休	語記	輪讀	輪講	口授	休	筆算	習字	體操
土曜日	語記	輪讀	輪講	復習	休	珠算	畫法	體操	休	語記	輪讀	輪講	復習	休	珠算	畫法	體操

自上等第四級至同第一級修業時間割

日曜日	休	自九時 至九時五分	休	自九時五分 至十時	休	自十時 至十一時	休	自十一時 至十二時	休	自十二時 至十二時五分	休	自十二時五分 至一時	休	自一時 至一時五分	休	自一時五分 至二時	休	自二時 至三時
月曜日	語記	輪讀	輪講	作文	休	筆算	習字	體操	休	語記	輪讀	輪講	作文	休	筆算	習字	體操	休
火曜日	語記	輪讀	輪講	書取	休	記簿	畫法	體操	休	語記	輪讀	輪講	書取	休	記簿	畫法	體操	休
水曜日	語記	輪讀	輪講	作文	休	筆算	畫法	體操	休	語記	輪讀	輪講	作文	休	筆算	畫法	體操	休
木曜日	語記	輪讀	輪講	書取	休	記簿	習字	體操	休	語記	輪讀	輪講	書取	休	記簿	習字	體操	休
金曜日	語記	輪讀	輪講	口授	休	筆算	畫法	體操	休	語記	輪讀	輪講	口授	休	筆算	畫法	體操	休
土曜日	語記	輪讀	輪講	復習	休	珠算	畫法	體操	休	語記	輪讀	輪講	復習	休	珠算	畫法	體操	休

(二) 明治十一年九月から明治十二年八月に至る東京師範學校第七學年報告一冊並ニ明治十二年九月から明治十三年八月に至る東京師範學校第八學年報告一冊は、伊澤修二氏が學校長であつた時學校管理並に教育上統計主義に基づいて編纂せられたものであつて、我が國斯道上創始の事業たる可きものと思はれる。今全部を茲に掲げる事は出來ぬけれども兩冊の目次を左に掲げて置く。

東京師範學校第七學年報告 從明治十一年九月至明治十二年八月

目次

- 第一章 處務ノ概旨
- 第二章 諸則及簿冊ノ事
 - 第一款 教則ノ改正
 - 第二款 試業法ノ更定
 - 第三款 簿冊ノ整頓
- 第三章 校員ノ事
 - 第一款 校長ノ任免

第二款 教員及吏員ノ増減

第四章 生徒ノ事

第一款 編制ノ改革

第二款 入學退學及卒業ノ人員

第三款 就學ノ景況

第五章 出納ノ事

第六章 校舍ノ事

第七章 書籍器械及標品藥品ノ事

○

附錄 教則及課程一覽表及授業時間比較表

簿冊雛形

(甲) 在學生徒經歷明細簿

(乙) 每月課業出席表

(丙) 課業出席調查簿

(丁) 各級出席平均百分數一覽表

(戊) 試業評點調查簿
(己) 試業評點一覽表
(庚) 活力統計表

統計表

第一 職員月俸一覽表

第二 生徒現員表

第三 入學退學及卒業一覽表

第四 出席表

第五 試業評點表

第六 書籍増減表

第七 器械及標品藥品増減表

第八 出納表

卒業生徒姓名録

東京師範學校第八學年報告從明治十二年九月至明治十三年八月

目次

- 第一章 處務ノ概旨
- 第二章 諸則及簿冊ノ事
 - 第一款 諸則ノ改正
 - 第二款 簿冊ノ整理
- 第三章 校員ノ事
 - 第一款 學校長及學校長補ノ兼任
 - 第二款 教員及吏員ノ増減
- 第四章 生徒ノ事
 - 第一款 入學退學卒業ノ人員
 - 第二款 就學ノ景況
- 第五章 出納ノ事
- 第六章 營繕ノ事

第七章 圖書器械及標本藥品ノ事

○

附錄 卒業生徒姓名

- 明治十二年 本校規則
- 九月改正
- 明治十三年 附屬小學規則
- 二月改正
- 同 課程一覽表

(三) 明治二十八年四月高等師範學校附屬學校第一部一覽は左の如くである。

高等師範學校附屬學校第一部一覽

校舎位置

東京市神田區一ツ橋通町三番地

規則摘要

- 一 第一部ノ教科ヲ分チテ尋常小學科高等小學科及尋常中學科トス
- 一 尋常小學科ノ教科目ハ修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、圖畫、唱歌、體操トス
- 一 高等小學科ノ教科目ハ修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、理科、圖畫、唱歌、體操トス
- 一 尋常中學科ノ教科目ハ倫理、國語及漢文、英語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、習字、圖畫、體操

トス

但前項教科目ノ外唱歌ヲ隨意科トス

一學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一一學年ヲ分チテ三學期トス

四月一日ヨリ七月二十日マテヲ第一學期トシ九月一日ヨリ十二月廿四日マテヲ第二學

期トシ一月八日ヨリ三月二十日マテヲ第三學期トス

一每週ノ授業時數ハ尋常小學科ヲ二十五時乃至二十七時トシ高等小學科ヲ二十八時トシ

尋常中學科ヲ二十八時乃至三十時トス

但時宜ニヨリテ授業時數ヲ減スルコトアルヘシ

一休業日ハ左ノ如シ

日 曜 日

神 武 天 皇 祭 四月三日

夏 季 休 業 七月二十一日ヨリ八月三十一日マテ

秋 季 皇 靈 祭 秋分日

神 嘗 祭 十月十七日

天 長 節 十一月三日

新 嘗 祭 十一月二十三日

冬 季 休 業 十二月廿五日ヨリ一月七日マテ

孝 明 天 皇 祭 一月三十日

紀 元 節 二月十一日

學 年 末 休 業 三月廿一日ヨリ全月三十一日マテ

一入學ハ每學年ノ始ニ之ヲ許ス

但學校ノ都合ニ由リ臨時ニ之レヲ許スコトアルヘシ

一入學ヲ願フ者アル時ハ其ノ修業ニ堪フルコトヲ認メタル後相當ノ學年ニ編入ス

一退學セント欲スルモノハ其理由ヲ認メテ保證人ヨリ願出ツヘシ

一當校教育ノ旨趣ニ適セスト認ムル者ニハ退學ヲ命ス

一入學ヲ願フモノハ左式ノ履歷書一通ヲ認メテ差出スヘシ

(用紙半紙)

履 歴 書

何府縣華士族平民
 誰何男弟或ハ戸主
 氏
 何年何月生
 何年何ヶ月

原籍 何府縣何郡市何町村何番地
 住所 東京府何郡市區何町村何番地

家長(父母兄弟等)ノ職業

何々

右ハ何年何月ヨリ何年何月マテ公立何學校ニ於テ何學科修業又ハ卒業或ハ何年何月ヨリ何年何月マテ何幼稚園ニ於テ保育ヲ受ケ或ハ何年何月ヨリ何年何月マテ何某ニ就キ又ハ家庭ニ於テ何學科修業
 右之通御座候也

年 月 日

東京府何郡市區何町村何番地
 何府縣華士族平民
 父母 後見人等 姓 名 印

一 毎月ノ授業料ハ小學科ヲ金壹圓五拾錢トシ尋常中學科ヲ金貳圓トシ生徒出席ノ有無ニ拘ラス之ヲ徴收スルモノトス但八月分ノ授業料及學校ノ都合ニ依リテ全ク休業シタル月ノ授業料ハ之ヲ徴集セス又生徒一ヶ月以上引續キ缺席スル時ハ其事情ニ依リテ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ
 一 生徒轉居シタルトキハ直ニ届出ツヘシ
 一 病氣其他ノ事故ニヨリテ缺課又ハ缺席スルトキハ其旨保證人ヨリ届出ツヘシ
 一 保證人轉居改印等シタルトキハ直チニ届出ツヘシ

職員人員及俸給

校 長	主 事	教 諭	助 教	訓 導
一	一	三	五	七
最 多 額	最 多 額	最 多 額	最 多 額	最 多 額
一五〇〇〇	一五〇〇〇	五〇〇〇 ^円	四〇〇〇〇	二五〇〇〇
最 寡 額	最 寡 額	最 寡 額	最 寡 額	最 寡 額
一五〇〇〇	一五〇〇〇	四一六〇〇 ^円	三〇〇〇〇	一五〇〇〇
平 均 額	平 均 額	平 均 額	平 均 額	平 均 額
一五〇〇〇	一五〇〇〇	四七二〇〇	三五〇〇〇	二〇七二四

附屬學校沿革大要

明治五年九月本校ヲ東京神田宮本町舊昌平學校ノ遺趾ニトシテ創設シ師範學校ト稱ス、同六年二月師範生徒實地練習ノ爲ニ附屬小學校ヲ設置ス、當時下等小學ノ課程設置ノミナリシガ同年五月改定更ニ上等小學ノ課程ヲモ増設ス

○同六年七月本校ヲ東京師範學校ト改稱ス

○同七年一月下等小學教則改定、五月十八日 天皇臨幸生徒ノ受業ヲ觀覽シ優等生徒ニ書籍ヲ賜フ

○同十年下等上等小學教則ヲ改定ス

○同十二年十月大ニ教科ヲ改定シ續テ十三年二月改正教則ヲ刊行シタリ、上等小學第六級以上ニ隨意科トシテ英文又ハ漢文ヲ課ス

○十五年三月文部省改定ノ小學校教則綱領ニ基キ小學校ヲ初等、中等、高等ノ三等ニ分チ教則ヲ改定シテ假行ス

○十六年八月從來假行ノ教則ヲ本則ト確定ス

○十八年八月東京女子師範學校本校ニ合併ス、同時ニ高等女學校、女兒小學校並ニ幼稚園當校ニ合併ス

○十九年二月附屬高等女學校文部大臣官房所屬トナル、同年三月小學科ヲ尋常高等ノ二科トシ一年一學級ノ編制トナセリ、然レドモ生徒學力差異甚シク教授上困難少ナカラズ、依リテ十月更ニ級名ヲ廢シ一ノ組ヨリ九ノ組ニ至ルマデ男女兒各別ニ組別ヲナス、同年四月本校ヲ高等師範學校ト改稱ス

○二十年二月單級教場ヲ設ク、同年四月男女兒ヲ各別ニ年級ヲ改定ス

○同二十一年九月當校ヲ附屬學校ト改稱シ教科ヲ尋常小學科(四年)高等小學科(二年)尋常中學科(五年)ト改定シ新タニ尋常中學科ヲ設ク、同年十一月男兒生徒帽子並ニ徽章ヲ定ム

○二十二年高等小學科ヲ四箇年ニ改定シ男兒生徒ハ高等小學科ニケ年ノ課程ヲ終リタル後尋常中學科ニ編入スル制ヲ定ム

○同二十三年四月本校女子部ヲ分離シテ更ニ女子高等師範學校ヲ置カル、女兒小學科並ニ幼稚園當校ト分離ス、同月同校舍ヲ神田一ツ橋通町元東京高等女學校跡ヘ移ス

○二十五年九月教授細目ヲ制定シテ之レヲ實施ス

○同二十六年三月三十一日尋常中學科卒業生八名ニ卒業證書ヲ授與ス、之レヲ尋常中學科卒

業生ヲ出ス嚆矢トナス、同年四月單級教場ノ生徒ヲ増員ス、同年五月尋常中學科補習科ヲ設置ス、同年九月算術科教授細目ヲ制定シテ之レヲ實施ス

(補言) 本細目ハ當時若溪會ニ於テ發刊セラレタリ。之レヨリ先ニ前年度並ニ前學年度ニ且リ修身科ヲ初メトシテ外教科目ニツキテ教授細目ヲ制定シテ之レ亦何レモ若溪會ニ於テ發刊セラレタリシナリ。現今ノ各地方ノ學校ニ採用シツ、アルモノハ皆當時模範ト成リタリシモノニシテ吾國小學校教授細目ノ嚆矢タルモノトス。東京高等師範學校ガ吾國國民教育ニ向ツテ如何ニ偉大ナル功績アリシカガト定セラレ可キ事ナラン。其詳細ニ關シテハ他ニ大々的ニ述ブル所アラシ。

○二十七年三月三十日第二回尋常中學科卒業生十四名ニ卒業證書ヲ授與ス
○二十八年三月三十日第三回尋常中學科卒業生十四名ニ卒業證書ヲ授與ス

職員姓名及擔任學科

校長	嘉納治五郎
教授	後藤牧太
教授	南摩綱紀

數學	教授	千本福隆
英語	教授	矢田部良吉
主事	教授	町田則文
英語	教授	黑田定治
英語	教授	毛利廣居
歷史	教授	高橋章臣
博物	教授	佐々木猪六
國語、歷史	助教諭	生駒萬治
數學	助教諭	永井道明
博物、體操	兼助教諭	根岸福彌
物理、化學、體操	兼助教諭	樋口勘二
各學科	助教諭	矢津昌永
地理	助教諭	中村方定
習字	訓導	中村方定
各學科	訓導	下村純忠
各學科	訓導	遊佐誠甫

高等小學校第一級
 高等小學校第二級
 高等小學校第三級
 國語、漢文
 尋常小學校第三年級
 各學科
 漢文
 唱歌
 圖畫
 柔道

各學科各級生徒氏名

(省略)

訓導	田邊友三郎
訓導	新井博次
訓導	井上綱太郎
嚙托	池田義郎
嚙托	吉田庫三
嚙托	鈴木米次郎
嚙托	岡吉壽
嚙托	久富鐵太郎

第十 東京女子高等師範學校

本校の沿革大要

開校式當時の實況

炊事沿革の大要

生徒服裝等沿革の大要

(一) 本校の沿革大要

明治維新當時兵馬倥傯の間に早くも我が明治政府は明治五年學制を頒布せられて、同時に同年九月東京師範學校を創立せられ、同七年五月車駕親臨あらせられたのである。東京女子師範學校の創立は明治七年三月で、同八年十一月に皇后陛下が行啓遊ばされて開校式を行はせられたのである。創立の事を皇后陛下が聽こし召されて御内庫金五千圓を御下賜になつたのは特例の事であつた。而も兩學校の位置たるや雙方ともに舊徳川幕布時代の大學たる昌平費跡櫻馬場に設けられたのは重要な意義ある事と察せらるゝであらう。校舎は東

京師範學校と同一様に明治七年西洋式阿米利加式に新築せられ共に雙立して茗溪に向ひ一大壯觀を爲したのである。當時西洋式佛國式の新築は舊尾張藩庭に陸軍士官學校があるのみであつて所謂明治政府の文武兩道を重んぜらるゝの方針に出たものであらう。

本校が明治二十三年三月男女全然分離するに至るまでは或は分離し或は合一したことがあるのは、目的を同一にする師範學校にあつては各府縣に於ける教育の需要其他の上から止むことを得ぬ次第であつて、初めより各々獨立發展し來りたる中學校又は高等女學校など同一性質のものでないからであらう。たとひ合一しても校舍經費等は勿論教員も全然異なるものであつて、強ひて云へば一人の學校長が兩校々務を管理する點は合一であつて、その存在は全く別なものである。故に我が國教育歴史家は此の事實をば十分に了解して置かねばならぬ。

明治十九年四月發布の勅令第三十五號高等師範學校等官制に據つて東京師範學校並に東京女子師範學校が高等師範學校となつて所謂合一したのである。けれども合一後纔かに三箇年を経過して明治二十三年三月再び分離して本校即ち女子高等師範學校が設置されたのである。明治二十三年十月には勅令第二百十五號を以て小學校令が發布せられ、殊に同年十月三十日には教育勅語の御下賜があり、又前々年即ち明治二十一年四月には市制及び町村制

の發布があつて、國民自治の大精神が實行せられる様になつた。實に國民教育上第二の明治維新とも云はるべき時機であるから我が國文化の最大根源たる教員養成について斯かる一大英斷に出でられたのであらう。

明治三十年勅令第三百四十六號を以て師範學校令が發布せられた。夫れは左の如くである。

第一條 高等師範學校ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 女子高等師範學校ハ師範學校女子部及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 師範學校ハ小學校ノ教員タルヘキモノヲ養成スル所トス
 前三項ニ記載シタル學校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ

附記 右は當時師範教育の三氣質と唱へられて既に明治十九年高等師範學校并に尋常師範學校の設置以來當時の森文部大臣が主唱せられた所を規定せられたものである。

第二條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ東京ニ各一校ヲ設置シ師範學校ハ北海道及各府縣ニ各一校若クハ數校ヲ設置ス

明治三十年十二月本校教科を改定し生徒定員を二百名として文科理科の二種とし以て世運進歩の専門的教育に應ぜしめられた。

明治三十二年二月更に技藝科を増設して生徒定員を三百名とせられた。

附記 技藝科は所謂女子の家事科である。男子教員たると女子教員たるとの相違あるは一に家事科にあるものである。家事科には裁縫、刺繍、家政は勿論、洗濯、掃除等が含まれてゐる。當時世人の見解では大學者たる女子教育者は宜しくないと批難攻撃したものである。本科を設置したのは矢張り此の見解に出づるものであつて亦當局者の一大英斷であるといはればならぬのである。

明治三十六年一月國語體操專習科を置かれた。之れまでは女生徒に體操を教授するのは男子教員のみであつたが、男子の姿勢、運動動作等は以て女子に對する模範とするに足らざるものである。女子體操教員にして初めて其の模範を示し得べきであらう。故に女子體操教員養成を創始したのは是亦當局者の一大英斷であると云はねばならぬ。

本科の外に保姆練習科(明治二十九年十月設置)、家事專修科(明治三十年九月設置)、國語專修科(後國語、漢文專修科と改名す。明治三十年一月設置)、地理、歴史專修科(明治三十三年九月設置)、數學、物理、化學專修科(明治三十七年十月設置)、第六臨時教員養成所英語科(明治三十九年四月設置)等を設けられて女子臨時教員の養成を爲されたのである。

明治四十一年三月發布の勅令を以て、我が國女子教育進歩の趨勢に由つて奈良女子高等師範學校が創立せられ、本校は東京女子高等師範學校の名稱に改められた。

大正十二年九月一日の關東地方大地震火災は本校々舎並に附屬各學校等を凡て類焼に罹らしめたので、明治七年創立以來の本校が拮据して収集又は研究した我が國女子教育上の資料等重要事物を盡く烏有に歸せしめ、實に恢復し能はざる大損害を與へられたのは特筆大書すべき事で、寔に惜しみても餘りある事柄である。

(二) 開校式次第

左の記事は明治八年十二月二日發行の東京日々新聞から寫し取つたものである。以て當時の實際を想像し得るであらう。(但し當時の文章等其儘たり)

去二十九日は東京女子師範學校の開業にて、皇后宮行啓あらせ給ふに因り、校の門外を華美に裝飾し、國旗風に飄り、紫幕目に映す午前第九時より大久保内務郷萬里小路宮内大輔杉宮内小輔隨從し、轎車を校門へ進めらる女使二人先つ入り來りて御休憩所を監督す、文部大輔田中不二麿本校主任中村正直を始め教員督學殘らず出で奉迎し、御休憩所へ入御し、奉り椅子に靠らせ玉ふと諸員先づ拜謁し、終り繼て教員は二人づゝ四度に出で拜謁す。此時に三條公を始め宮内大輔内務郷外國公使同じく女兒二十人餘り先づ講堂に入りて左方に列し、教員は生徒を率ゐて殘らず右方に列す暫くありて、皇后宮御入御あり正面の椅子に倚らせ玉ひて開校

の式を行はせ玉ふ第一に目錄管鑰等を本校主任中村正直に交附す本校主任より教則を呈す
皇后宮の祝詞に曰く

女子教育の根柢を培益せん爲めに去年此校を設置有んとするを聞き嘉尙に堪へず今經營既に成り爰に開業の典を擧ぐ庶幾くは自今此校の旺盛に赴き遂に女教の美果をして全國に蕃結するを觀ん事を

田中不二麿君の祝詞に云はく

東京女子師範學校經營の工を竣し茲に開業を爲すに際せり此舉や相共に慶し相共に賀せざるを得ず矧んや又淑良清婉なる 皇后宮の鸞車を進めて臨せらるゝに於ては本校の光輝を發する安んぞ反復忻々祝せざるべけんや女子は教育の母なり此西哲の一語を咀嚼するに僅々數字中女教の喫緊切要なる所以の理を竭して餘蘊なく言下其意に通して瞭然たらしむ豈呶々の贅を其間に挿さむを須ひん今其一語を摘來して爰に布述す

中村正直の祝詞に曰く

謹て惟んみるに邦國文明は政治の善なるに關係し政治の善なるは家法の善なるに關係せり而して家法の善なるは婦人の心志端正智識長進及操行の善良なるに由れり我國古來善行ある婦人に乏しからず然れども邦國總體より之を見れば婦人教養方法は甚だ缺

けたりと云ふべし今や文明の化漸く進歩に趨き東京女子師範學校の設けあり即ち今日臨駕ありて開業式の盛舉あるを致すは億兆人民の共に慶すべきことなり仰き望むらくは後來茲に在て學習卒業するもの善き婦人となりて夫を輔け善き母となり兒女の教師となり善種の人民を生育して我國をして福祉安寧の邦たらしめんことを敬んで祝す
此外野村中督學畠山中督學も祝詞あれども之を略す女教員は四等訓導棚橋絢の祝詞あり略す其詩に曰く

天地不生無用人

人生莫作不文身

文明漸及深窓女

雲上揚來月一輪

讀みて奉りし歌に

雲井より學びの窓にさす月は

世にありがたきかゞみなりけり

次に生徒青山千世 皇后宮の御座所を隔たること二十歩ばかり進みて椅子にかゝり勸善訓蒙數章を講じて退き吉川若菜代り出て立志篇を講じ次に古市洛國史覽要を講ず次に物理學器械を以て生徒に示し御覽に供す次に教場算術問答を御覽に供し次に第三教員場習字行書を淨書せしめ御覽あり終りて生徒の部屋を樓上樓下共に巡覽あらせ玉ひ十二時頃還御生

徒三人へは罫畫器一具つゝ賜はり一同へ茶菓子を下されたり

(三) 炊事沿革の概要

明治七年三月東京女子師範學校が創設せられた。當時生徒炊事の方法は盡く學校で負擔し、之れを手賄と稱して主として雇員平尾茂平、幼稚園事務係久保喜十郎兩氏の主掌に懸つてゐた。兩氏は自ら炊夫を使役し食物材料の買入れ等萬端其の指揮する所であつた。而して生徒は當時炊事については更に關係しなかつたと云ふことである。けれども斯くては次第々々に多額の費用が要せらるゝやうになつたので、寧ろ民間の炊事を受け負ふ者に一任して賄方を命ずるの便益があるので遂に明治十三年二月全然手賄を廢止することとなつた。當時寄宿舎の管理については左の諸氏が主管して居られた。

監事 永井久一郎氏

副監 松本萩江、豊田芙蓉、竹村千佐の諸氏

舎長 山川二葉（十年十二月）、福田米の諸氏

生徒取締 藤川さい、近藤すみの諸氏

明治十三年二月本校雇員であつた平尾茂平氏が官職を辭し自ら賄方受負人たらんことを

申出で、生徒一般の賄方を引き受けた。けれども一箇年を歴ない間に、餘り多く利得が得られなかつたので従つて食器を粗悪にし各生一般に漸く之を嫌厭する状態を兆した。夫れで受負人變更の評議が當局者の間に起つて遂に明治十四年六月其の變更が實施せられた。

明治十四年六月長谷川某が受負を命ぜられ爾後明治十六年七月に至るまで賄方を引き受けた。同月十八日別に師範科生徒第二級生文には食物調理法練習の爲めに自炊の方法が始められたのである。けれども第一級生並に第三級生以下は従前の通りに受負人が賄うてゐた。第一級生は附屬小學校實地授業練習の爲めに第三級生以下はまだ調理法實習の程度に至らなかつたからである。

第二級生割烹練習の方法は左の通りであつた。

朝夕の二飯は生徒が各番に校婢を使つて自ら炊事の勞を取り、且つ毎週二回（木曜、土曜）龍尾亭の割烹人を備うて調理法の實地教授をなさしめた。但し晝飯は學習上の都合に由つて校婢のみで調理したのである。

費用の收支は一般生徒の會計と同一である。

右の方法は明治十八年十二月迄繼續された。

明治十六年九月學業始めから受負の方法を廢止して全然生徒自炊の方法に改められた。

其の理由は他日一家の經營に當つて炊事の監督等を爲なければならぬからである。其の方法は左の如くである。

炊事場六箇所を設け且つ之れに附屬して食堂六箇所を設置された。

各炊事場に生徒十五六人を分配し校婢一人宛を附けて置いた。

朝夕兩食は生徒當番交互に自ら薪水の勞を取り、晝食は校婢のみで調理する。

龍尾亭から割烹人を備つて來て割烹の教授を爲せた。

米、味噌、魚類、醬油の類は龍尾亭から買入れ野菜類は八百屋田中某から買入れた。

右の材料は各炊事場で生徒當番が其の良否を判定したのである。

明治十七年(春頃)第二級生に限り西洋料理法の實習を始められた。費用は特別に學校から支辨し、毎週一回洋食店三河屋から教師を備つて來て教授させ明治十八年十二月迄繼續した。

明治十九年九月従前の如き生徒の自炊方法は修學上大いに妨害があつて且つ經費を要すること割合に多大であるとの理由で、六炊事場並に六食堂を合併して一炊事場一食堂の制度に変更し校婢をして共働炊事に當らせ、生徒は單に監督と給仕練習とに止められた。材料の買方は龍尾亭及び八百屋某の受負であることは従前の通りである。尤も暑中休暇中寄宿舎に残留する所の生徒は休業中に限り自ら薪水の勞を取り以て調理練習は本校の方針として

將來永く實施することに定められた。

明治十九年七月第二級生の日本並に西洋料理練習が廢止せられた。

明治二十五年四月龍尾亭材料引受けを廢止して各專賣の各商店に材料の納入を命じた。

明治二十六年四月、従前教生の辨當は自炊廢止後専ら校婢が調理してゐたが、斯くては時間間に合はないのと、且つ多少割烹料理を課する方針で毎朝自ら辨當を調理して辨することとなり現今に至るも尙ほ引續いてゐる。

明治二十九年九月、従前は汁類は木椀に入れて來たが衛生上の利害からして之れを陶器に変更した。且つ同時に形を稍々大にしたので盛切に止めて給仕の必要の無いことになつたから給仕練習の方法を廢止した。亦以て食事方法の一改良となつたであらう。同年八月夏期休業中寄宿舎内に残留せる生徒の爲めに龍尾亭割烹者を備つて食物調理の練習をさせた。明治三十三年四月炊事場、食堂の大新築が落成したので食物調理の上に大いに改良が加へられた。明治十六年九月よりの家庭式食事方法が軍隊式食事方法と爲つたが、此の改革は女子の學校としては實に一大改革といふ可きであらう。追評すれば女學校も亦男子學校と同様に軍隊式の日常生活に陥つたのである。

(四) 頭髮、服裝沿革の概要

明治七年三月創立から明治十二年一月頃迄は左の如くであつた。

衣服 紺色と淺黄色との立縞木綿袴(平袴形)を穿かせられた(官給)。上衣は通常のものであつた。尤も外出の時は隨意であるから往來では女學生たることに氣附かない位であつた。

頭髮 洋銀櫻花(花片)に東京女子師範學校の文字を彫入せりの簪(官給)を徽章となし、結髪は唐人髷に定められ初一年位は裝髮師を備つて置いて裝髪させたが後には生徒各自が結髪することゝ爲つた。

明治十二年一月頃から明治十五年十二月頃迄は左の通りであつた。

衣服 袴を廢止して通常の青年女子と異なることなからしめた。

頭髮 唐人髷、いちよふがへしと爲し別に一定の簪を使用せずして通常の青年女子と相違なからしめる事となつた。

明治十五年十二月頃からは左の如くである。

衣服 通常服、袴は用ひなかつた。

頭髮 唐人髷、いちよふがへしと爲し島田髷も差支なしと定められた。島田髷は在校中結髪しないと結ぶ時機を失ふに至るとの理由に基けるものであらう。但し簪に一定のものが無いことになつた。

明治十八年十一月十六日から爾今服裝は體操の時は必ず袴及び靴を着用し、教室並に外出には隨意たるべしとの同校より命令が出された。本年度は隨意であるけれども來る十九年一月からは必ず實施せよとの事であつた。而して斯の如き急激な改正に際しては本校には勿論支給費用の設備が無い爲めに臨時文部省から支給さるゝ所の袴並に靴の費用が増額せられた。

頭髮は唐人髷、いちよふがへし、島田髷であつた。(明治十七年二月卒業後閑菊野氏の話に自分は島田髷を結んだことは無い、その後の生徒からであらうと云はれた)

明治十九年八月十八日から爾今服裝は一般に西洋服を着用することに命令されて同十月一日から實施することになつた。但し服地は極めて質素を旨趣とし、徽章は範字を彫入した銀四分一の襟止めを用ひられた。外出の時は隨意であるけれども學校用の外出には必ず西洋服着用と確定せられたのである。服地は木綿、毛織の類であつて各自一定せざるも苦しからずと定められた。

頭髮は束髪に改定變更され、之れが永久的一定のものとなり現今も亦之れを實行してゐる。當時余は愛媛縣師範學校に在職してゐたが同縣でも師範學校並に小學校女教員は凡て西洋服を着用することゝなつた。蓋し日本全國何れも然うではなかつたかと思ふ。

明治二十八年三月頃から同三十二年八月迄は洋装の衣服は隨意となつた。けれども爾後生徒に支給する服地は通常日本服地となつたので自然に洋装が廢止せられて通常の日本服となつたのである。頭髮はやはり束髪に一定せられた。同月の卒業式當日から木綿又は紬の紋付を着服する事になつて明治四十三年の頃までは之れを實行してゐた。

明治三十二年九月から頭髮は矢張り束髪であつたけれども爾後は盡く袴を着用することになつた。明治三十三年三月の卒業式當日には生徒は何れも紋附袴の事と爲つて袴地は海老茶及び類似の木綿又は毛織物を用ひたのである。

(五) 寄宿舍生徒生活沿革の大要

明治七年三月當校創立の際から明治八年某月に至るまでは寢室を本校二階に置いて寢室自習室等左の如く區別せられた。

寢室 疊附の寢室であつて一室七人位の割合である。

自習室 テーブル椅子で、疊敷でない。之れは東京師範學校即ち男子のとは大に相違ある

所で急に西洋諸國のを模したるものゝ如くである。尤も男子にありても一兩人の有志生徒は設備を爲たものもあつたが余等は矢張り舊式を墨守した。

浴室 一度に一人交互入浴の方法であつて浴室は凡そ十個あつたといふことである。之れも男子とは全然異なつてゐる。

理髮室 別に設けてあつた。

明治八年某月から寢室自習室を合同して各室の中央にストーブを備へ附け、ストーブの雙方各六人宛であつて一室十二人位の割合であつたといふ。之れも男子の寄宿舍には無かつた。

浴室 は従前と均しく一人づゝ交互入浴の方法であつた。

理髮室 前に同じ。

明治十年某月頃から明治十六年某月までは左の如くであつた。

自習室寢室 は前の如くであつたが別に疊敷の自習寢室兼用のものを設け主として豫科生の寄宿に充當せられた。一室に凡そ三十人位を收容したから随分陝隘が感ぜられたのである。

浴室 は多人數一時に入浴することに變更せられた。蓋し生徒の員數次第に増加したる爲め前の如き方法を用ゐる事能はざるに至つたからであらう。

學校の創業から十六年某月頃迄は寢具は盡く自辨であつた。

明治十六年十月新築寄宿舎二棟の工事が落成した。其の爲め一室四人の割合で盡く疊敷と爲し自習、寢室兼用の方法を執つた。其の他病室、理髮室等が略々整頓したので寄宿舎の實際は一大進歩が告げられた。

明治十九年四月から自習室を本校二階に移し椅子、テーブルの方法に變更せられ、寢室は疊敷方法にして従前の寄宿舎を全部充用せられた。當時森文部大臣の男女兩師範學校の寄宿舎を寢室、自習室に區別する方針に基いて改革せられたのである。

明治二十年夏期休業後から寄宿舎の寢室は疊替の費用多きに苦むのと、且つ當時服裝の西洋装であるとの二つの理由に由つて寢室をば盡く板間に改造し寢臺を設けられた。爾後寢具は盡く學校から貸與する事となつた。

明治二十八年九月頃から自習室を本校二階から下階に移した。蓋し前年(明治二十七年)大地震の大災(勿論火災では無かつた)から斯く注意したるに由るのであらう。

明治三十二年四月多年計畫せられてゐた新式の一大寄宿舎自習室の工事が落成を告げら

れたので生徒全體をば一堂に收容して自習させることゝ爲つた。其の他に新式の寄宿舎食堂、浴室、便所等が續々工事を告げられたので本年度並に來年度を期して一大改良が遂げられたのである。即ち現時の寄宿舎(大正十二年九月一日關東大震災まで)が是れである。

附言 當時聽く所に據ると當局者の計畫では本校並に寄宿舎間の下に地下隧道を設け以て御茶の水橋通と湯島通との間の聯絡を取らうとしたとの事である。

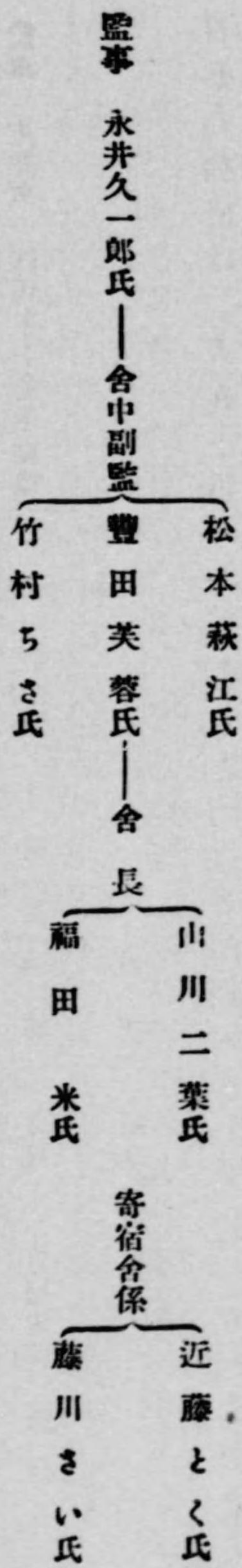
(六) 寄宿舎監理沿革の大要

明治七年三月學校の創立から同十年十月に至るまで取締役として近藤はま棚橋あや氏兩雇が專任として任命せられて毎夜交互に當直を爲た。けれども取締方法がまだ不十分で動もすれば世評を招いた事もあつた。遂に明治十年の夏休に際し生徒の歸省中往々名を歸省に借りて實は竊かに他へ旅行等を企てた者があるとの事で一時新聞紙で取り沙汰をせられたのである。

明治十年十月十三日を以て初めて出入時刻検査簿を規定し日曜其の他生徒の外出には必ず時刻を自ら記させ保證人の認印を受けさせる事と爲つた。十一月十九日更に取締の名稱を廢止し寄宿係を置き、左の兩氏が同係を命ぜられた。

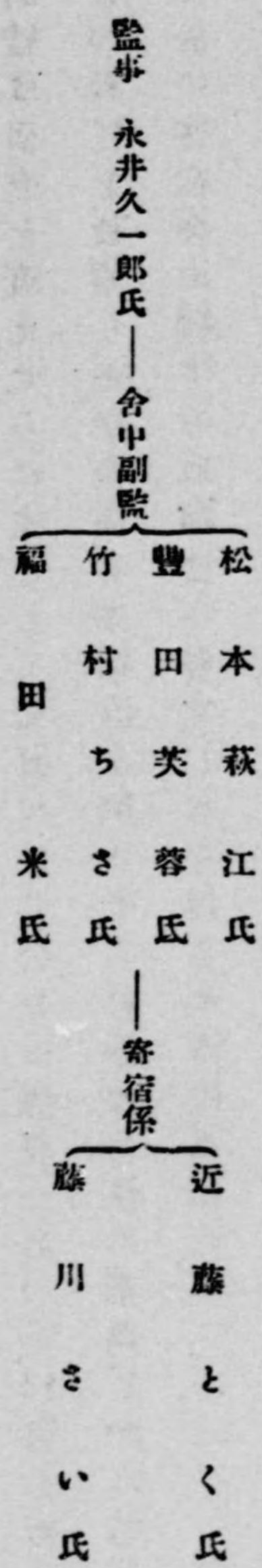
近藤とく氏(近藤はま氏辭職其後任を)藤川さい氏

明治十年十二月十三日新たに寄宿舎長を置かれ山川二葉氏が舎長を、福田米氏が舎長兼務を命ぜられた。故に當時の寄宿舎監督方法は左の如くであつた。



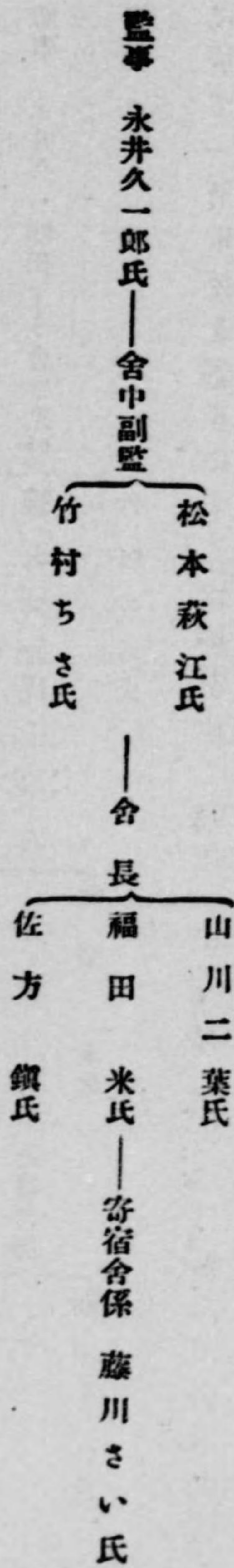
茲に於て一層取締を嚴重にする旨趣を以て明治十年九月二十二日新たに舍中副監を置かれたが、その時副監に任命された者は左の如くである。而して副監も亦交互に宿直し寄宿係と共に生徒監督の責任を負はれた。

松本萩江 豊田芙蓉 竹村ちさ 福田米の四氏
で當時寄宿舎監督の方法は左の如くであつた。



副監は宿直を廢止せられ主として監督に任じ、舎長は隔夜一名づゝ宿直し以て専ら寄宿舎監督の責任を負擔し、寄宿舎係も亦宿直を廢止せられ他は舎長の事務を助けることゝ爲つた。茲に於て寄宿舎に關する取締は一層宜しきを得るやうに爲つた。

明治十一年一月十九日近藤とく氏辭職。
同年七月から暑中休暇中——副監も亦舎長と共に交互一人づゝ宿直することゝ爲つた。
明治十二年某月日豊田芙蓉氏鹿兒島縣へ轉任。
明治十二年五月十四日佐方鎮氏舎長兼務を命ぜられ寄宿舎の監督は左の如くなつた。



同日から宿直は二人宛と爲つた。蓋し近頃盜難が頻々として起つたからであらう。但し暑中休業中は一人の宿直であつた。

明治十三年某月日松本萩江氏秋田縣師範學校に轉任。
明治十三年十月四日松岡とは氏舎長兼務となる。

明治十三年某月日佐方鎮氏群馬縣へ轉任。

監事—舍中副監 竹村ちさ氏—舍長
 山 川 二 葉氏
 福 田 米氏—寄宿舍係 藤 川 さい氏
 松 岡 と は氏

明治十四年七月十八日從前の官職が廢止せられ更に舍中監事と舍中取締とを置かれ夫々左の諸氏が命ぜられた。

舍中監事 秋 山 四 郎氏—舍中取締
 山 川 二 葉氏
 安 田 安氏(初任)
 福 田 米氏
 松 岡 と は氏

明治十六年某月日生徒の處分方法について多少紛紜があり遂に福田米氏は辭職せられた。舍中監事秋山氏が舍中取締に相談せずして生徒某の犯則を處分したからであらう。

明治十七年某月日舍中取締員を増員し監督を嚴重にせらるゝ方針となつた。

明治十八年九月某日舍中取締を生徒取締と改稱せられた。

明治十九年六月一日新たに公布せられた師範學校令に基き舍監を置かれたのである。

以上(三)より以下は余が當校の教務幹事として在職中記録して置いたものである。

第十一 新領土臺灣島國民教育

地理、地勢、戸口、道路等の大要

臺灣略史

澎湖列島沿革史

舊支那時代の官私學院、官廳等

舊支那時代の學位の種類等

舊支那時代の臺南學事

舊支那時代並に吾新領土教育實況の視察

○地 理

○經緯 東經百十九度半に起り同百二十二度に互り、北緯二十二度より幾んど二十六度に至る。夏至線は臺南の北に走り、臺北は二十五度以北に在り。當八芝林著者當時の住居は尙

ほ其北にあり。

東京を中心とし西經十八度より二十一度に至る。

○地勢 南北に長く中央に山脈あり、西部は平坦、東部は山嶽多し。生蕃は即ち東部に屬す。南北百里餘、東西二三十里の間にあり。

○人口 目下三種に分れ、本島人、熟蕃、生蕃之れなり。本島人、熟蕃は二百六十萬と稱し、生蕃は十萬と稱せらる。然れども精密なる統計なし。

○道路 臺北より淡水に至る新道を第一とし、胡盧墩より臺中に至る(三)里道路、臺南より安平に至る道路之に亞ぐ。其他は狹隘にして路に似て路に非るなり。

○都會 臺北、基隆、淡水、滬尾、新竹、苗栗、臺中、彰化、鹿港、嘉義、臺南安平、打狗、鳳山、恒春、卑南、宜蘭、大姑嫲等なり。

○人民 は康熙の中年頃より渡臺したるものにして主として福建省泉州漳州より來るもの多し。當八芝林人民は泉州なり。新竹の東部より苗栗に至りては廣東人多し。廣東人と從來の福建省人とは言語全く通ぜず、且從來の同省人は新來の廣東人を輕蔑するありて一段下層に置く。所謂客人の稱ある所以なり。學校等にて生徒を取扱ふに大いに注意すべき事なり。

○臺灣略史

隋開皇中虎賁陳稜を遣して澎湖三十六島を略せしむ。元の末に巡司を置く。明の洪武五年居民を移して漳泉の間に置く。同嘉靖四十二年流寇林道乾近海の地を掠む。都督俞大猷之れを征し追ふて澎湖に至る。道乾遁れて臺に入る。大猷敢て進まず、偏師を澎湖に留め駐す。道乾旋りて占城(地名)に通る。澎の偏師亦罷む。巡檢を設けて以て澎湖を守る。萬歴の間海寇顏思齊臺灣に據る。鄭芝龍之れに附き尋いて棄去る。荷蘭人臺灣を取り因て赤崁城(現今安平)を築きて以て居る。清國順治の初鄭芝龍の子成功叛きて廈門に據り。十六年海道より江寧を犯し敗れて歸る。荷蘭國人を逐ふて臺灣に據り郡縣を設く。成功死し子の經に傳ふ。經死し子克塽に傳ふ。康熙二十一年總督姚啓聖臺灣を取らんことを謀る。二十二年靖海將軍施琅(有名の人)先づ澎湖を攻めて之れに克ち繼ぎて臺地を攻む。克塽降る。二十三年廷議府一を設く。臺灣府と云ふ。福建布政使の司領に屬せしむ。縣三を設く。曰く臺灣、鳳山、諸羅(現今の嘉義)之れなり。雍正元年彰化縣及び淡水廳を増設す。五年澎湖廳を増設す。

官制

欽命巡視臺灣御史

一人

吳 達

禮 (康熙六十一年任)

十一 新領土臺灣島國民教育

四八一

分巡臺灣道	一人	周	昌	(同二十三年任)
臺灣府知府	一人	蔣	英	(同二十三年任)
臺灣海防同知	一人	梁	壽	(同二十四年任)
臺灣縣知縣	一人	沈	聘	(同二十三年任)
鳳山縣知縣	一人	楊	聲	(同二十三年任)
諸羅縣知縣	一人	季	光	(同二十三年任)
彰化縣知縣	一人	談	正	(雍正二年任)
淡水廳同知	一人	王	沂	(同二年任)
澎湖通判	一人	王	仁	(同六年任)

○臺北府淡水新竹彰化縣內書院

臺北府內	登瀛書院	(此係初設兩三年而已)
臺灣巡撫城內	明道書院	外ニ西蕃人三十計ヲ養成シタリ。
淡水縣	西學書院	
	學海書院	

新竹縣	明志書院
彰化縣	白沙書院
	主靜書院
	文開書院
	育英堂

○撫慰署の位置

叭哩沙撫慰署	叭哩沙
大崙炭撫慰署	大崙炭
五指山撫慰署	五指山
南庄撫慰署	南庄
林圯埔撫慰署	林圯埔
大湖撫慰署	大湖
東勢角撫慰署	東勢角
恒春撫慰署	恒春
埔里社撫慰署	埔里社

蕃薯 蕨 撫 懇 署
臺 東 撫 懇 署

蕃薯 蕨
臺 東

○臺北縣下の秀才 秀才とは我國の學士の如きもの(學科の程度は低けれども先づ我國の學制に比較して之に當てはめれば先づ學士ならん)にて縣下總計七十四名、内昨年以來支那内地へ歸りつゝある者三十二名、現在四十二名、最年長は六十一歳陳國藏(東會庄の教員)、最年少者二十四歳黄克明(艋舺土治後街の教員)、等多くは學事に身を委ね生活しつゝある者多き中に商業家としては大稻埕中北街五十五番戶の陳德銘、大稻埕中街六十九番地の李世昌、日本政府の役人としては縣廳顧問李秉鈞、大加納堡副主理劉廷玉、同書記粘舜晉、黃傳經、兼艋舺街長黃茂清、總督府編輯陳洛、文山堡副主理黃祖濤等の諸氏にして、學者としては陳洛氏、德望家としては李秉鈞氏、又舊政府の知縣候補(知縣候補とは我封建時代の無任所代官の如きもの)二名あり、李秉鈞、劉廷玉の二氏なりとぞ。(明治二十九年十月十四日臺灣新報)

○劉銘傳は光緒十年臺灣巡撫となり同十七年辭任す。

○劉銘傳の前は道臺、舊の官名(長官)にして劉鷲と云ふ人なり。

○廳と府縣との別如何(廳與縣有甚麼分別)

答 府知は正六品乃至從五品、廳知は從六品、縣知は七品なり。(之れは長官にて區別し

たりしが他に亦一の區別有るべし)

○支那と臺灣との關係(一) 漢朝が臺灣と交渉を生じたりと云はる、因て此島嶼あることを知りたるは明の嘉靖中なりし。(初めに三百五六十の蕃社ありしと云ふ)

清國の始めて政を此地に施したるは康熙二十二年なり。(我が國紀元二千三百四十三年にして靈光天皇の天和三年に當る)。

西洋人の始めて此にいたりしは葡國人なりし。

○倭寇 明の嘉靖の末倭寇閩を擾る、大將戚繼光之れを破る、倭遁れて雞籠に居る、遂に倭の爲めに焚掠せらる、之れ等が本邦と臺灣の關係の初めならんか。

○臺灣名稱の初め 明の萬歴の末紅毛の蕃舟を雞籠に泊し、因て耕墾を事とし、^{カウチン}關隘を設け臺灣と稱す。

○支那と臺灣との關係(二) 魯之祐(清初人)曰く、明の隆慶、萬歴年間華人劉香老、林道乾なるもの其中に買し尋いて之れに踞す、未だ幾何ならずして顏思齊の奪ふ所となる。思齊なるもの華人にして倭に習ひ、而して因りて以て之を用ふるものなり。思齊死し、乃ち併せて紅毛、荷蘭に入る。鄭芝龍の誠を授するや子成功閩に留まり、臺灣を得て以て苟も存せんことを思ふ云々(紅毛遂に土蕃と聯絡し學校を設け土蕃を教へて一の國をなしたり)。

已にして成功は何斌をして諸土蕃を誘ひ臺に應ぜしむ。紅毛の守るもの拒ぐ能はず、成功遂に其中に僭主す(順治十八年夏清の世祖の時の年號)。

成功臺灣を名づけて東都と云ひ、天興萬年の二縣を置く。康熙元年成功死し子錦襲ぐ。東都を改めて東寧となし、縣を州となし、安撫司を増す(三)。康熙二十年錦死し子克塽襲ぐ。

康熙二十年に至り、錦卒し子克塽來り歸す。(清國)朝命籍して之を郡縣にし、府一を置き臺灣と曰ひ(現今の臺南なり)、縣三を置き臺灣、鳳山、諸羅現今の嘉義と云ふ云々。(雍正元年更に彰化縣及北淡水廳を増し設く)。

蓋し臺灣は内廣東、福建、浙江、江南、山東の五省に濱し、外は羅するに數十餘國を以てし、臺灣にして而して己を潔うし人を愛し兵を恤み、治要に明なるものを得て之に柄たらば則ち五省は衛る所あるを以て外患に虞なく、而して澳門、厦門、寧波、崇明、四口の貿易者續々として其來らん。是の如くして海に沿ふの汎隘俱に以て警無かるべし。臺灣の治忽ち其の内に開けん。之れ豈に淺鮮ならんや。

○沈起元曰く(起元は臺灣の清國版圖に歸せしより四五十年以後の臺灣府知事なり、建白するもの甚だ多し)臺灣の治は宜しく山を防ぐべく、而して宜しく海を防ぐ可らざるなり。と。在昔、僞鄭竊かに(僞鄭トハ鄭成功ヲ云フナリ)此島に踞し、釜魚楯豕の如く、惴々焉として朝夕を保たず、人民未

だ集らず、田土未だ闢けず、海濱の片土に寄宿し、唯我朝大兵の入るを慮る。故に其醜類を鳩め海濱に聚り、臺灣縣一席の地を以て其居室となし、安平鎮を以て門戸となし、鹿耳門を扼塞となし、重兵猛將咸な此に萃まる。南に於ては即ち打鼓山を防ぎ、北に於ては則ち雞籠城を防ぎ、皆以て内地の大兵に備ふるなり。今日我が朝の臺地を處置する若きは則ち宜しく大に異るものあるべし。臺灣以西に七百里の重洋ありと雖も、實に我が朝の内沼なり。海船の往來皆我が同族なり。固より防ぐべきなし。即ち外島の紅毛、呂宋、咬嚼吧諸國の如き皆微小にして、天威を震懾し、商を通し、貿易し、隱として屬國となる、都て慮るべきなし。是れ海必ずしも防がざるなり。宜しく防ぐべき所のみは山のみ。山獨り生蕃の出沒宜しく防ぐべきのみならず、(則ち文曰く之れが則ち行政の原則となりて、舊支那政府に於て大いに西蕃界に關門を設けたる所以ならん。我が帝國の版圖に歸してより何の苦もなく西蕃の關門を脱したり。之れ或は如何のものにや、こは大いに研究を要すべき問題にあらずや)。

○初めより臺灣の叛賊

朱 一 桂 三角金、烏山に據り亂を起す。

陳 三 奇 阿猴林に據る。

猴 定 菅仔林に據る。

十一 新領土臺灣島國民教育

朱 一 貴

康熙六十年。

林 爽 文

乾隆五十二年彰化縣大理材に據りて叛す。

董 喜

北路にあり、同年の人。

○臺灣棄つ可らざるの論 施琅(官臺灣水師提督鄭氏成功の孫克塽)の叛を平げ清國の版圖に始めて歸したる時、臺灣棄つべしと議する者ありたり。然るに彼は臺灣の決して棄つ可らざるを上疏し其議用ゐられ棄てざる事になりたり。

施琅は康熙二十二年六月十四日を以て銅山を發し二十三日澎湖島を攻む、時に守將劉國軒なり。八月兵を統べて鹿耳門に入り臺灣に至る。澎湖島を攻め落さば臺灣は戦はずして落つるなりとの考なり。遂にその言の如く成功の孫克塽其の屬を率ゐ、薙髮して迎へ降る、臺灣全く平ぐ。

○朱一貴の亂 康熙六十年四月奸民朱一貴自ら明の後裔と稱し中興天下大元帥と偽號し亂を鳳山縣の姜園に唱ふ。遂に臺灣を陥る(時の都なり)。施世驥(施琅の第六子なり)報を聞き則ち部下を率ゐ先づ澎湖島を取る。漸く進んで臺地鹿耳門に抵り遂に府治を復す。閏六月諸羅縣の民楊起等朱一貴以下を擒にして大營に獻す。一貴は京都に檻造し市に磔したり。全台平ぐ。右と共に朱一貴の亂を平げしは總督滿保並に藍提督(廷珍)なり。故に三人三面よ

り攻めたり。總督は滿保にして提督は施世驥、總兵は藍廷珍なり。(一貴義王と稱し永知と僭號す)

○彰化縣誌 彰化縣記事は雍正三年より始まり。

○新竹支廳 支廳は舊淡水廳新竹縣の所在にして我が新領土となるや直ちに之れを收用して以て支廳に充用したり。新竹城内は戸數二千八百戸、城外は三百戸計ありと云ふ。

同管内南部山村は概ね廣東人なり。故に言語は絶えて本島人と通ぜず。且本島人は大いに廣東人を輕蔑し、恰も吾内地に於ける通常人民の新平民に於けると一般なり。尤も城内は大概本島人なり。故に臺地の言語にて差支なし。聞く所に據れば苗栗縣管内も廣東人多しと云ふ。新竹城内本島人は大いに鄭成功を崇拜し居ると云ふ。

○大租戸權、小租戸權併有に就きて 大租戸に於て其地に對する小租戸の有する權利を併有せんとし、或は小租戸に於て其他に對する大租戸の權利を併有せんとする時は各其の權利を買收する方法あるのみ。官廳に於けるも同一にして亦異なることなし。蓋し大租戸小租戸の由來を明にせば釋然たるものあらん。(明治二十九年十二月一日臺灣新報抄)

第一 本土の未だ曠昧なりし時先着の移住民は其の移住地の近方荒蕪不毛の地を渾べて自己の所有の如く心得、他人をして妄りに開墾を爲さしめず。茲に於て後着移住民は先

着者の許諾を請ひ毎年若干の收石を容るゝを契約し該地の開墾を望む。是れ大租戸小租戸の關係を生じたる一例にして其先着者は大租戸となり開墾したる後着者は即ち小租戸となりたるなり。

第二 前項の如き甲關係の地にして乙なる資本家が出費移住民を獎勵し其移住者をして開墾せしむることあり。此場合に於ても甲者は大租戸にして乙者は小租戸となり而して該移住民は佃戸となるなり。

第三 茲に甲なる者何人も關係なき土地を開墾し後年に收石幾分を入る權利を残して之を乙者に賣却せんか其甲者は大租戸にして乙なる買得者は即ち小租戸なり。但本土の習慣として全然自己の收得に係る即ち大租、小租の權を併有する者土地を他に賣却するに當りて多く其收得の一部を存し即ち大租權を有するなり。

第四 光緒十二年一般土地の丈量を爲し(劉巡撫の大改革)、土地の制度稍整理したる以後に在ては開墾を爲すに官許を得ざる可らず。此官許を得て開墾したる者は大租權官に屬し開墾者小租戸となる。

以上述ぶるが如く大租戸小租戸の場合種々の場合より生じたるものなれども要するに人民相互の契約に成るものにして其契約如何に依り多少の差異なきは保し難し。

○廈門 淡水より廈門に至るに順風ならば二十時間にて達すべし。即ち通常は正午過淡水を發し翌日午後一二時頃達すべし。廈門は一浮島にして島頭より大地へは一里餘なり。中央は丘陵多く其間に菜園畝地多し。水田も少しくあり。市街は海岸に沿ふてあり。東西南北長さ幾んど相同じく各清里三十里(我が里にて三里餘)なり。提督武官道臺の官舎あり。清兵營あり。外國人居留地あり。居留地は頗る清潔なりと云ふ。夏時の氣候は臺北邊と大なる差異なしと云ふ。

○公共財産 學田、義渡田其他性質上公共財産と認むべきもの、種類、名稱、收益及び收入管理の方法等を聞くに、性質上より公共財産と認むべき種類名稱に至つては判然と徴すべき舊記録なしと雖も。

●學田 臺北縣下にて舊時學田を有したるものは學海書院、登瀛書院の二校にして學海書院は舊淡水縣の管理に屬し、登瀛書院は臺北府の管理なり。而して其學田の如き人民の寄附献納に係りたるものと官廳の買收せしものにより其の收益を以て學校維持の基本資産となし其の收益を以て學校諸費に充つるものにして學校には各董事を置き身元確實なる者を官選して請負業と爲し學田租徵收の事務は勿論學校費支出の事務をも擔當處理せしめ收支決算の如き毎年之を官廳に報告するものにして即明治二十八年分徵收に係る

租金四百十七圓三十一錢七厘とす。

●義渡田 義渡田の如きも稍々前項學田と同じく官府の公金、人民の義捐金を以て買収したるものにして該收益を以て渡船の船夫を雇ひ又は渡船製作費に充て縣廳直接の管理(會計課即ち賑房の主管なりと云ふ)に屬したるものにして、明治二十八年徵收額百圓なりしと云ふ。

同善堂、育嬰堂、此二堂は孤兒貧民の撫育に係る慈善的公共事業の如く、從て之に消費したる資財なきに非ざるも多くは人民有志の義捐に係り維持したるものゝ如し。以上の狀況により考ふるに彼の學田義渡田の如き創立の際にありては官民共同の資財より成り立ちたる公共財産の如くなるも業已に寄附献納となし専ら官廳の管理に歸したる點よりすれば寧ろ官田と云ふ可き歟。

○澎湖列島沿革史 澎湖列島は清國廈門と我が臺灣鹿耳門との中間に位し點々星羅せる小島にして人類の居住する者十八、無人島三十六、合計五十四の島嶼より成る。住民の類明治二十九年六月余の調査したる時男二萬五千四百六十五名、女二萬二千九百八十五名、合計四萬八千四百五十名ありき。列島は波間に横臥せる平地にして僅に丘陵の形狀を具ふるもの沙帽山の一島あるのみ。西洋人呼んで「ラウンドトップ」「マウンテン」と云ふ。面積の最も大なる

は澎湖島(土名大山)、次に漁翁島(土名西嶼)及び白沙島(土名頂山又は北山)とす。白沙島は澎湖島の北に横はり漁翁島は其の西にありて三島鼎立相擁して一大灣を形成す。澎湖灣即ち是なり。灣内水深く幾十隻の大艦巨舶を舶するに足る。眞に臺灣第一の要港となす。

○恒春支廳管内 今の恒春城の位置は二三十年以前は原野地にして生蕃人の住居せし處にして通行する旅客を大いに惱ませし處なり。當時支那人種は纔かに車城其他海岸に沿ふて少しばかり住居せしに過ぎざりしなり。現に今日に於ても城内に小丘あり通行人の首級を取り來りて埋めたる所なりと云ふ。劉銘傳臺灣省の巡撫となりしより築城の業を起し以て今日の觀を呈したり。管内蕃社の數は四十四社にして之れを上下の二類に分ち、下蕃社二十二社、上蕃二十二社より成る。明治七年吾征臺の蕃社は牡丹社外一社にして下蕃社に懸れり。抑々此の戦役は大いに蕃人を文明に導きたるものにして殊に西郷都督の處置宜しきを得て恩威並び行はれ大いに我が日本帝國に服従の念を起したり。現に當時都督其他より與へられたる品物並に日章小旗等を保存し日本人の來る時は悦んで一覽に供すと云ふ。殊に當時某蠻女一人を内地に連れ歸り四五年の星霜を閲みして衣服其他美麗の盛粧をなして歸社せしめたりしが此の事非常に彼れ蠻人の感情を惹き興し日本人は支那人と異なりて猥りに婦女子を拐帶するものに非ずして義理の固きものと考へ一層本邦人を款待するの念

を深くし、常に蠻人中に日本國に關係したる話頭は絶えざりしと云ふ。

後に日本人の漂流人ありたることあり、蠻人頻りに日本人たるに因して優待し遂に之れを當時寄留の某外國宣教師の許に伴ひ來りたり。然る處幸にして右宣教師は日本婦人を妻とし居たれば漂流人の生地其他詳細の事情分かり、爲めに宣教師を初めとし蠻人等旅費を醸出し以て右漂流人を安全に歸國せしめたることありし。

支那政府の役員は右の話を聞いて大いに怒り右蕃人を入獄せしめたりしが宣教師の仲裁に依りわづかに出獄するを得たり。

支那政府は明治八年(光緒元年)數萬圓を投じて恒春城を築き以て蕃人の大いに日本に歸服し居れるを恐れ暗に其防禦に充てたり。

支那政府時代にも撫慰局を設け蕃人撫育に注意したり。曾て蕃人の子弟凡そ六十名を恒春に集めて撫育の事業を爲したりしが其の方法宜しきを得ざるが爲めに一ヶ月を經過せざるに各子弟何れも歸山して再び來らざりし。

○恒春管下の人種部類左の如し。

- (1) 生蕃人
- (2) ペーポー人

- (3) アミ(支那人ノ云フ所ニヨレバ澎湖島民)
- (4) 廣東人
- (5) ホーロー人(通常ノ支那人即チ泉漳人)

右五人種の内最も勢力あるものは生蕃人次に「ペーポー」人次に客人次に「ホーロー」人最も文明の民にして「アミ」は最も勢力なし。

○蠻人の體格 最も屈強なり。殊に牡丹人種は最も強し。儀式場に出づる時なぞには何れより持ち來れるかは知らざれども非常に裝飾品を以て身體を飾り來る其美麗なること例へんに物なし。

○政治の状態 最上權力ある者は上下兩蕃社即ち二十二社の頭領として大股頭人あり。蓋し大股頭人なる名稱の起りは野猪狩をなしたる時大股を分け取る可き權利あるものにして最も勢力あるものなり。一社には社長あり。又十二社を總括するものを二股頭人、六社を總括する者を三股頭人、三社を總括する者を四股頭人とし、何れも世襲官なり。若し當年年齒未だ長ぜざるときは親戚之を輔佐し、未だ他人の猥りに此權力を犯したるものなし。秩序整然たるものにして反つて文明諸國猥りに政權與奪者の恥づる所なり。

當時の下蕃社の大股頭人は「バンキン」と稱し其父は有名なる大股頭人たりし人にして「ハン

ブンキ」と云ふ。明治七年吾征臺の時は此の「ハンブンキ」總指揮をなしたり。固より文字はなきも智謀に長じたることは通常文明流の人の及ばざる所なり。財産も可なりありて官租一箇年百圓以上を納付し、住居も矢張り煉瓦造の家なり。今の「バンキン」は大いなる日本好きの人なり。故に我が日本帝國の王化を彼等に露はしむるには誠に好都合の状態なりし。

○銃器 蠻人の最も尊ぶ所は銃器なり。銃器は「モーゼル銃あり」「インピール銃あり」、何れも各家二挺位を所持せざるはなし。而してよく大切に取扱ひ恰も我が邦封建時代の武士の刀劍を愛したるに似たり。

○珍事 或る日「テロソ」蕃社の婦人が牡丹社近傍に於て臺東所轄に屬する某蕃社「青鬼」と稱する蕃社の人の爲めに殺されたり。「テロソ」人大いに怒り婦人を殺すの卑劣なるを憤り右の報該日午後二時頃に達せしや否や其後三時間半位にして三百五十人の勇丁何れも武装して一所に集合したり。今や將に青鬼社に向ひて進發せんとす。其狀況眞に凄く感じたりし。

○蕃社學校の來歴 臺灣の新領土となりて以來蕃社に學校設立の嚆矢たりしは下蕃社「テロソ」社の設立之れなり。今其の沿革を述べん。

明治二十八年某月相良恒春支廳長西郷菊二郎君と共に「テロソ」社「ハンブンキ」の家に泊りし時種々の話をなしたる末學校設立の舉に及びたりしが主人は勿論一家舉つて大に之を

賛成し一日も早く設立あらんことを希望したりし。明治二十九年七月恒春傳習所教諭二名書記一名赴任ありたるを以て「ハンブンキ」を呼出し向來學校設立に盡力するや否やを問ひたりしが元とより盡力する旨を答へたり。茲に於て教諭相原某を派出し設立の計畫を始めた。然るに右學校に充用する建物なきを以て新築を「ハンブンキ」に命じたりしが二十圓にて出來する旨答申したり。依て更に十圓を増加し三十圓にて充分新築すべきを命じたり。茲に於て地を「オーギー」土人の邸にトし相原某監督工事に着手したり。固より草葺衝立小屋にて至つて不完全のものなりし。續いて分教場費として二千八百圓の經費總督府より配付あり。爲めに大いに一層の便利を益したり。

九月一日「ハンブンキ」を分教場に呼出し生徒募集を頼みたりしが十一日二十七日の生徒を得たる旨報告ありたり。蓋し大股頭人より強迫命令を以て生徒を募集したるならん。入學の當日生徒を呼出し氏名を質したれども元とより知らず、生年月日を問ひたれども元とより知らず。止むことなく生徒を列ねて汝は幾歳なりと教師より年齢を定め、其の多少を以て之れを甲、乙二種に編制したり。教授管理の方法は未だ一定の主義を定めず、數日間彼等の勝手に任せたり。然るに土間に横臥するあり、机上に横はるあり、室内に大小便を爲すあり、其他亂雜なること幾んど通常人の了解し能はざる程なりし。斯くて次第に生徒の

狀況を知り、又稍々土地の人情を知りたれば之れより次第に管理の順序を定め幾分か學校然たる風になしたり。然れども元來蕃民の子弟にありては元とより文字の必要を感じて來學したるにあらざれば實に就學の念を起さしむるに非常なる困難を感じたり。然れども決して短氣を發せず、忍耐以て斯の業に従事し遂に今日を見るに至りたるなり。

○物産 動物は蛇類、猿、野猪、穿山甲にして植物は藤類、黑檀の類、所謂唐木と稱するもの多し。礦物は硫化鐵位なり。

○東勢角撫慰署管内 蕃社の數十八蕃社にして之れを南勢、北勢の二部分に分つ。何れも恒春地方蕃社よりは一層猛惡の狀況なりし。某溪中央を貫流す。各蕃社の社長を土目と稱し恒春地方の如くに各蕃社を通じて頭領株のものなし。

○清國行政區畫 清國は全國を二十餘省に分ち二、三省を兼ねて總督を置き、各省に巡撫を置く。何れも省城内にあり。省は州を管轄し、州は縣を支配す。州の長官は知州、縣の長官は知縣なり。故に光緒十年(明治十七年)臺灣を福建省より離して臺灣省を置きたるときは、總督は福建省總督之れを兼攝し巡撫は劉銘傳新たに拜命したるなり。臺灣にては縣の下に堡を置きたり。内地の郡の如し。然れども堡には別に役所様のものはあらざりし。然し我が政府の占領後は此の堡を利用して堡務署を設くる方針のよし。

○林維源氏 屋號は林本源と稱し當時の主人は林維源氏なり。目下逃れて厦門に在り。全氏は臺北縣のみにて一萬七百三十圓十八錢三厘の地租を納めつゝあり。維源氏は舊清國時代にありては撫慰總局(大姑陷にあり)の長官にして今の所謂殖産部長の如きものならん。自身は清國厦門に籍を定め子供五人をして家産を分ち相續せしむる見込なりと云ふ。

○噶瑪蘭廳 此地初めは諸羅縣に屬し、後彰化縣に屬し、又淡水廳に屬す。嘉慶十五年廳を設く。十七年楊廷理始めて通判となる。(長官)

○紅頭嶼島 同島へ探險として航せし理科大學助手多田綱助氏の同島談左の如し。

島は卑南新街を去ること四十七哩にして遙かに卑南諸山を觀望すべし。氣候は(五月中旬)日中熱く、寧ろ臺北の比に非ず。然れども夕方より涼風大いに増加して凌ぎ易し。島は蠅蚋島にして海岸直ちに深淵に望み遠淺の處更になし。灣は南方西端のもの最も良し。灣頭には二村落ばかりの人家あり。島内人口多き場所なり。

島の中央は高嶽にして攀ぢ難く大樹之れに生じて鬱々たり。海岸は之れを週廻するを得べし。且つ水田芋を耕せり及び人家は盡く海岸にあり。人口は全島凡そ一千人位なるべしと云へり。

物産は椰樹芋、粟の類にして、魚類は餘りなし。然し鰻は山澤に多くありて美味食ふに足

る。其他動物は犬猫なく、唯豚と野牛、雞あるのみ。

人氣は誠に質朴にして更に害心なし。頭髮は男子は斷髮、女子は結髮なり。男女共裸體にして足履を穿たず。住居は草葺の小屋にして入口非常に狭く葡萄して出入すべしと云ふ。

島を一巡するに十一里餘なり。道路とて別に充分のものなく、唯樵路を歩するのみ。甚しきは間々岸頭を經過することあり。一轉直ちに深淵に陥るの危険あり。

生業多くは農業なり。然し漁業も少しは試みるに似たり。別に商店等の設けなく、物品交易に過ぎざるなり。然れども我が銀貨を受するものゝ如し。試みに五十錢銀貨一枚と十錢銀貨五枚を出せば寧ろ十錢銀貨を好むの傾きあり。

○火燒島 は紅頭島の半ばにも足らざる位の小島なり。之れには支那人居住せり。卑南より十四海里位なり。

○恒春城 此の地元と蠻人の領地なりしが明治七年征臺の後日本の臺灣に意ある事を疑ひ清國政府の匆卒の築城したるものなりと云ふ。三方に高山を負ひ雜木繁茂して山河恒に春に似たり。恒春の名ある所以か。飲料水は頗る清涼にして空氣は乾燥し四邊の眺望西京に異らず。(明治三十一年十月三十日臺灣日々新聞)

○臺灣の歴史地理等に關する参考書

- | | |
|--------|-------|
| 鄭成功傳 | 三藩記事 |
| 臺灣外記 | 武功紀盛 |
| 臺灣紀略 | 聖武記 |
| 明史紀事本末 | 臺灣府志 |
| 郡國利病書 | 臺灣縣志 |
| 武經開宗 | 淡水廳志 |
| 綏寇未刻編 | 福建通志 |
| 賜姓始末 | 泉州府志 |
| 奧游見聞 | 閩書 |
| 南疆譯史勘本 | 中興偉略 |
| 臺海使雜錄 | 歐北詩集 |
| 明史 | 兩朝從信錄 |
| 夷匪犯境錄 | 東革錄 |

靖臺實錄
 綏寇紀略
 平臺紀略
 明季遺聞
 勦閩小說
 東瀛紀事
 明清開記
 臺灣鄭氏紀事
 華夷變態
 海外異傳
 臺灣事略
 南浦文集
 吳聞日記
 通航一覽
 長崎夜話草

明季輯略

臺灣志略申報
 臺灣雜記
 少腴記傳
 東西洋考
 征臺紀事
 臺灣史要
 全 史料
 臺灣史
 臺灣志
 支那沿海地名辭書
 支那通覽
 支那帝國地誌
 臺灣地誌
 清國會典

臺灣諸島誌
 清佛戰爭見聞錄
 漫遊見聞錄
 支那彙報
 盾鼻隨聞錄
 大越史記全書
 中山傳信錄
 安南志略
 琉球國志略
 法越交兵記
 南島志
 遊臺詩
 番俗雜記
 瀛壖百詠
 臺灣輿地圖說

禹域通纂

臺灣亂傳聞記
 諸羅縣志
 鳳山縣志
 噶瑪蘭廳志
 東番記
 靖海記
 山川考略
 省軒郊行
 稗海紀遊
 海上紀略
 番境補遺
 東征集
 赤嵌筆談
 巡臺錄

臺灣輿圖考

臺灣賦

流寓考

平南事實

海外集

赤嵌集

臺灣外史

澄臺集

彰化縣志

海東禮記

澎湖紀略

乾隆三十四年頃ノ人
三水勉亭著

臺灣風土記

臺海采風圖考

使署間情

福臺新詠

蛤仔難紀略

海錄碎事

婆娑洋集

裸人叢笑篇

東槎紀略

鄭成功碑朝川美庵先生撰

○臺灣府志編纂の際參考とせる諸書目

(右ハ同書卷十九雜著ノ部ニ著者名ヲ記シテ
掲載セリ)

東番記

臺灣輿圖考一卷

文開文集一卷

臺灣賦一卷

流寓考一卷

平南事實一卷

蓉洲文稿一卷

海外集一卷

臺灣紀略一卷

稗海紀遊一卷

海上紀略一卷

平臺紀略一卷

赤嵌筆談四卷

巡臺錄一卷

瀛壖百詠一卷

臺海采風圖考一卷

使署間情一卷

文開詩集二卷

草木雜記一卷

靖海紀二卷

臺灣雜記一卷

山川考略一卷

省軒郊行一卷

赤嵌集四卷

番境補遺一卷

東征集二卷

遊臺詩一卷

番俗六考三卷

臺灣志略三卷

臺灣風土記一卷

番社采風圖考一卷

婆娑洋集二卷

澄臺集一卷

澎湖紀略一卷

○臺灣府志の種類

臺灣府志稿(康熙ノ初年)

臺灣府志(康熙三十三年)十卷

重修臺灣府志(乾隆六年)二十卷

續修臺灣府志(乾隆十一年)二十五卷

新修臺灣府志(乾隆二十九年)二十六卷

○諸縣志

臺灣縣志(重修、新修アリ)八卷

彰化縣志十二卷

鳳山縣志十卷

諸羅縣志十二卷

淡水廳志十六卷

噶瑪蘭廳志十六卷

苗栗縣志(未成)

恒春縣志(草稿ノ儘)汪金明編

○其他臺灣に關係ある書類

福建通志二百餘卷?

蛤仔難紀略一卷

東槎紀略四卷

海錄碎事一卷

海東札記二卷

化番俚言一卷

海島見聞錄一卷

臺灣外記三十卷

○恒春支廳下の蕃社 恒春管下の蕃地は從來之を上下の二部に大別す。蕃語上部を「カ」レ下部を「パイワン」と稱し又各々之れを小合して上を十八下を十八に區分す。蕃語區を「ナゼン」と云ふ。清人は上十八社、下十八社と稱し、上下合して三十六社とす。今は其の數増加して上二十三社、下二十二社となる。その名稱左の如し。

上蕃社

中 ^シ 心 ^シ	中 ^シ 崗 ^シ	竹 ^シ	坑 ^シ	阿 ^シ 也 ^シ	美 ^シ	薛 ^シ	大 ^シ	坂 ^シ	埤 ^シ	答 ^シ	加 ^シ	寮 ^シ
小 ^シ 籠 ^シ	者 ^シ	草 ^シ	山 ^シ	馬 ^シ	乳 ^シ	者 ^シ	外 ^シ	麻 ^シ	籬 ^シ	巴 ^シ	中 ^シ	麻 ^シ
內 ^シ 麻 ^シ	籬 ^シ	巴 ^シ	內 ^シ	內 ^シ	乳 ^シ	文 ^シ	大 ^シ	排 ^シ	仔 ^シ	力 ^シ	霧 ^シ	中 ^シ
中 ^シ	文 ^シ	頭 ^シ	阿 ^シ	加 ^シ	芝 ^シ	菜 ^シ	外 ^シ	旁 ^シ	武 ^シ	帶 ^シ	根 ^シ	大 ^シ
外 ^シ	獅 ^シ	頭 ^シ	內 ^シ	加 ^シ	芝 ^シ	菜 ^シ	外 ^シ	加 ^シ	芝 ^シ	菜 ^シ	根 ^シ	也 ^シ
											內 ^シ	霧 ^シ
											獅 ^シ	里 ^シ
											頭 ^シ	乙 ^シ
												巴 ^シ

下蕃社

射^シ不^シ力^シ咆^シ賜^シ墨^シ、家^シ新^シ路^シ、大^シ坂^シ埤^シ、姑^シ仔^シ角^シ龍^シ、

十一 新領土臺灣島國民教育

に屬し禮部省文部省より支出するを常則とすれども多くは各地方有志の寄附によりて、基本金を醸集し、依りて以て支辨す。臺南府學安平縣學の如きは全く有志の寄附に依り支辨するの部類に屬せり。所謂有志の寄附するものは必ずしも金員のみに限らず、地所、養魚等の類あり。學校は其の收利によりて經費に充つるものあり。

(三)府縣學生 府縣學々生は皆秀才と爲りて入學し、尙ほ講學を廢せず、進んで舉人の試験に應ぜんと欲するものに係る。學生に分等あり。試験の成績に依りて區別せるものなり。上を稟生、中を増生、下を附生と云ふ、是れなり。各一定の定員あり。而して新たに入學する者は先づ附生と爲る。試験成績に於て第一等を占むるときは直ちに昇進して稟生となすことを得るも稟生の定員に満ちて缺員なき時は増生に止む。増生の定員亦滿つるときは尙依然として附生に止め、缺員あるを待ちて選入す。又學生に恩貢と爲り、拔貢となり、歲貢となり、副貢と爲るあり。乃ち稟生にして在學年久きもの、中より國家慶事ある場合に於て一人を選抜取して大學に送るものを之を恩貢と云ふ。學政使に於て學問品行共に優等なるものを選抜して十二年に一回府學より二名、縣學より一名を大學に送るもの之を拔貢と云ふ。稟生中の在學年久しきものを府學よりは毎年一名、縣學よりは三年に二名を選抜して大學に送るもの、之を歲貢と云ふ。學問品行共に優等なるときは定員以外別に之を取りて大學に送る、之を副

貢と云ふ。副貢生選取の割合は正貢生五名に對する一名とす。是等府縣學より大學に入るものを總稱して貢生と云ふ。

(四)府縣學教師 府學に教授、訓導各一員あり。縣學に教諭、訓導各一員あり。教授は正七品、教諭は正八品、訓導は從八品官たり。其年俸額は左表の如し。

職名	年俸額
府學教授	四拾五兩
縣學教諭	四拾兩
府縣學訓導	四拾兩

其收入甚だ寡少に似たりと雖も學生の贈物其額に十倍するが故に實際に於ては多額の收入あるものなり。

(五)臺南府學 臺南府學は鄭成功時代既に之れあり、其創設の年月明白ならず。康熙二十四年時の臺灣巡撫周昌、知府蔣航英二人相計りて前代の遺業を再興し、同五十一年大いに造築を加へて府學の體裁を整備したり。之より學事大いに振ふ。元と臺灣府下に在りしが故に臺灣府學と稱せしも、光緒十四年巡撫劉銘傳臺灣府を彰化大墩地方に移し、舊臺灣府を改稱して臺南府となせしにより府學の名稱亦臺南府學と改められたり。創設爾來有志の寄附多額に

上り、今や其不動産より生ずる所の收利一ヶ年一千餘圓に及ぶと云ふ。

(六)安平縣學 安平縣學は康熙二十三年知縣沈朝聘の創設する所に係る。同四十四年知縣王仕俊大いに建築の工事を起してより規模大いに張る。光緒十四年其の臺灣縣學の名を改めて安平縣學と爲せり。縣名改稱の結果なり。其所有財産の收利一ヶ年凡そ四百餘圓なりと云ふ。

(七)私立學校 官立學校以外別に私立學校あり。道臺知府知縣自ら創設し、自ら管理して教育を爲すの處なり。其經費は地方官廳の費用中より幾分を割いて之に投じ、地方有志の寄附金を以て其大部分を支辨す。故に道臺知府知縣の私設する所に係ると云ふと雖も、實は半民半官の學校と云ふを適當とす。彼の學用と稱するもの此種の學校に最も多し。本縣につきて之を云ふ時は海東崇文蓬壺三書院は即ち是なり。

(八)海東書院 本書院は道臺の管理する所に係る。康熙五十九年時の道臺梁文國府學の兩方に建設したるもの實に其濫觴なり。其校舍屢々試験場に充て當に破損大なるにより乾隆四年時の督學即ち學政使單德謨別に地を東安場(即ち今の萬壽宮の所在地)に卜定して新たに試験場を設け本書院、復舊に復せり。翌年道臺劉良壁大いに修繕を加へ並に學則六條を定め、書院大いに振ふ。即ち上奏勅裁を得て社學の教授を以て其の授業を掌らしめたり。十五年

安平縣廳の新築成就せるにより其舊廳舎を修繕して之に移れり。十七年歲試は道臺衛門に於て行ふべきの勅令あり。従前の試験場無用に歸したるを以て復之に移る。三十年大いに書院を擴張し地を寧南坊に卜定して新たに建築を起せり。講堂禮堂皆具備して至らざる所なし。今日に現存する所即ち是なり。書院の維持費として有志の寄附に係る地所等は咸豐同治年間に至りて益々増加し従つて教育の施設亦大いに整頓し來り其の出でて舉人と爲り、進士となりたるもの甚だ多し。其の所有財産の精細は今之を算する能はずと雖も其所有地所より生ずる小作料貸金より生ずる利息金一ヶ年凡そ五千餘圓の收入ありと云ふ。

(九)崇文書院 本書院は知府の管理に屬す。康熙四十三年時の知府街臺揆の創設する所に於て乾隆元年府學訓導を聘して其教授を掌らしめしより校運大いに振ふ。同十年校舍を修繕し十五年海東書院の跡を修繕して之に移る。五十四年知府覺羅四明其の規模の甚だ小にして大いに教育を振はしむるに足らざるを慨し、自ら先づ其俸を投じて僚屬を率ひ尙民間を誘導して大いに資金を募集し、新たに校舍を築造せり。煥然一新、面目頓に變じて教育の事又大いに振ふ。是より民間の寄附金及び地所等のもの愈々増加し、學校の基礎大いに定まり以て今日に至れり。其所有財産より生ずる收利一ヶ年凡そ二千餘圓なりと云ふ。

(十)蓬壺書院 本書院は知縣の管理する所に屬し前書院と其性質を同うす。其設置は前の

書院に比して甚だ新なり。當祖引心文社の名を以て臺南城內寧南坊呂祖廟内に在り。嘉慶五年拔貢張生峰、優貢陳震晚等の入々相計りて兒童に教ふ。同十八年時の知縣黎溶有志と計りて大に資金を募集し、其の規模を擴張して書院と爲し、竟に崇文海東と共に三院鼎立の勢を成せり。其の所有財産より生ずる所の收利一ヶ年凡そ二千餘圓に上ると云へり。

(二) 三書院の教授法 以上の三書院亦日々書生を集めて授業を爲すに非らず。猶ほ毎月定例の二回に召集して諸經の講義を爲し、文を課し、詩を課し、之を檢點し、優等の成績あるものは賞を與へ之を獎勵する等のこと府學縣學と一般なりとす。

(三) 義塾 義塾は束脩を修むるの資力なき貧民子弟の爲めに設くる所にして其經費は皆官より支出すと雖も或は有志の寄附のみにて之れを支辨し、官は唯之れを管理するに止まるあり。又官の管理と云ふと雖も一定の法規ありて之れを設置するに非らず、各地方の諸官廳に於て其經費の剩餘を以て、或は官有財産の出息を以て之れを創設するものあり。臺南に於ける義塾は皆道臺の經理に出づ。今義塾の所在地を左に列擧す。(但シ現今ハ一所モ存在スルモノナシ)

下 橫 街、良 皇 宮、下 太 子 廟、觀 音 亭
馬 公 廟、縣 城 隍 廟、媽 祖 樓、延 平 王 祠

七身夫人廟 彌 陀 寺 南 厭 王 宮 之 昌 祠

以上臺南市

安平媽祖廟 舊 城 隍 廟 外新豐里圓帝廟 灣 堡 街

樣 仔 林

以上地方

新 港 加 蚋 捕 杜 君 英

以上蕃社

其の教ふる所は習字、讀書、作詩、作文にして概ね初等の教育に屬するなり。

(三) 私塾 進士たり舉人たり秀才たり又讀書を解するもの幃を下して書生を教ふる所上大都より下郷下に至るまで到る所其の設け非ざるは無し。學科の高低は教師其の人によりて自ら分たると雖も其大部分は初等の教育に屬す。其の塾を開くは各人の自由にして、官に於て何等の制裁の設けあらざるが故に、少しく書を読み字を識るものは幃を下して書生を招き、其の束脩に依りて糊口の資と爲すなり。既に臺南市に於ける私塾は五十有餘の多きに上ると雖も其の教師の秀才の資格を有するは其半ばにも及ばず、舉人の資格を有する如きは曾て一人だも得ざるなり。地方に於ては各里各堡の少しく人口稠密の所には其の設けあり。然

も向學の念は城市に比して甚だ薄弱にして生徒の數も亦甚だ少し。就中最も多きもの尙ほ二十名を超えずと云ふ。

(古)試験 試に二種あり。曰く武試、曰く文試。試を受けて及第したるもの之を武秀文秀と云ふ。武秀は武官の候補者たるなり。更に進んで試験を経る時は則ち武舉人たり、武士たり、侍衛(文ニ於ケル翰林院ニ相當スルモノ)たるなり。其試験は弓、石、金を揚げて其力量を計る、刀にして、弓は馬、箭、歩、箭共に試験す。文字に至つては武秀才試に於ては僅に武經の數十字を試みるのみ。武舉人、武進士の試亦同一にして唯其階級に應じて其技藝の巧ならざる可らざると兵書の講義を爲さしむるとの差あるに過ぎず。侍衛に至つては試験を要せず、時ありて其の弓技を検するのみ。文試は之れに比して其の課目の多きのみならず、其の檢定亦甚だ嚴なり。

○秀才 試験は三年に二回之れを執行す、其の試験科目は四書題文一篇、五言詩一首(文韻)、經文或は對策一篇とす。

○舉人 試験は三年に一回之れを執行す。而して其の試験期日を十一日とし、三日毎に一日の休日を作り、毎三日を順次首場、二場、三場と區別し、首場に於て四書題文三篇、五言八韻詩一首を課し、二場に於て經文五篇を課し、三場に於て對策五條を課す。

○進士 舉人の試験を會議と云ふ。會議に及第したるもの之れを貢士と稱す。是等の貢

士を北京宮城內太和殿に召集し、天子親ら試験を行ふ、殿試と云ふ。而して及第者中の優等者三名を選取して第一甲(甲は等の意なり)とし、三鼎甲(狀元、榜眼、探花)と稱し、之れに進士及第の學位を賜ふ。第二、三甲に至つては定員なく、而して及第第二甲たるものには進士出身の學位を與へ、第三甲にも同進士出身の學位を賜ふ。試験の科目は舉人の試に同じ。

○翰林院 進士試験の後其成績に依り、狀元に翰林院脩選を、榜眼、探花に編修を授く。二、三甲に至つては才學兼優なるものを選取して翰林院に入らしめ、在學一年の後再び試験を受け、編修となり、庶吉士となり、或は出でて官吏と成る。

秀才の試験は府城に於て、舉人は各省城に於て、進士は北京に於て舉行せらるゝものとす。故に臺灣に於ては秀才の試験を執行するも、舉人の試験を執行せず。若し舉人の試験を受けんと欲する時は福建省の省城なる福州に赴かざる可らず。而して獨り臺灣のみならず、何れの省に於ても其省城の試に應ずるを欲せざる時は特に順天府(北京所在地)の試に應ずるを得るの特例あり。

○(五)文童、武童 讀書の兒童之を文童と云ふ。武童は武學の希望者にして馬乘、弓箭の術を學ぶの兒童を云ふ。武童には武老師(或は武教式とも云ふ)なるものあり。道場を開きて武藝を教授す。道場は皆私設にして、官に於ては何等の施設する所無し。

○ 清國時代學事並に新教育視察旅行日記

臺灣總督府國語學校長

町 田 則 文

明治三十一年三月十四日早起、轎を僦て新竹街を發す、新竹より苗栗に至る距離八里余たり、此夜苗栗に投宿す、新竹と中港との官道は概ね海岸に沿ふ、殊に我政府の新たに開鑿したるものとす、故に旅行は最も快樂を覺えて今日までの旅程の比較に非るなり、

二月十三日臺北出發の日より昨日までの記事散逸して見當らず、然し清國時代の學事は臺南が最も旺盛にして臺北は幾んど重要な學事施設無しと云ふも過言にあらず、例へば余が着臺當時舊清國時代の學者に向つて居處を問ひたる時は臺南人たるを榮譽とし臺北人たるを余り公言せざるに似たり、故に舊時代を知るには寧ろ以下の記事が然るものとす、以下苗栗より臺南に至るまでの記事なり、

同十五日早起、苗栗、僦轎而發、烟霧濛々既朝、嗽烟霧を破りて出づ、行半里許峻坂あり坐轎しては登る能はず、轎夫の乞に由り歩行して攀づ、坂上廣さ數千町にして四周の群山其の下に俯伏し絶景と云ふ可し、墓所あり表記して苗栗衛戍病院死亡云々とあり、蓋し苗栗に駐屯す

る軍人の疾病に罹りて死亡したるものを葬りたる所なるべし、嗚呼今余鞞綬帶して寸鐵を帶びず新領土の異郷を行旅するを得るは我が軍人の赤誠以て國家に奉じたるに由る事とす、遂に墓前を拜して過ぐ、苗栗より臺中に至るに道路は我工兵第二中隊の新營する所に罹る道幅五間余、舊時清政府時代にありては官道と稱するも只鳥徑、兎路に過ぎず、此の坂路は舊時代は殊に旅客の困難を極めたる所たるべし、然るに今は平坦砥の如く老齡の男女と雖も重物を荷ふて容易く經過するを得、皇恩の早已に新領土に普ねしと云はる可し、坂の北麓より南麓に至る凡そ一里許、坂を降れば乃ち銅羅灣村たり、小憩す、聞く本村樟樹村に余が國語學校の學生吳某の邸宅ありと、官道より西東に入る事十七八町なれば某が家人を訪ふて就學の實況を語り以て慰むる所あらんとしたりしが前途を急ぐを以て果さず遺憾たるなり、

午前十時三又河庄着、晝食す、三又河庄は苗栗街を去る事四里程にして苗栗街より臺中に至るもの皆此庄に於て晝食を攝るを例とす、未だ午餐時に達せざれども此庄にて午餐を濟さざるときは遂に午餐の便を失ふが爲めなり、庄は山間の僻邑にして舊時には土匪山賊の巢窟なりしも我新領の當時より警察分署を置かれ郵便受繼所を設けられ、其他内地人營業旅店一兩軒ありて内地人の住居するもの無慮三十人に及ぶと云ふ、聞く將來時は輕便鐵道

の停車場の設置、陸軍運輸部の設置を爲さんが爲めに守備軍隊一小隊の分駐する所となる
と云ふ。

正午時土地公抗庄小憩、三叉河と土地公抗庄間との新道は皆山腹に據るなり、一方は深壑
に臨み一方は高嶽を負ひ、山腹高き處には松樹鬱生す、然れども山皆脊土にして土質枯涸し
更に溪水の流出するを見ず、夏時の行旅の殊に酷熱なる事は察せらる可し、此の庄は三叉河
を去る事凡そ二里程、河あり房里溪と云ふ、下流は即ち大安溪にして河幅大略二千米突たり、
河水少なく幾んど一丈砂原に似たり、然れども一朝河源に降雨ありたる時は一夜にして河
水汎濫人馬の往來を絶つこと數日間に及ぶと云ふ、斯の如き大河なれば到底橋梁を架して
以て官道を聯絡するの望更に見へざると云ふ。

河を渡れば新店庄たり、沿道の農民は携秧をなせり、臺北地方に比較すれば携秧季の一層
早きを觀る、亦以て氣候の相違ある事が知らるゝならん、此邊稻苗場の一方に稻幹より成れ
る圍壁を設け遠方より之を望めば一大障壁の如し、蓋し風害を避け稻苗の生長を補助す
る爲めならん、亦以て農民が注意を怠らざるを證するに足るならん、丘陵あり、極めて峻險な
りと雖我が工兵隊の開鑿に罹る新道ありて決して内地の國道と一步を譲らざるべし、轎夫
は例に依り徒歩を乞ふて止まず、坂を登れば廣さ數千町歩なる後里庄たり、坂頂盡くる處に

警察分署あり、大甲警察署の出張所なり、大甲溪は恰も房里溪と同種の河にして稍々大なり、
工兵隊の架する橋梁斷續相接して全橋梁の延長は一千八百メートルなりと云ふ、河を渡り
て凡そ十四五町程を通過し、葫蘆墩庄着投宿す、此日の道程は九里十八町たり、葫蘆墩庄は臺
中を去る事三里、人戸三百以上郵便局あり、辨務署あり、守備陸軍隊派出所ありて將來の繁盛
推定せらるるなり、此夜熟蕃社長某來談す、

同十六日早起、葫蘆墩發、午前十時臺中街着、臺中は葫蘆を去ること三里程、道路平坦砥の如
し、亦陸軍工兵第二中隊の新に築營する所なり、晝餐後臺中國語傳習所を訪ひ生徒の教授を
見る、生徒は甲乙二科に區別し、甲科は四十名内外作文課の教授、乙科は貳拾七八名唱歌の教
授なり、甲科は盡く寄宿制を採り、舊陸軍馬廐を修繕して寄宿舎に充つ、寄宿舎の構造等は元
とより不完全を免れざれども整理に至りては完全せり、亦以て教員の平常熱心に注意した
る事が看らるべし、臺中縣廳に横堀書記官を訪ひ公用を便す、横堀書記官は大いに余等一行
を款待し、殊に屬官某々等を余等の公用を便するの用に供せられたり、厚意謝するに餘りあ
り、傳習所員丸山某及び甲科生兩名の案内に依り、余が國語學校學生何寶琦の父の家を訪ふ
(富豪家)臺中を去ること十二三町程、父何某大いに余の來訪を悦び、晝食を饗せられ、款待懇
至らざるなし、寶琦新教育、就學の實況を話し、大いに慰諭して歸る、夜横堀書記官を初め傳習

所員の主催に懸る晚餐招筵に預る、歸途偶々東勢角撫摺署長(郷人)越智元雄氏來臺せるを聞き込み氏を客寓居に訪ふ、亦酒肴を饗せらる。

附言、明治三十年七月十六日臺灣總督府國語學校語學部國語科生徒廿一名(第一回本島人生徒)が内地見學に出發せんとしたる時其の一人たる何琦生の(臺中人)父子は共に本校に來り父乞へらく、何卒子と共に内地に伴はれ行かれたし私は商人たり、何か内地より商品を買入れ來りたしと、余は懇々と話しつゝ、若し萬一都合宜しければ甚だ好きも今日の如く未だ航海の不便なるときは反て損害を招くならん、他日の好機會を待つ可し、父中々承諾せずして更に續言すらく、實は私は此の鞆内に日本紙幣五千圓(或は六千圓)入れつゝあり、依りて開かしめつゝ觀たるに果して大小新舊種々日本紙幣が紛雜に入れ込みありたり、一見したる所では果して五千圓なるか一々數へざれば之を知る事能はず、父は遂に余が説諭に服して内地行きは見合はず可れば願ふらくは私は子の歸臺まで茲に待ち居る故に何卒此の鞆を預り置かれたしと、余は大いに驚きつゝ曰へらく、昨今此の附近には土匪出沒或は奪ひ去られん、幸に第三十四銀行が近頃開店しつゝありしかば之れに預け入る可しとて校員島山慎吾氏と共に同行へ預け入れしめたり、蓋し内地の銀行が本島人より斯かる大金を預りたる嚙矢たらん、

臺中府は清曆光緒十四年劉銘傳の臺灣巡撫と爲りたるとき新たに設置したるものにて所謂臺灣府之れなりとす、城壁は土隄を以て圍まれ周圍凡六十町余なりと云ふ、寧ろ臺北城に比較して較々大いなるを覺ゆ、城内に城隍廟あり文廟あり臺灣縣衙門あり考試堂あり何れも結構壯大を極む、亦臺中府の紳士の林紹堂、吳鸞芹の邸宅も城内にあり、然れども今は陸軍兵營、臺中縣廳等と爲れり、城内の北隅に市街あり、蓋し劉銘傳は大いに此府を經營せんと企畫したりしが中途費用の不足が告げられたれば將來時に大いに待つ所ありしも劉銘傳が巡撫を辭して去りたる後は荒廢して亦舊時の大觀を見ざりしなり、

同十七日

紳士吳鸞芹を其の邸宅に訪ふ、偶々臺中縣通譯芳野某國語傳習所首席教員渡邊某同邸に來る、皆横堀書記官の注意に據るなり、臺中縣に於ける清國時代の略歴史を質問す、吳氏懇懇周到に答ふる處ありて芳野氏亦一に通譯の勞を執られ余等一行裨益を得たること非常に大にして應答縷々午前九時より幾んど正午時に至る、歸途縣廳を過ぎ横堀書記官に面會して謝意を述べ歸館す、

午餐後臺中を發す、午後三時半湖日庄休憩、湖日庄は大肚溪に沿ひ臺中、塗葛間交通の中心たれば、驛傳舍あり、大肚溪は河幅幾んど一千メートル餘、溪水多くして常に舟楫の利便あり、

然れども河口塗葛屋を距ること一里なるが爲に海運との交通少しく不便を免れざるなり。

同十八日 雨

彰化街滞在、彰化街者舊清國時代彰化縣所在、市街分爲二城、內城外之也、城內廻以紅色煉瓦、四方設四大門、東西南北、城壁外觀甚美、戶數本嶋人二千六百餘、內地人除各衙門員而無慮一百六十餘人、八卦山者聳立市街東方、山頂上舊時設砲臺、明治二十七八年役我南進軍頗苦戰、奪八卦山砲臺、敵射市街敵不支而逃去嶺、山根陸軍少將以下戰病死諸君墓在焉、早起訪肥田野某於彰化辨務署某現職在辨署長也、又參觀彰化國語傳習所、所設立於文廟內、文廟者規模宏大、爲市街建築物之優物、去而訪紳士楊吉臣、筆談近附地大小事實而大得詳清國時代之狀況、午餐後再至傳習所、依肥田野署長紹介紳士周連山、吳德行等談舊時一層得詳、夜應肥田野署長傳習所員招而至、會談移刻、此夜整理畫間所聞見事實、午前一時就寢。

同十九日

早起、侵雨而發彰化城南門而出發、彰化街至北投頻々土匪出沒、掠旅客云、依是彰化警察署殊爲余等一行附警官一名、厚意可謝、傳習所員增田君外二名來於旅館表別、古內至蓮花池庄雨益々甚、轎裡雨水侵入不可堪、道途頻々潦水溢漲、流不可辨跡、纒倚電信柱想像爲官路耳、恰如徒涉一大湖沼、轎夫動倒、顛轎數傾而身將轉落水中數回、其危險不可謂也、余自發臺北經日六日、未逢行。

旅之難、今日初、遭遇焉、即知臺灣道路不便而且險惡、下午頃過員林街、雨總晴、一行漸得蘇生之感、員林街者一昨年冬土匪所襲、當時衆寡不敵、我在街之官人以身而逃、漸得免其災害云、永靖街事務所內休憩、食行餉、偶々屋後有書房、教師某、永靖街之人而父街長、男兄弟五人、長兄者即該教師也、兄弟五人懇懇款待余等一行、饗茶菓、某頻欲聞臺北之學事狀況、依而余語其一端、某大悅焉、下午二點鐘、半渡濁水溪、數流、溪發源於內山、中途分爲數派、抑渡津者最初渡分流也、偶々河水汎溢、水質常黑濁、故有濁水之名、此日偶大雨汚濁一層甚、水流極急、舟人巧操舵、一旦放流、渡舟於水流之方向、任流而下、下達對對岸也、然而不抗拒水流、凡天下之事皆然、常抗激流而制勝、不如暫任激流而乘機制勝。

下午三點鐘、北投街着、比日行程六里二十四町、街在濁水溪分流之中央、故街之前後盡爲濁水溪流所圍、然自彰化街至嘉義街之間、只一之市街地、行旅之人皆爲投宿之處、若不投宿焉乎、此處至嘉義間更無可投宿之處、以故市街之繁盛不似山間僻落也、從而有陸軍守備隊營、有警察署、有憲兵隊營、有辨務署等、其他病院、郵便局等、盡無不備、聞近頃宜亦欲設國語傳習所分教場、此夜雨亦至、終宵幾不能安眠、追想宋陸放翁入蜀記、

同二十日

濁水溪數派溢流不可過、故比投街滞在、早起、昨日自彰化爲余等一行所送東警官辭去、芳情可

謝

同二十一日

雨止，早起，安原助教訪斗六郵便電信局，以質河水增減，蓋郵便遞送夫顧慮通信之急務，常侵多少之危險，故送夫而得渡，余等亦可渡也。歸報曰：河水未減，不開通信之路也。余驚嘆亦恐空一日於茲。午前九時，旭日發光，以可卜本日之好晴，依而相謀，先可發旅館而就旅程。若河水不減而不得渡，亦歸旅館耳。斗六街直臨濁水溪，既水大減，容易似以可得渡，然一派徒涉，終亦一派，如斯而徒涉數派，無際限其間。大概二里距離，寧自謂渡河不如謂河中渡陸地乎。

河有二大流，一發源於捕裏社深山，一發源於林圯埔深山，去斗六街兩三里，二河互平行而流，遂亦相開而朝海，中間會臺中縣二林堡地，此二流亦分數派，土人呼二河皆謂濁水溪，對岸即樹仔脚庄。數派之中，一派最大且流急，驢夫等皆知大流且急流而欲辭去，余等騎虎之勢，此一派而得渡，他概容易可徒涉，偶：陸軍憲兵中尉某同少尉某同軍曹某其他內地人一名與余等為然，軍人之常情不避易如斯之流，而先騎而涉，余等亦倣之而入河，驢夫等亦不得止尾而涉，然偶：本河之中流流益急，亦水益深，若鼓勇而涉之乎，蓋陷於深淵，進退全窳，暫時停立河中而測水底之淺深，固余等不慣土地之狀況，況於河底之深淺乎，於茲乎余回頭而歸，更欲涉淺處，已而憲兵士官及余等一行盡涉終，依而餘尾憲兵士詳悉於本河者再涉，遂得達對岸，當日亦雨益：急風亦加焉，着岸後直改衣

服，更駕轎再涉數派而漸抵樹仔脚庄小憩，樹仔脚庄屬嘉義縣，有巡查派出所，聞此地土匪之出沒不常，往年我南侵軍苦戰之處也，蓋北據濁水溪之險，樹仔脚庄至斗六街，途在原野未開墾地，若使此地一開墾乎，數千町田畝可立得，原野中有河川數條，以可知宜灌溉之便利，晚着斗六街投宿泊辨務署，夜斗六傳習所職員交來談土地之狀況詳也。

同二十二日

斗六街滯在，斗六街者清國時代雲林縣廳所在，戶數清國時代稱一千戶，現存七百耳，此地傍近土匪常出沒，良民所不安枕也，既一昨明治二十九年七月土匪大舉襲斗六街，燒民家掠財而去，我雲林支廳亦為所襲，支廳員並陸軍守備隊過事變起於突然，不能據守而皆逃去，匪黨益乘勢而逞暴，威兵禍無不至，市街未尙絕當時之痕跡也，土地紳士樂園黃秀才外三名與余等一行來談，國語傳習所員語清國舊時伏之狀況，縷々不盡，真不堪愉快也，夜亦黃秀才及國語傳習所員來，饗余等以酒肴，芳情可掬。

同二十三日

視雲林國語傳習所，偶：依教員教授諸生之乞余為諸生為一場演說，午前十時斗六街發，鄉人開根某送余等一行二里半程，過他里霧街，街者先年我南進軍為清兵攻圍而頗苦戰之處，市街往々罹兵災存當日之痕跡者一二而不止，渡河數次皆霖雨後河水漲，大蒲林街午餐，去街頭五六町官

道傍有遭難木標、我郵夫某爲土匪所襲殺云、聞往年則此地盡爲土匪出沒之巢窟、今則綏帶不携寸鐵得行旅、可知我皇澤已遍荒陬、過打猫街、道傍異草奇樹亭立、山河大異、臺北地方、晚夕抵嘉義街、此行程七里二十四町也。

同二十四日

嘉義滯在、午前訪永田書記官於嘉義縣廳、告以此回之公務、永田書記官大悅爲余等一行語、取周旋之勞、第一次紹介土地之紳士數名、午后至嘉義辨務署、長亦爲余等大周旋、莫不至之、蓋依永田書記官之命也、已而廩生江輝章、張光榮、施馨聲等相率而來辨務署、余等得聽土地之近況。

同二十五日

午前至縣廳、與縣參事陳氏外二名會談、大得詳近世歷史、午后亦至焉、歸途訪守備第三大隊、乞城壁登覽之允准、陸軍步兵軍曹某爲余等取案内之勞、一周壁上、壁周圍二千七百メートル餘、高二丈餘、壁上數人併列而可步、有四門稱東西南北、東門城樓者、往年我南進軍圍嘉義城而爲所砲擊、破摧片々、今尙可憶當日之活劇、此城者懸清曆乾隆年間所築、其後屢々修理以致今日之堅固、抑嘉義者元來稱諸羅、乾隆年間林爽文之亂、城將固守善禦、清國皇帝嘉其功績而改稱今名云、城內東隅有一大碑、清國皇帝所建而以爲表、平定林爽文之亂、諸將功也、碑之文字者以滿漢二種言語、碑高壹丈五尺、幅四尺餘、真一偉觀物也、城內有文廟、文廟之側亦有義倉與儒學、皆今日我守備隊

占據也。

同二十六日

滯在、午前觀四門義塾、同者本年一月土地有志者承嘉義縣之允准所設、蓋從來東西南北門側各有義塾、明治二十七八年役皆歸廢止、今漸得復舊、土地有志者悅可得而知、午后在旅館而不外出。

同二十七日

滯在、午前至辨務署、歸途觀文廟、廟者規模宏壯、有大成門、有禮門、廟之左側有開漳聖廟、開漳聖王姓陳諱唐人、援闔開漳、漳州人所崇奉者也、規模比文廟稍小、然雕刻之美、結構壯嚴、粗似文廟、義倉在聖王廟後、倉庫數棟、平常可蓄米數萬石、有義倉碑、解說設義倉之旨趣、一々以可徵古史、廟之右側即儒學也、儒學右方有忠義祠、左方有節孝祠、所祀嘉義全縣忠孝之人、午餐後訪打猫辨務署、長於其旅館大和屋、偶在館、能談打猫附近事情而詳也、歸途巡覽市街而歸館、夜傳習所員笠井某來訪、閑談移刻。

同二十八日

晴、暑氣頗甚、如台北地方四五月之交、午前至縣廳、陳氏外二名亦登廳、會談如昨日、午餐後再登如午前質問、自此地以南土人皆食檳榔樹實、齒唇凡呈紅色一見頗奇、以土人好食檳榔樹實之故、皆曰此習慣由來久、多出台南地方、曰台土瘴氣多、今防之該實尤得其妙、食法者包實於一枚老葉、以

石灰泥焉，一日多者食數百個云，蓋爲此慣習也。自南方漸次及北，遂至台中，葫蘆執而止，各家有客來先饗以談實，恰如本邦喫茶，夜於旅館階下，嘉義縣官吏某某等開壘親之宴，席上有落語家，有戲曲，余等在樓上聽焉，興味可掬，之亦太平之象乎，亦以爲旅中之一愉快也。

三月一日

晴，嘉義滯在，午前再觀國語傳習所，下哺登辨務署，參事施秀才亦至焉，會談如例，后四時辭去，歸途觀羅山書院，院者在城南門外，現時陸軍衛戍病院所在，書院者往時嘉義文學之淵藪，院內最廣八千三百四十餘坪，院左側卽五夫子廟也，共向南而建焉，前時圍以竹叢，今則除去其一部分，故望觀渺々，南可望後山起伏之狀，真可謂絕景，有碑記書院創設之顛末，悉焉，不暇熟讀，約他日而去，南門內有文昌閣，往時學者集合而所講文，規模宏壯，彫刻極精，金碧燦爛，可人，以可知嘉義前時之盛，有碑然字々往々磨滅，不可讀，此夜公書，夜闌待人定而就寢。

同 二日

嘉義滯在，午前亦至辨務署如例，午餐後鹽水港街辨務署長某來談，鹽水港距嘉義八里許，人戶七千七百，現今土匪出沒，昨冬該辨務署長某爲土匪所襲殺，至今內地人唯有署員七八名與警察官吏七名耳，每夜一人交番當直，以戒非常，蓋台灣島中最危險之地也，街之紳士某某有衆望，且家蓄巨萬，明治二十七八年役，我南侵軍來攻鹽水港，某率衆防戰，能勦然，遂爲我軍所陷，某等遂被捕，軍

中而議生乎殺乎，然某爲人溫厚着實，若使某之生命存於今日，或他日爲我國之用，由而有死放焉，加之併所戰利之金十萬餘圓而還焉，某感激而全大變志，而遂至爲我國家之用，現時者嘉義縣參事也，嗚呼台灣謂無高誼之人乎，辨務署長爲余語如斯，下哺二點鐘觀育嬰堂，堂在北門街面，董事林某當時所養之兒童皆女兒，一々托之於他家乳母，而平日不在堂內，每月初一日乳母抱兒而來，登爲例，堂費縣慈善家所義出，一年計多二千圓，少一千七百圓，收堂費每一月概要五十金，兒童之數二十四人，往時懸清國政府時代所設，台灣慣習貧家生女兒不能養，天殺之，殘暴無甚焉，午后四點鐘歸館。

同 三日

快晴，下午再至育嬰堂，昨日以董事林某有呼集兒童之約也，至兒女皆爲乳母所抱而來，自生誕後二月至齡滿五歲，呱呱有泣有笑，一見可悲可憐，若無救濟之途乎，皆入兒籍明也，然兒仔無情，若他日生長見此慘狀，果有何感乎，余等與菓子而去，歸途訪耶穌教會堂，堂爲本地人所管，然在台南英國人某所主管，偶英人在台南不得而接，兒童十餘人，寄宿在堂內，讀習聖書，聖書者皆以羅馬字台灣語譯焉，蓋英國定教會所編成，此日朴仔脚辨務署長某來談，其要旨曰：朴仔脚距嘉義八里，戶數一千五百戶，內地人商店纔有二戶而已，其他不過官吏警察吏員耳，此邊亦多土匪，去二月一日午前土匪四十人整隊，伍而圍富產家某之邸，殺某老父奪金圓而去，我憲兵追擊之，遂斃殺土匪三人。

十一 新領土臺灣島國民教育

昨日亦有土匪之談，余亦有焉。實嘉義縣者土匪之淵藪也，距朴仔脚三里，余有布袋嘴街臨海，清國時代有稅關等之設，商業繁盛之地，明治二十七八年役，我南進軍上陸之際，賊據街而防戰，然遂為我軍所砲擊，市街瓦崩，現時續存殘跡耳。東石港距朴仔脚二里半，我台灣占領後驟形成市街，有稅關出張所，將他日有大繁盛之兆，即布袋嘴之衰滅，反為東石之繁盛，世之轉變不有定理，此邊沿岸淺沙遼瀾海，大艦巨舶到底不能進，有鹽田製鹽之業頗盛大，然道路狹隘為貴物價鹽一擔買之於布袋嘴，續七錢，搬之於朴仔脚為二十錢，更搬之於嘉義，實致八十錢之貴，亦可驚也。

同 四日晴

早起訪永田書記官於官邸，告明天出發去，歸途至辨務署面署長而告別，此夜書記官招宴余等一行，盛宴頗佳，午后九點鐘辭去。

同 五日晴

早起至陸軍運輸部，僦輕便鐵道車，此車應官用旅行者之乞也，土人二人推輕車，車軌鐵路而走，其速力恰髣髴腕車，聞自嘉義至新營庄六里，土匪出沒，白晝襲旅客，乞嘉義憲兵隊長以護衛余等一行，隊長諾而附憲兵二名護送，余等下午一點鐘新營庄着，日尚高依而議至曾文溪，曾文溪新營庄之間，土匪最猖獗，單行或危險，偶有憲兵護郵便物而至曾文溪，依而亦乞而尾焉，曾文溪距新營庄四里，土匪徘徊，常時擬農夫而耕田畝，遇旅客可乘忽為匪賊其殘暴可惡，下午四點鐘曾文溪街着。

投旅館，街枕曾文溪，溪水發源於內山，溪底皆砂，平日溪水少，大雨忽為渺々大河，往年我南進軍近衛師團苦戰之處，敵踞南岸二里程，構巨砲而抗，蓋謂天險，我軍不可濟也，然我軍之一隊乘暗夜濟上流拂曉出敵側面攻擊之，敵忽而潰亂，自此至台南至不見一敵兵云。

同 六日

乘輕便車，下午一點鐘台南着，投大西門外街浪花館，午餐后訪磯貝知縣於官邸，報公務之大略，知縣悅而答，為余等謀利便，歸途訪豐田辨務署長，不在焉，夜台南傳習所職員來談。

同 七日晴

午前九時至台南縣廳，磯貝知縣為余等紹介舉人蔡國琳，蔡者學深兼通古事，今為縣參事，午后至台南國語傳習所參觀授業。

同 八日

滯館便公務，下午觀東門內耶蘇教會學校，教會者英人某既距今二十三年前創設，學校區別三種，曰中學科，曰專門科，曰女學科之也，某悅歡迎余等，慇懃無不至，一々示導且饗茶菓。

同 九日

午前觀佛敎學校二學，一則懸西本願寺派之設立，一則曹洞宗派之設立，至縣廳面磯貝知縣午餐，後觀書房四個，歸途觀澎湖書院，天壇寺，而還。

同 十日

午前觀台南私立幼稚園轉而亦觀赤坎樓舊安平縣廳蓬壺書院皆在同一之地赤坎樓者距今二百年前蘭人所築之砲台也當時海水及樓下云午后拜國姓爺廟廊在南門內規模宏壯清曆光緒八年爲知府沈保禎所重修亦觀兩廣會館舊爲廣東廣西兩省人民之俱樂部今則寂莫無人時勢之變轉亦可驚有安平縣學今則爲台南地方裁判所側有萬壽宮只觀外形而內部不暇觀歸途訪內藤第一旅團長於四春園旅團長亦帶全台巡視之命來南自台土歸我版圖主而進國姓爺社格爲縣社蓋朝廷深悼其孤忠也台南烟戶一万五六千人口七方餘豪商富家櫛比羅列寧北台地而可謂勝往時者全島首都中央政府之所在及劉銘傳來爲巡撫移中央政府於台北亦雖如舊時不盛然亦不脫全島最第一繁都也市術廻以長壁周廻三里弱東西南北設四大門大門之側更設四小門

同 十一日

午前再至國語傳習所觀學生之授業集學生爲一場之演說下晡一點鐘歸館午餐後觀舊台南府廳之址考棚出崇文書院今皆爲守備第五聯隊營副官大尉某爲余等一行一々指導無所遺考棚舊時台南府之考場而每年一二月之交自嘉義鳳山台灣彰化各縣來受考試者不下一千人云故規模極壯大以可知當時之文學之盛城隍廟在考棚之左側亦美觀也此夜知已來館快談移更

同 十二日晴

至台南縣廳面談磯貝知縣偶舉人蔡國琳亦在聞近世歷史瑣談而歸午後在旅館而辦公務

同 十三日晴

本日日曜各衙門公暇岩瀨伊澤諸氏來訪岩瀨氏往年於高等師範學校同勤今爲台南縣會計課長千里之異鄉邂逅亦偶然也伊澤氏者學務部長伊澤修二氏令弟久在台北醫院藥局今爲台南醫院藥局長午後一點鐘臨西本願寺所設開導學校卒業證書授與式式於兩廣會館舉焉該校縣明治二十九年之創設舉卒業式三回於茲此回出卒業生六名亦可謂盛矣當日之來賓者比志島第三旅團長磯貝知縣其他朝野紳士無慮一百名以上可謂盛兩廣會館者廣東廣西兩省人民所設規模宏大繪畫彫刻之美蓋全台之偉觀亦以可知往年廣人勢力壓倒他省人然今則無管理之者幾屬廢頓誠可惜乎夜東京萬新報社特派員來訪

同 十四日晴

至縣廳歸途至第三旅團司令部面參謀長林少佐慇懃示部內登同部觀望台眺望市街大半入眼界加安平海上均入双眼亦一偉觀也此日第五聯隊長岡見大佐參謀長林少佐等來訪萬新報社員再來

同 十五日晴

十一 新領土臺灣島國民教育

午前徘徊市街，就書店、骨蒸店、求書畫皆無足觀物，抑台南者舊時全島首都，亦文人墨客之淵藪，然而今如此，以可知當時文學之大勢，午後臨台南教育會應磯貝會長之需，為一場之演說，旨趣在普通教育與內地學校系統也，唯憾余所述一々重譯達聽者之耳，會者一百余皆土地之紳士也，此夜辱磯貝知縣之招而盛飲觀海樓，磯貝知縣為主人，本縣警部長、舉人蔡國琳、舉人羅秀惠、舉人王藍石其他二三賓客來集，快談縱橫興味可掬，下午七點鐘帶醉味而歸館，亦以可洗旅情。

同 十六日快晴

下午一點鐘至縣廳面磯貝憲台，求昨夕招宴之謝禮，歸途訪安平縣學舊跡，縣學與萬壽宮双立真一大建築也，今為台南地方裁判所，判官某余於其官邸款談盡本土狀況而詳，某街書店有舊文書，欲購之而試問估價，店主曰價十二金，然一々熟看其文書，即舊海東書院、蓬壺書院、府學縣等學生所作作文草稿也，余大驚，叱主人曰汝何猥定估價之濫乎，汝所請估價實失虛額，此文書者固是學生之作文草稿，豈別可價汝所謂哉，少有文字者皆可笑汝愚，汝再莫乞十二金，主人叩頭而謝，余不買而去，點燈後客來縱談移刻。

同 十七日晴

午前至縣衙門與蔡國琳語如例。

同 十八日晴

下哺三點鐘至台南監獄署，署長酒泉氏茨城縣水戶人與余同縣，從署長觀監囚徒，現時二百余人，已決百六十人未決四十餘人，囚徒概本島人而內地人纔八九人耳，此之於台北監獄囚徒之多少不足比也，房裡極而清潔，從而病者亦鮮少，蓋署長銳謀改良之効，歸途徘徊市街而歸館，夜有來客。

同 十九日晴

午前至縣廳面磯貝憲台訪松原、關兩氏皆同鄉人，昨年來營商業於此地者，聞同鄉人在此地者不降三拾餘人，在異鄉而鄉人如此多，亦可以大慰旅情，此夜鄉人為余開懇親之宴於皆華園，園者與四春園双稱，為內地酒店之巨擘，會者酒泉典獄、川田警視、豐田辨務署長其他官民十數名，宴酣而舞蹈起，或高吟正氣歌，不知身之在異鄉，十點鐘衆客皆散去，余亦歸館，鄉人松井、松原兩氏至焉，辯談續々移刻。

同 二十日晴

此日春季皇靈祭，諸官衙門休暇，下哺外出訪諸知人皆不在，歸館閱舊史而至黃氏。

同 二十一日晴

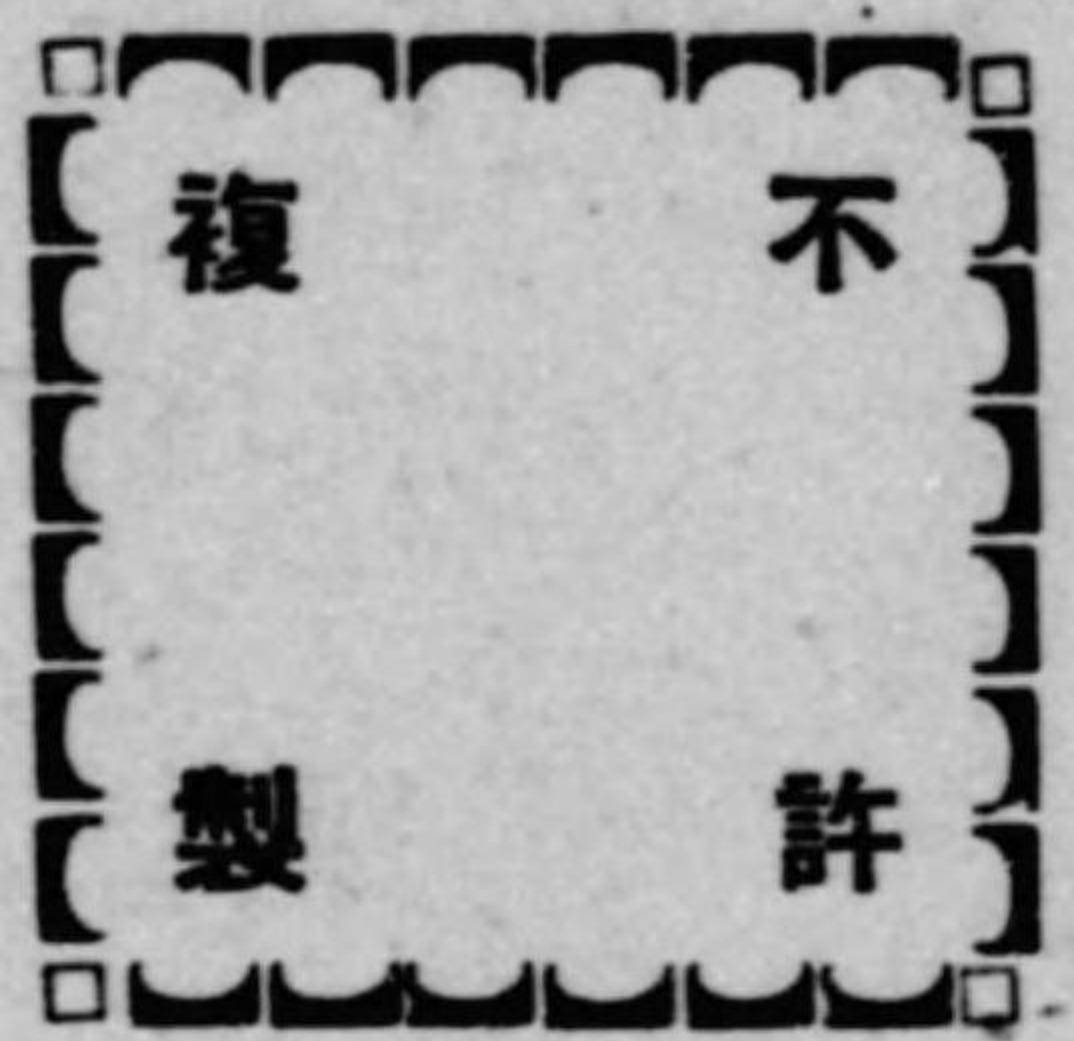
午前訪諸知人而告別離，歸期在明後二十三日也，此夜張小宴於觀海樓，招舉人蔡國琳、舉人羅秀惠外六名，樓者市街酒店巨擘，然固客室不潔，不脫清國之舊風，只至割烹芳味適口，比之於內地割

烹、寧於味有所勝乎、主客互開襟縱談放論、只惜言語不通、一介通譯而言談、此日得二首、

(右二首紛失)

明治國民教育史 終

昭和三年三月十七日 印刷
昭和三年三月二十日 發行



明治國民教育史

[定價四圓]

著者 町田 則文

東京高等師範學校構内 茗溪會藏版

發行者 草場 力
東京市麴町區飯田町六丁目十二番地

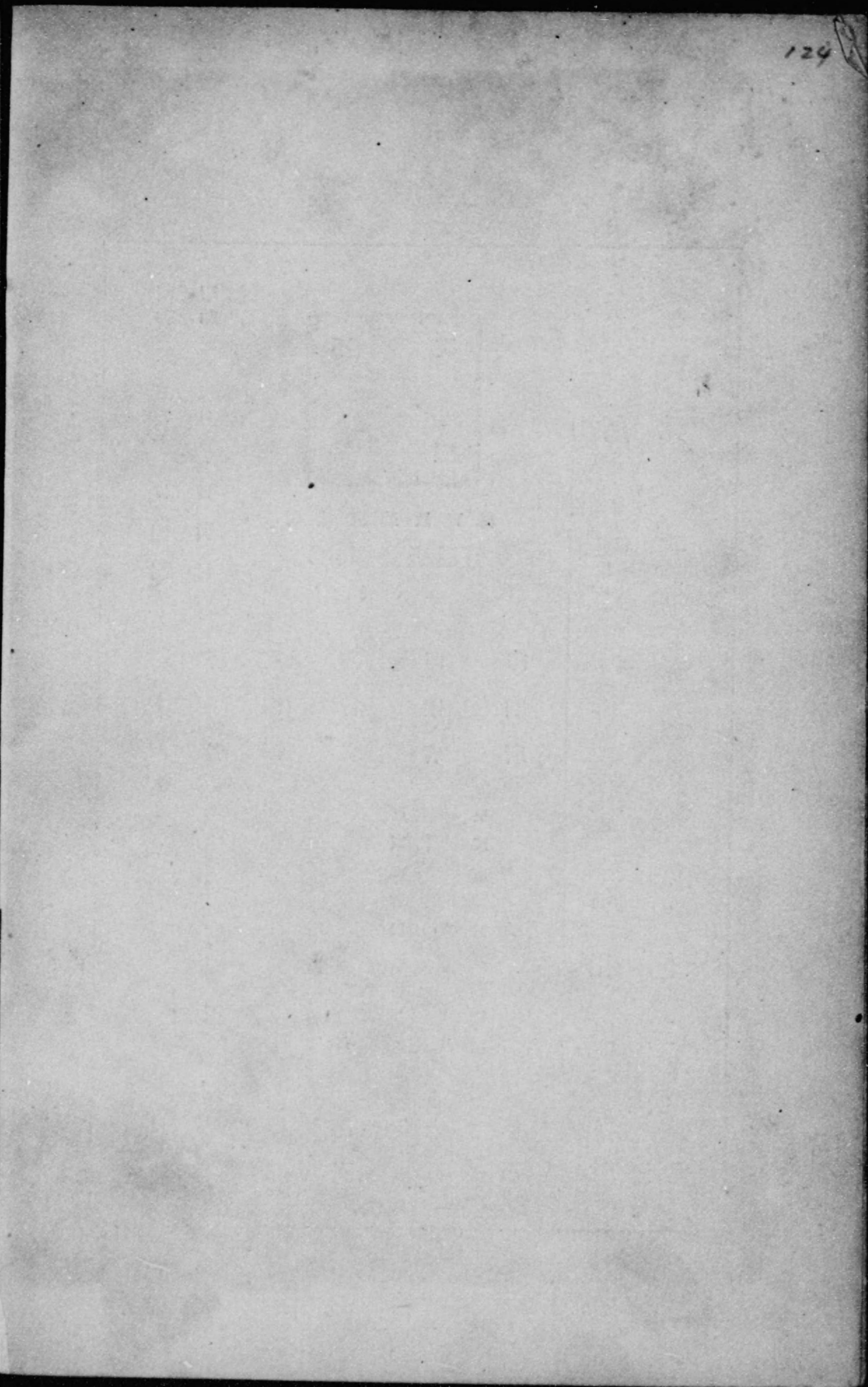
印刷者 尾藤 光之介
東京市神田區表猿樂町二番地

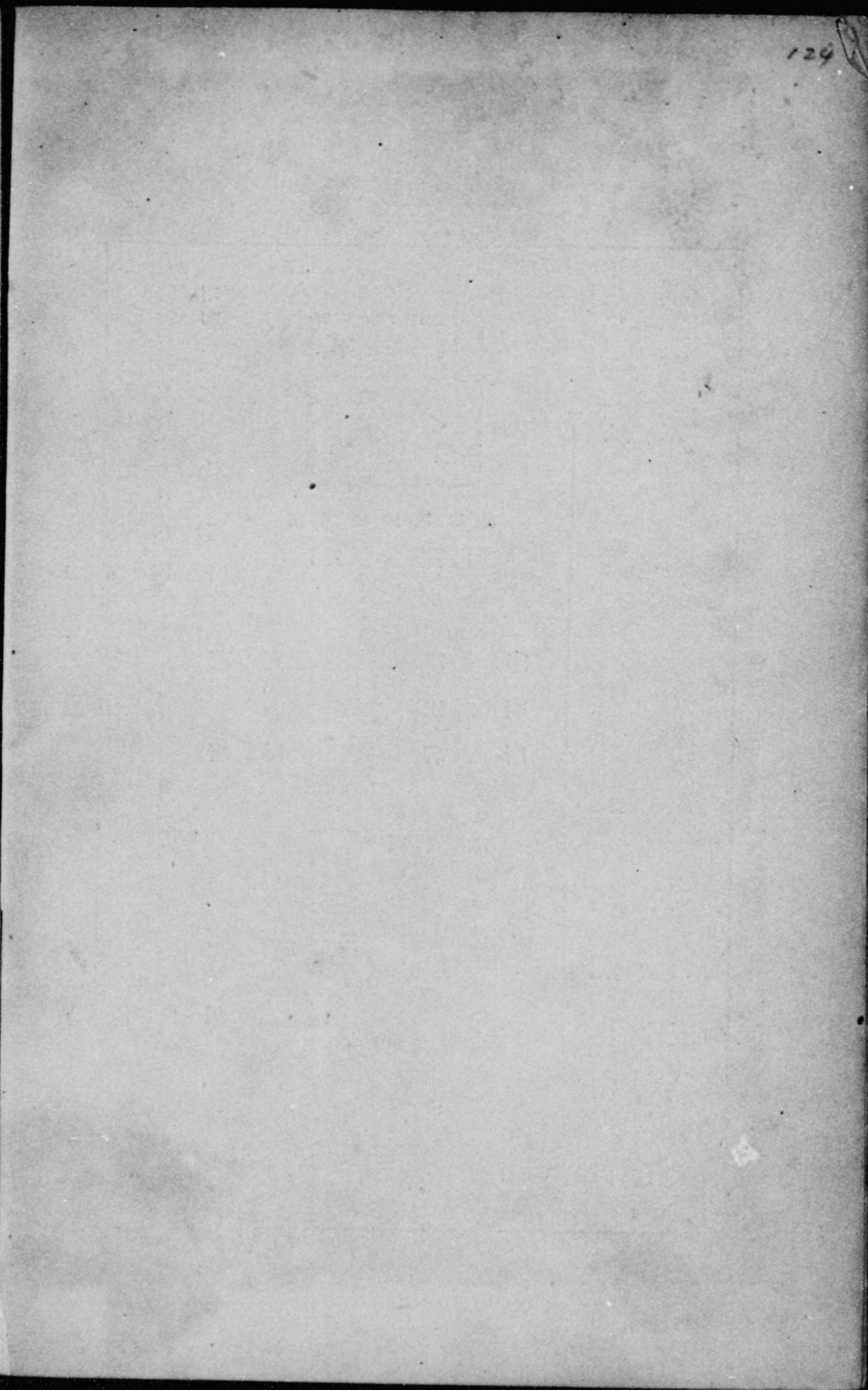
印刷所 開明堂印刷所
東京市神田區表猿樂町二番地

發行所
發賣元

東京市麴町區飯田町六丁目十二番地
振替東京六四三二八番
東京市橋區南鍛冶町一番地
振替東京七九三四番

昭和出版社
松邑三松堂





255
82

